

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学 通信

1998. 4 No.86

1981年5月20日第4種郵便物認可  
ISSN 0385-065X

## 規制緩和と労働

新「日米防衛協力指針」／金融ビッグバン／  
山一証券／浮行条例／「自由主義史観」／  
ドイツ学費

大月書店 好評の新刊

表示は税別価格

○あなたにインターネット統計情報源を収録——5年ぶり待望の全面改訂

# ブックガイド 統計ガイド 社会・経済 [第2版]

木下滋+土居英二  
森博美編

人口／土地／労働／生活／物価／社会保障／地域／ジェンダー  
／環境／企業／産業／財政／金融／国民経済／貿易・世界経済  
の15章・64分野の約7000にのぼる統計資料を徹底ガイド。

調査の対象と統計資料との関係が一目でわかる「統計体系図」を

もとに、調査内容と利用上の注意点を懇切に解説。

インターネットを通じて統計データ・情報を提供している内外

機関のホームページのアドレスと関連サイト情報も収録。

## 社会主義と民衆

初期社会主義の歴史的経験

星乃治彦著 「一九八九年までの社会主義」の歴史的な経験を、ポスター、世論調査、シュプレヒコール、集会での民衆の発言などの民衆史資料を駆使して総括する。旧

社会主義の全面否定からは見えてこない民衆と社会主義との生きいきとした像がよみがえる。46判・2500円

## 経済・経営系 工クセル入門 学生のための

角谷新・西山賢一・御園謙吉著 エクセル97を使い、その計算処理とグラフ化までの操作方法を説明。B5判・1500円

## 企業労働の日英比較

石田和夫・安井恒則・加藤正治編 日英の国際比較を通して、日本企業の特殊性と普遍性を摘出する。A5判・2500円

6-2 保険・年金に関するデータ案内	
公的年金の加入状況	年金制度の実態 →Cは毎年公的年金を実施調査、Mは全国消費生活調査に根拠。 内閣・事業報告から得られる。
公的年金の加入者数	→年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
公的年金の財政と国民負担	→年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
公的年金の財政と国民負担	→年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
医療・年金給付の国際比較	→年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。

6-2 保険・年金に関する主な統計	
A 国民年金被保険者実態調査	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
B 公的年金被保険者実態調査	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
C 公的年金加入者実態調査	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
D 公的年金加入者実態調査	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
E 医療保険実態調査 (国民健康保険)	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
F 医療保険実態調査 (雇用保険)	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
G 医療保険実態調査 (国民年金)	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
H 被保険者実態調査 (国民年金)	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
I 保険料実態調査 (国民年金)	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
J 保険料実態調査 (雇用保険)	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
K 国民年金制度の実態調査	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
L 国民年金制度の実態調査	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
M 国民年金制度の実態調査	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
N 国民年金制度の実態調査	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。
O 消費税調査	被保険者実態調査 →年金制度の実態調査、Mは全国消費生活調査から得られる。

134

# 経済科学通信

*Letters of Economic Science*

第86号 (1998年4月)

TOPICS ..... 2

新「日米防衛協力指針」／金融ビッグバン／山一証券経営破綻／  
淫行条例／「自由主義史観」／ドイツ学費

## 権利を創る(8)

地域自立発展研究所 ..... 神田 浩史 12



## 規制緩和と労働

規制緩和と労働	伍賀 一道	15
労働の現場と規制緩和	千田 忠男	21
労働時間の規制はなぜ必要か	森岡 孝二	26
労基法改正と女子保護規定撤廃	中川 スミ	32
米国における規制緩和と労働市場の変容	仲野(菊地)組子	39
ドイツにおける規制緩和と社会扶助	布川日佐史	45

## 特別寄稿

資本主義の発展段階と統合資本主義	杉本 昭七	51
グローバリゼーションと地域経済	高原 一隆	55

書評 ..... 63

北原・伊藤・山田著『現代資本主義をどう見るか』／  
千田忠男編著『労働科学入門』

## 政治学入門

都市の政治学 ..... 柏原 誠 67

## 現代社会批評

グリーン・ツーリズムの発展可能性 ..... 棚山 研 72

誌面批評 ..... 83

基礎研だより ..... 86

## ◆新「日米防衛協力指針」を考える

### 断固たる決意で迫るアメリカ

97年9月の1ヶ月間に米海軍は3隻の空母を日本に集中させた。民間港である小樽に空母インディペンデンス、佐世保に空母コンステレーション、そして横須賀には原子力空母ニミッツ、戦時でも1つの戦場には2隻しか空母を運用しないはずなのに、である。

米海兵隊は、9月に北海道矢臼別、11月には宮城県王城寺原演習場で昼夜ぶっ通しの実弾砲撃演習を強行し、沖縄での1年分の4000発を越える実弾を打ち込んだ。陸・海・空での日米合同演習も、ほぼ時を同じくして、日本全域で実施された。民間の港や空港、全日空機や民間のバス、さらには日通などの武器・弾薬の輸送などの新指針の先取りが強行された。文字通り北海道から沖縄まで日本は米軍に襲いかかられた。

アメリカは断固たる決意を日本政府と国民に示して、新「日米防衛指針」(新ガイドライン)の約束の履行を迫ってきたといえる。

### 22項目の有事法制整備が焦点

9月23日にニューヨークで決められた新「日米防衛協力指針」は、「周辺事態」(=日本国外)でのアメリカの軍事力行使を視野に入れて、日本とアメリカの平素からの「協力」と「調整」のあり方について、「一般的な大枠及び方向性を示す」ことを目的とするものである。ガイドラインとはまさに「ガイドラ

イン」にすぎない。しかし、この「ガイドライン」に沿って、日本政府は4機能15分野で40項目もの「軍事」協力項目例を明記させられた。この「軍事」協力項目は、当然海外での、日本の「軍事協力＝軍事行動」となるため、従来の法律の枠を大きく越えるものであり、あらたな法制整備が必要となる。周辺有事法制(いわゆる有事立法)は検討対象22項目にものぼることがすでに明らかになっている(防衛庁が自民党国防部会に非公式に示したもの)。それは、運輸・医療・建設など民間・地方自治体をも対象として「法的措置」や「強制措置(罰則等)」で動員することも検討されている。まさに、戦時中の「国家総動員法」に匹敵するものといえる。

元米国防次官補のアーミテージ氏は、東京アメリカンセンターでの講演で日米新ガイドラインを「アジア安全保障の歴史の中で画期的」なものと位置づけた。ただし、

「新指針を受けて、自衛隊法、日米物品役務相互提供協定(ACSA)などの国内法の整備が行われればの話である」と念を押すのを忘れないかった。「早急な法整備」を国会が行うことと、自衛隊と米軍の共同「軍事」計画を求めているのである。さらに、「集団的自衛権に関する憲法解釈」をも迫っている。新指針の行き着く先はまさに憲法を搖るがすものとなろうとしているのである。

新指針を巡るせめぎ合いは、平和憲法に関わる問題として、私たちは認識を深め、国民生活に直結する有事法制化作業の即時中止を要求しなければならない。また、有事立法を許さず平和憲法を守る運動を、これまでにない国民的広がりと深まりをもって繰り広げることが求められている。

アーミテージ氏は「しかし、こうした法整備が早急に行われなければ、歴史家は指針に対し、全く異なる見解を持つことになろう」とも語っている。

だとすれば、私たちの運動で法整備を止めさせることができれば、



公開訓練を行う自衛隊

「画期的」な新指針を「ただの指針」とし、「全く異なる見解を後世の歴史家に持たせる」ことができるのである。たたかいはまさにこれからなのである。

## 6度目の敗北をした日本

日米安保には、核兵器の持ち込み問題や在日米軍の自由出撃などの密約の存在がかねてから指摘されていた。つい最近の日本共産党的調査で米政府の秘密文書や日米両政府の密約が明らかになったことは記憶に新しい。

私見ではあるが、わたしは日本の支配層は、安保問題でことごとく対米交渉に敗北してきたと見ていている。51年のサンフランシスコでの平和条約と引き換えに全土基地方式の旧安保条約を飲まされたのが1番目の敗北とすれば、60年安保（現行安保）では、経済条項・軍拡努力条項とともに有名な極東条項が押し込まれた。第2の敗北である。

69年の佐藤・ニクソンの沖縄返還協定では、沖縄県民の祖国復帰を求めるたたかいに窮したアメリカに、沖縄返還を求める佐藤首相と密談の末に核持ち込みと自由出撃の密約を取られるという第3の敗北となった。アメリカはすでに

軍事上も沖縄配備の核ミサイル・メースBを必要とせず、引き上げを内々に決定していたにも関わらず、日本との最後の取引材料としていたのである。

78年の旧「日米防衛協力指針」では、ベトナムでの敗北に揺れる米軍を引き留めようとして、逆に米軍への有事協力の約束をさせられ、からめ取られる事態となつた。

96年4月の日米安保共同宣言では、県民の突き上げに苦しんだアメリカの狡猾な駆け引きに屈伏し、老朽化した普天間基地の「撤去」と引き換えに、名護市の最新ヘリ基地建設と今回のガイドラインを約束させられた。

新指針では「邦人救出問題」での若干のアメリカの譲歩と引き換えにギリギリまで憲法9条に踏み込み、海外での米軍の戦争に自衛隊どころか国民動員すら約束させられたのである。

96年4月の橋本・クリントン「日米安全保障共同宣言」で、21世紀まで高らかに歌い上げる「日米同盟」の底がなにやら見えてくる。

日米安保体制の枠組みからしか世界を見ることができない外務省の高級官僚と防衛庁・自衛隊官僚および「パワーポリティックス」の見方からは、96年の「安保共同宣言」と「新ガイドライン」は21

世紀を展望した安全保障政策の満足できる答案のようだ。

驚くべき認識ではないかと思うのだが、ガイドライン見直しに直接関わった防衛審議官（当時）の柳沢協二氏と日経新聞論説委員の伊奈氏が対談の中で、「アメリカの国益が即日本の国益だ」（伊奈氏）、「アメリカの国益と日本の国益がおよそ地域の安定という点ではオーバーラップしている」（柳沢氏）とさえ発言しているのである（『セキュリタリアン』97年9月号）。

## 新しい平和の構想を今こそ

新指針問題を検討する時、力による支配の立場からの脱却を根底に据えることが問われているのではないか。「軍事と政治のリアリティ」と「平和の構想力」が正面から切り結んでいる今の時代状況を平和の方向に大きく切り換えることは可能だ。東アジアを日米同盟による共同覇権のもとに置き続けるのか、それとも「へその緒でアジアとつながってしまった」日本が、日米安保のケビキから日本とアジアの人民を解き放つかが問われている。アジアと世界は軍事力による支配をもはや必要していないのである。

（戸田昌基 京都平和委員会事務局長）

## ◆金融ビッグバン

### 金融ビッグバンの概要

橋本首相の行革の大きな柱である金融市場の規制緩和策・自由化

策を「ビッグ・バン」という。金融制度改革を、宇宙誕生の大爆発をさす「ビッグ・バン」という言葉で最初に形容したのは、イギリスであった。1986年10月イギリス

では、株式手数料の自由化など一連の自由化を一気に実施するショック療法的規制緩和・自由化政策がとられた。そこで、それが「ビッグ・バン」と名付けられた。ちなみに、それに先立つ1975年5月1日にアメリカにおいて証券市場の手数料自由化が行われた。これ

は「メーデー」と呼ばれている。

日本のビッグ・バンの具体的な内容については、大蔵大臣の諮問機関である金融制度調査会、証券取引審議会、保険審議会、外国為替等審議会、企業会計審議会が検討を続けてきた。そして、本年6月13日に前3審議会がそれぞれ答申・最終報告書を提出したことで、骨格が明らかになった。かねてから言われているように、この金融制度改革の大義名分は、沈滞化している我が国金融市场を(1)フリー：市場原理が働く自由な市場、(2)フェア：透明で信頼できる市場、(3)グローバル：国際的な市場として再生させるために、1999年度から2001年度までに、あらゆる側面での規制緩和と自由化を押し進めているところにある。

多岐に渡る具体的な内容の基本的な事項を紹介すると、(1)為銀主義の撤廃=外国為替取引の自由化(今年先行して実施)、(2)金融・証券・保険分野での業態規制の撤廃と相互参入の完全自由化、(3)デリバティブ(金融派生)商品など金

融商品の開発・販売の自由化、(4)証券手数料の自由化、証券取引の取引所集中義務の撤廃等の証券取引の自由化、などが挙げられている。

報告書の中でも強調されているように、この改革は、「『護送船団方式』と呼ばれる金融行政や金融機関各社の横並び体質」などを温存する「国際的にみて相当時代遅れのものとなって」いる戦後日本の金融制度の枠組みを大きく変化させるドラスティックなものになるはずである。

## 背景

こうした急進的な改革を急いでいる背景を簡単に整理してみると、まず第1に、一步先に自由化・機構改革を行った欧米の金融・資本市場が活況を呈しているのに対しで株式市場を中心とする日本金融市场が停滞し、国際的に遅れをとっている。第2に、バブル崩壊後の不況の深刻化と金融機関の不良債権処理の遅れや金融の不安定化が

払拭できていない。その一方で、第3に、日本には1200兆円という個人資産が存在している。第4に、日本の金融の自由化・国際化が、国債化・グローバル化と共に1980年代以降、現在まで進められている、といった点に求められている。

このように、日本版ビッグ・バンが押し進められている背景には、金融市场の活性化と金融面からの景気のこ入れ、そのための個人資産の誘導という短期的な側面と、最後に指摘したように、経済構造変化が進行する中ですすめられている金融制度改革のゴールという長期的側面がある。

## 考えなければならない点

最後に示した長期的側面は、言い換えれば、日本の資本蓄積が一定段階(成熟段階)に達し、経済成長が鈍化するその一方で貨幣資本が蓄積しているという、今までにない経済構造の変化である。

貨幣資本の蓄積が不足し、その一方で経済成長が達成されていた(すなわち、現実資本の蓄積が先行的に進行している)高度成長期には、金融・資本市場は銀行資本の信用創造を中心に貨幣供給の役割を担っており、それがレーザン・データルであった。ところが、経済成長率の低下と蓄積された貨幣資本との併存という近年の状況は、金融・資本市場の意義・役割を根本的に問いかねることになったのである。これは、いわゆる「ストック経済化」現象の基礎にあり、さらに、ビッグ・バンを押し進めている経済の基礎的要因でもある



といえよう。

低成長経済下で現実資本に転化できない貨幣資本は、日々の価格変動を利用した運用へと向かわざるを得ない。こうした中でビッグ・バンによる規制緩和と競争の促進策が、自由化した金融・資本市場を貨幣資本の投下先へと広げる。さらに、情報化によって狭まつた世界中のストック市場が運用先として存在している。一般に、ビッグ・バンを世界的な投機を助長し、金融・資本市場を世界的に不安定にする政策であると評価するとき、その根底にある考え方方がこれである。確かに、80年代以降為替や株式市場の価格変動は大きくなってしまい、例えば、昨年10月29日に代表されるような香港市場に端を発した世界的な株式市場での価格の乱高下は、この指摘を裏付けるものと言える。

その一方で、ビッグ・バンやその経済的帰結についてこれ以上の突っ込んだ研究が少ないように思われる。ビッグ・バンを評価する前提として、「ストック経済化」とはどんな現象なのか（たとえば、1200兆円の個人資産の存在を貨幣金融論的にどのように評価するか）、また貨幣資本の肥大化するなかで

の金融・資本市場の役割や意義について理論的にきちんと整理されるべきであると考えるが、こうした問題意識での研究は意外と少ない。

視点をかえて、短期的な側面での問題点を考えてみたい。すでに述べたように、日本版ビッグ・バンは日本経済と金融・資本市場の建て直しに個人資産を誘導しようというねらいがある。それゆえ、政府は、ビッグ・バンによってフリー、フェア、グローバルな市場が達成されれば、個人の利用しやすい多種多様な金融商品が提供されるようになると宣伝している。

しかし、マーケットの基本原理であり、ビッグバンの最も「崇高な」目標であるフリーとフェアは家計・個人に保証されるのであろうか。ビッグ・バンによって家計（「一般投資家」）もまた弱肉強食の市場メカニズムのなかに否応無くほうり込まれる。にもかかわらず、「驚くべきことだが、この問題については、これまで各種審議会、部会などの論議においてほとんど俎上に上った形跡がない」。さらに調査によれば、現在においても金融機関の店頭において家計向けの情報提供が恣意的に行われている実

態がある（角川総一「家計から見たビッグバン」『エコノミスト』、1997年、7/8号）。

ビッグ・バンを前にして、日本の多くの銀行は変額保険裁判などで敗訴、損害賠償の支払いを命じられている。また、日産生命の確定年金保険をめぐるローン問題でも多くの銀行が責任を追求されている。これらは、単にバブル発生・崩壊という一時的な条件下で起きた問題とは言えない。多種多様な金融商品が一般家計向けに提供されるようになったときに起こりうるであろう問題をこれらの事件は示唆している。

ビッグバンによってもっともフリーかつフェアではない状態で市場競争に立ち向かわなければならないのは、資本市場へも接近できず、評価選択手段・能力をもたない小口貯蓄者=一般家計であることを忘れてはならない。

きたるべきビッグ・バンをめぐる論議の中に真に求められているものは、一般家計の保護と企業行動の監視をどのように行うかという視点であろう。

（松本朗 愛媛大学）

## ◆山一証券の経営破綻

### 大手金融・証券の相次ぐ破綻

97年11月は戦後経済史の中でも特筆すべき1ヶ月となった。11月3日には、かねてから経営不振が伝えられていた三洋証券が会社更

生法の申請を行い、総合証券としては免許制移行後、はじめての倒産となった。さらに道銀との合併が暗礁に乗り上げた北海道拓殖銀行が11月17日に経営破綻し、北洋銀行に営業譲渡することとなった。そして、11月25日には4大証券の

ひとつ、山一証券が自主廃業にむけて業務の一部停止を発表し、事実上の倒産状態となった。

相次ぐ大型破綻で証券市場は混亂し、山一証券のメインバンクである富士銀行や同系列の安田信託銀行の経営危機がさやかれて、多額の不良債権をかかえるとされる金融・証券の銘柄を中心に株価が暴落した。

## 山一トップが関与した飛ばし

山一経営破綻の背景には、97年2月に明るみになった総会屋、小池隆一への利益供与事件によって市場からの制裁を受けたこともあげられるが、「飛ばし」による2648億円もの簿外債務の存在が直接の原因となった。「飛ばし」疑惑については、かねてから噂されていたものの、経営陣のトップが関与し、巨額の飛ばしを海外の子会社を通じて行っていたということは、市場のルールを自らの手で歪めると同時に、一部の取引先に対して間接的に損失補填を行い、自らの経営基盤を切り崩す行為である。これららの行為は山一のみならず、日本や日本企業に対する国際的な評価を低くすることにつながっている。また「飛ばし」などによって山一証券が抱えている負債総額は、一説には公表された2648億円をはるかに上回る3兆円とも伝えられており、今後調査が進むにともない、大幅な債務超過という事態も予想される。

11月17日、山一からの簿外債務の報告を公的に受けた大蔵省は、それら情報の開示も行わず、山一の株式は普段どおり21日まで市場で取引されていた。とりわけ山一の株は、11月19~21日にかけて、東京証券取引所において2億4千万株もの売買を記録し、同取引所の出来高の12%をしめるという異常事態であった。現時点で考えればこの3日間に証券市場では大がかりなババ抜きが行われ、情報を持たない個人投資家の資産が失われることになる。公平・公正の市場原理を貫徹するならば、大蔵省



は報告を受けた時点で直ちにそれらの情報を公開すると同時に、同社の株式を売買停止にすべきははずだったのである。また、91年の段階で大蔵省は山一の簿外債務の報告を受けていたとする報道もあり、監督官庁としての大蔵省の責任はきわめて大きいと言えよう。

## 山一110番へ殺到した電話相談

山一経営破綻を受けて株主オンブズマンは、総会屋への利益供与事件で株主代表訴訟を提訴している公認会計士から、証券取引法24条の4「有価証券報告書の虚偽の記載等による会社役員の賠償責任」にもとづいた損害賠償請求の要請がおこなわれた。そして、株主等の被害実態を明らかにする目的で12月5~7日の3日間、「山一の無責任経営者、監査法人を糾弾する110番」が大阪で実施された。5台の架設電話と1台のFAXでも対応だったが、3日間とも電話はとぎれることなく鳴り続き、相談件数は約800件にも達した。現在までの相談件数はゆうに1000件を超えてお

り、被害の多さが浮き彫りとなつた。相談内容としては、株式について約400件、転換社債について約300件、抵当証券について約100件に大別される。株式や転換社債購入した人たちの中には、破綻直前の11月21日に山一証券の営業から進められて購入したという場合が少なからず見受けられる。

多くの株主たちは山一等の営業マンやセールスレディから「必ず上がる」、「4000億円の純資産があるので1株あたり400円になる」、「山一が潰れれば日本が潰れる」、「富士銀行の支援がある」、「4大証券が潰れるはずはない」と言われて株式などを購入したと話している。現在では、株価は紙くず同然の1円となっており、多い人では1億円もの損害を受けたケースもあり、信用取引をしていたため自己破産をするしかない、という悲惨な相談もあった。

転換社債については、山一が超過債務にならなければ償還され、一部報道で繰り上げ償還の方針が伝えられており、損害が生じるか否かは未確定である。高齢者や女

性からの相談が目に付き、株の場合と同様に営業から勧められた場合や、「元本保証」というでたらめな勧誘で購入したケースもあり、株は危険だが、転換社債ならば安全だという認識が強かったように感じられる。一連の低金利政策の中で、行き場を失った高齢者の老後資金が、すこしでも高い利息を求めて山一の転換社債購入に至ったケースが目に付き、今後の成り行き次第では、株式同様の被害となることも考えられる。

### 真相の究明と損害賠償

相談者の中には経営者や監査法

人、大蔵省を相手取って損害賠償請求を行いたいという声も強く、株主オンブズマンでは今後原告団と弁護団の結成を進めると同時に、山一破綻の真相究明、経営陣や監査法人の責任追及、大蔵省の関与と監督責任の追及のために必要な様々な可能性を検討する方針を固めている。また、直前に株式を購入したケースでは、株式の販売を止めなかった経営陣を詐欺罪で告発する方針も立てており、今後、山一証券の経営破綻の真相が法廷で明らかにされ、行平・三木といった旧経営陣や監査法人・大蔵省の責任追及がなされることになる。

### [追記]

本年1月末より、山一証券は債務超過とはならない可能性が高くなつたとして、転換社債の繰り上げ償還を行い、多くの転換社債購入者へ被害が及ぶという事態は回避された。債務超過に陥つていな企業が自主廃業をする事は考えづらく、今回の決定はこれ以上の金融不安を拡大したくない政府・日銀の政策的意図がはっきりとうかがえ、臭いモノにタマをしただけの、その場しのぎで、真相を明らかにしようといった姿勢は全く示されていない。

(野町直彦 基礎研大阪支部)

## ◆「子どもの性」と刑罰的規制

### 買春処罰条例、 問われるものは何か？

「東京都青少年の健全な育成に関する条例」が1997年10月に改正され、施行された。従来の「淫行（淫らな行為）処罰」ではなく「買春処罰」規定を導入したことで注目を集めることとなった。さらに、「有害図書」規制の対象に「CD-ROM等パソコンソフト」があらたに加えられた。管轄は、警察と都の共同所管とされた。なお、一足さきに97年8月13日には、いわゆるテレクラやデータクラブの届け出と設置規制を内容とするテレクラ営業規制の条例があらたに制定、施行されている。これらは、東京都第22期青少年問題協議会が、97年4月「青少年の健全な育成に關

する条例」を改正して、「買春処罰規定」を新設すべき旨知事に答申をしたことを受けた改正だ。

全国的にも注目されたのは、青少年条例を持たない長野県を除き、いわゆる「みだらな行為」を罰する淫行処罰規定を設けていない自治体は東京都だけであったことと、また東京都は88年に子どもの性的自己決定の涵養がまず必要だとして、淫行処罰規定の設置を見送った経緯があり、あらためて「事態の深刻化」（規制要求の請願理由）をどう評価するのかが注目されたのである。

答申では、青少年期の性が豊かな人格形成にとって重要であることは認めながら、「健全育成上有害な行為」については、「謙抑的な立場に立つて青少年の保護のために大人を処罰する規定を設けること

はやむをえない」として「買春等処罰」規定を設け、その規制対象を「金品等の経済的な利益の対価として青少年と行う性交または性交類似行為」とした。いわゆる「援助交際」を念頭に置いたものである。少年については、処罰の対象にしていないが、かつて淫行規定の議論の折りに「運用によって少年を二重に傷つけるおそれがある」と指摘された点について、捜査、司法機関等に心理的特性に熟知した女性担当者を配置することや行政部門が関係機関との連携を密にすることで避けられたとした。

一連の経緯の中では、性の商品化の何が問題なのか、何をもって「事態は深刻」というのかなどの立法事実（法によって解決すべき事態）をめぐる認識の問題、条例改正要求のなかでの取締り機関の動きへの評価など立法経緯の問題、青少協の審議のあり方や報道との関係などの審議過程全体の対社会

的問題、買春等処罰規定の解釈論上の問題、運用の問題、事後的な検証活動の課題など、検討すべき課題は山積している。それらを振り返っておくことは、市民にとって身近な条例の立法・改正を、より実質的なものにしていくために不可欠の市民的責務だし、立法・行政部門の義務でもありと思われる。

## 子どもの成長発達と性、いかに受け止めるのか

紙幅の関係で、子どもの性的自己決定にかかわって、一つだけ指摘しておきたい。条例改正を必要とした立法事実をあらためて確認しておくことの必要性である。社会的要求はいったい何だったのか、それがどのような形でくみ取られ、立法活動に反映されていくのかを振り返っておくことは、今後、条例による規制の合理性を検証するためにも重要なことである。条例は何を解決しようとしたのか。

この条例は、「援助交際」の規制のために成立した条例のように、受け止められているが、もともとは、95年頃から増え始めたピンクチラシの一般家庭のポストへの投げ込み問題を契機にした、家庭な

いし子どもと性情報・表現の関わりをどう考えるべきかという問題であり、また、テレクラを契機にして広がりつつある子どもの性的関心の高まりと非行誘発の危険性についての問題だった。ここには、基本的に「子どもの性」に社会はどう向き合うべきか、という社会的意識化への胎動があったし、子どもの性的自律に関する具体的議論の契機があった。しかし、それが法規制要求に転換していくとき、「援助交際」のみが強調され、淫行処罰規定の設置要求だけが高まった。請願の数は相当な数にのぼったが、「女子高生」への矮小化された関心と、法規制による強権的な「清浄な環境」の回復に社会的関心が収斂していった。そこには、一人の地域の成員として、家庭人として、親として、教師として、子ども自身として「子どもの性」について総合的に議論し考えていく機運が薄れてしまっていた。「ないよりまし」論が何らの検討なしに広がっていたのだ。じつは、淫行規定を制定したかつての多くの自治体がそうであった。

いまあらためて、立法動機を振り返りながら、子どもの成長と発達の中で性の問題を考え、一人の人間にとて性がもつ意味を社会

や大人が考える機会にし、さらに子どもにどのような支援が可能なのかの関心と政策を含めた具体的議論とを広げる努力をすることが、子どもの権利条約批准後2年を経た、我々の実践ではなかろうか。98年5月に日本政府は、子ども施策と権利の保障状況に関して「国連子どもの権利委員会」の審査を受けるのであるから、日本の実状を見据えながら具体的に検証する好機だともいえるだろう。

日本では、子ども期に自己決定を育む機会は全くと言っていいほどないし、逆に、それを否定されながら成長する。性教育にあっても、人間の生き方の問題として性が語られないため、性と自己決定は一体のものとして捉えられていない。必要なのは、自己決定の否定ではなく、それを受け止めつつ、性を自分という人間の生き方、人との関わり方の問題として考えられる機会と場を設けることだと思われる。思春期を迎えて、自分を見直そうとしている子どもを支援し、迷いを受け止めてくれるところが本来必要なのだ。

いずれにしろ改正条例の継続的なフォローアップが必要だ。

(佐々木光明 三重短期大学)

## ◆ 「自由主義史観」の本質

### 自由主義史観の基本性格

教育学者の藤岡信勝氏らのグループによる戦後の平和主義的歴史教育批判が、従軍慰安婦の教科書

記述の問題もあり、世間の注目を集めたのは、96年から97年にかけてである。話題としてはやや旧聞に属する感がないではないが、ものごとの本質は、時間というフィルターを通してより明確に

なるものであり、その意味では、「自由主義史観」なるものの実体と今後を分析する上で、今がちょうどいい時期と言えるのかもしれない。

周知のように、保守派による教科書攻撃は、日本民主党が『うべき教科書の問題』(1955年)を出して以来、折にふれて政治的話

題となってきたが、今回の藤岡氏らの活動は、それらの動きとはかなり異なる背景を有するように思われる。それは一言でいえば、タカ派による政治的イデオロギー攻勢にとどまらず、国民の生活意識に強く訴えかける面をもっているという点である。そのことは自由主義史観研究会に、若い教師をはじめ普通の教育関係者が多く参加していることをみても分かる。

従来の教科書攻撃や歴史教育批判は、タカ派が進歩的な教科書執筆者を攻撃するというパターンが一般的であったが、今回の批判が教育関係者、しかも藤岡氏のような教科教育法の専門家から出てきたというのも異例と言わねばならない。この点の特徴は議論の内容に、ディベートなど教育方法論的な要素が折り込まれているという形で現れている。「自由主義史観」の基本性格として、藤岡氏は「国益」を基本とした戦略的思考の重視をあげているが、これは歴史を必然的過程としてとらえるのではなく、選択可能なプロセスとしてとらえることを含意するものであり、物事の是非をディベートで決めてゆく発想とアナロジカルなのである。

「自由主義史観」の主張は、共産主義（東京裁判史観）でも軍国主義（大東亜戦争史観）でもない、自由主義路線を軸に近現代の歴史をとらえようとする点で、一見リベラルな装いをこらしているが、その本質はあまり次元の高くないナショナリズムと言ってよい。その点は「国益」の理解に典型的に現れている。例えば、日本の「一国平和主義」の無力を証明したと藤岡氏の言う湾岸戦争の評価では、

多国籍軍の軍事行動は当然のこととされているが、その前提にあるのは、中東の石油によって「快適な」生活が保障されている、アメリカ中心の現在の国際経済秩序と、先進諸国の価値観を疑わない無批判な精神である。

そこには現在の経済体制が、環境破壊や南北問題などの困難を抱えたものであるという問題意識はかけらもみられない。さらに、もともと「国益」は、イデオロギー性の強い概念であり、国民全体の利益ではなく、時の支配層や一部の特権階級の利益を代表するというのが、社会科学の常識であろう。

つけ加えて言えば、従軍慰安婦や南京大虐殺事件で、アジアを敵にまわすようなかれらの議論が、この意味での「国益」にかなっているかどうかさえ、大きな疑問である。結局のところ、「自由主義史観」なるものは、いっぽし歴史理論であるかのような印象を与えているが、その内実は無批判な日常意識に基づいて、戦後の平和教育を否定する対抗イデオロギーに過ぎず、およそ「史観」と呼べる

ような代物ではない。

しかし「自由主義史観」が、理論としてまともな批判に値しないということは、これを軽視してよいということを意味しない。かれらの出版物がサンケイグループの支援も得て、大量に販売されているのをみても分かるように、むしろあまり次元が高くないからこそ、分かりやすく、俗耳に入りやすいということもあるのである。

特にその点では、戦後半世紀が過ぎて日本が経済的豊かさを謳歌するなかで、戦争体験が風化し、現在の日本の体制を疑わない若い世代が増えてきている中で、現在の平和教育が、そのような意識を正確に踏まえて行われてきたかどうか自問する必要がある。戦後の平和教育を「自虐史観」に基づくとするかれらの批判が受け入れられやすいのは、そのような意識状況と関係していると思われるからである。

## 今後の動向を占う

今後、藤岡氏らの動きが、一定



の社会的支持を得ながら、教育界に定着するかどうかは予測が難しいが、ただ彼らの評価と係わって、今後を占ういくつかのポイントをあげておこう。第1は、あらゆる面でのグローバル化が進む大きな時代の変化の中で、国民国家の枠組みや「国益」を自明の前提とするような、この種の議論にどれだけのリアリティがあるのかという点である。昨年のアジアの金融危機で改めて分かったことは、一国の金融システムを維持するためにも相互の協力関係が不可欠であるということであったが、現代は「国益」が一国で完結するような時代ではないのである。

第2は、規制緩和政策によって、教科書問題の前提が変わってきて

いるという点である。現在の政府、財界の教育改革路線は、国の教育への関与を見直そうというところにあるが、教科書についても、内容規制のあり方や広域採択の方法などが検討の対象となっている。従来の教科書問題の図式は、国家をはさんで左右のイデオロギーが対決するというものであったが、国家の教育への係わりの変化の中で、この構図自体も変わってゆかざるをえないであろう。

第1の点で言えば、「自由主義史観」流のナショナリズムは、そのままで体制イデオロギーとなることができない、自閉的なナショナリズムとみることができる。このことは96年の国会論戦の中で、当時の小杉文相が従軍慰安婦記述

の削除要求を拒否したことからも分かる。したがって、彼らの活動を政治的な意味で過大視するのは誤りである。

第2点目の教育の「規制緩和」は、それ自体が公権力と教育の関係に係わる大問題であるが、いずれにしろこの傾向が進めば、これまで以上に各教育機関や一人一人の教育関係者の見識と教育力量が問われることになるであろう。今後このレベルで、素朴なナショナリズムや生活保守主義と真剣に対決することが、大きな課題となってゆくようと思われる。今回の動きが教育関係者の中から出てきたものだけに、そのことは容易な課題ではないであろう。

(碓井敏正 京都橘女子大学)

## ◆授業料の有料化へと揺れるドイツの大学

### 大学教育は無料が原則

私のところの大学院生は西洋史専攻であるが、最近は博士後期課程になるとたいてい欧米各国に留学しており、研究室のためのいわゆる「雑用」を手伝ってもらえる院生がいなくて困るほどである。そういう彼ら院生のなかで、授業料の安いフランスとともに、とりわけドイツへの留学は羨望の的になっている。その理由はドイツでは学生から授業料を徴収していないからである。イギリスやアメリカに留学した者は日本と同じように高い授業料を支払っている。乏しい滞在費の中からの支払いは留学生にとってはつらいようだ。そ

れだけにドイツの大学における「授業料なし」が羨望の的になっても当然といえよう。

どうしてドイツでは授業料はないのであろうか。それは直接的には1970年代に州によっては社会民主党政権が生まれ、それらが先導的に「貧富の差によって大学進学が妨げられないように」授業料を全廃してきたからである。しかし、日本では想像もできないこうした施策が実施されたのは、もっと深く歴史に根ざした理由がある。

### 国家によるエリート養成

ドイツでは教育は国家が行うもので、民間（私立）にゆだねるべきではないという原則的な考えが

ある。なんでも国立（州立）という考え方方は公的（国家）予算の負担を大きいものにする。かつて私はドイツの教育関係者にこんなことを問われたことがある。「日本には学生から高い授業料をとってやっている私立大学なる便利なものがあるというが、それはどのようにしたらできるのか」と。ドイツ人には「教育の民営化」ははじめないので。それとともに大学はあくまでエリート養成、とりわけ行政官・裁判官、聖職者、医者、大学やギムナジウムの教師（ドイツではこうした大学出の知的エリートを企業家や商人などの経済市民層と区別して教養市民層という「敬称」で呼んだ）の養成の場であった。

だから、19世紀には大学生は同一世代の1～2%であり、1950年になっても6%であった。これな

ら大学を国家が丸抱えでもやっていけたわけだ。

こうした大学觀は、今日のよう  
に大学進学率が20%を越えるよう  
になり、実質的には「大衆大学化」  
しても生きている。たとえば日本  
の大学生がスーパーなどにも就職  
している姿はドイツの大学生には  
見られない。おそらく、それは高  
卒の職業分野なのであろう。

こうした状態はドイツの大学觀の「古さ」を示しているといつてもよいであろう。だが日本の大学の現状を見つめるとき、この「古さ」を笑ってばかりはいられない。日本にもかつては「なるべく安い授業料」を維持するために苦闘を続け、畏敬の念をもって見守られていた少数の大学があった。だが、「社会的要請に応える改革」のためと称して、今はそのような「けなげな」大学は地を掃うがようになくなってしまったからである。ドイツは古い大学觀の下にあるから、日本の留学生たちの羨望の的とな

っているのだ。

### 揺れる「授業料なし」

だが、このドイツにも最近「大學有料化」の嵐が吹き始めている。これは、社会福祉切り下げなどと同様に、「経済の国際競争力」を高めるためという旗の下に行われようとしている。要するに「大学に金がかかりすぎる」という理由だが、実はここにもドイツの大学が若者にとってどんなに居心地のよいものであるかを裏側から実証しているという現実もある。

ドイツの学生は授業料なしの恩恵だけでなく、年金掛け金の大半も免除され、医療保険の支払いも僅かだ。加えて交通機関の学割は社会人よりも年間約3000マルク(約20万円)は得になるという。安い寮や食堂はもちろんある。これなら思わしい職業につけそうもないとしたら、卒業しようとは誰も思ふまい。最近ドイツでは就職難

だ。しかもドイツではたいていが職業資格試験に合格することを必要とする。学生はなるべく高位で合格することによって就職に有利にしようとする。のために、なるべく資格試験の受験時期を遅らせる。つまり、留年だ。

こうしたことが重なって学生たちは大学にたまっていく。たいていは4年(8学期)で就職できるのに、有名なハイデルベルク大学でも6年半以上の卒業者が全学生3万人の6分の1に達するという。これで試算し日本流に言えば、5年生以上の卒業者が全学生の3分の1ぐらいだということになる。そこで保守派の中央政府や州政府によって、たとえば6年半以上の在学者には1000マルク(約7万円)のペナルティを課す大学も実現した。だが、保守派がやろうとしている全学生からの授業料徴収は、全国大学学長会議で否決され、まだ陽の目を見ていない。

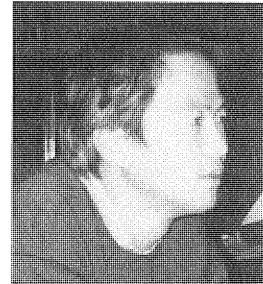
(望田幸男 同志社大学)



ボン大学——かつてはこの地の選帝侯のバロック風宮殿であったが、18世紀以来、大学となった。カール・マルクスもここで学んだ。

# 地域自立発展研究所

今回は、地域自立発展研究所の神田さんに、ODAの調査・研究をメインとした、その活動を始めた経緯、現在の活動、諸外国のNGOの活動や、今後の活動計画について、お聞きしました（1997年11月27日、聞き手＝藤岡惇、石上秀昭）。



KANDA Hiroshi

神田 浩史

## ODAコンサルタントとして働く

私は、もともと東京の企業で6年ほどODAの仕事、開発コンサルタントをやっており、そこから派遣されて、アフリカのタンザニア、ナイジェリアやバングラデシュなどに1ヶ月以上の単位で行っていました。ですから今ではNGOから「敵視」されている職業に就いていました。そのなかで、ODAが無駄に使われていることを身をもって知りました。開発コンサルタントという仕事に就いているほとんどの人は、それを分かっていると思います。

タンザニアが最初の赴任国で、そこで地元の人たちの反発を受けたことが、そもそもその発端です。地元の人たちの主食はトウモロコシで、そのトウモロコシ畑をつぶして、水田を造成するプロジェクトです。工事が始まるまでは、日当が出るということもあり、調査なども友好的に行っていましたが、それがブルドーザーが入ってきたときに、「おまえ、なにしに来たんだ」という感じで言われました。開発のことが村の人たちにきちんと伝わってなかった、というこ

とが後になって分かりました。私たちは、みんな知っていると、勝手に思いこんでいたのです。

それから、「なんで、こんなことしてるんだろう」と思いながら、5年ほど仕事を続けていました。その間に、「中からなんとか変えられないか」と、いろいろ考えました。労働組合で何ができるかと思い、組合の役員をやったりしていましたが、やはり企業内組合ですから、関心は企業の体質を変えるというところではなく、業績をどのように上げるかでした。労働組合の上部団体に出ていったりもしましたが、なかなか手がかりがつかめませんでした。それで同じような考え方を持っている仲間と勉強会を始めました。組合もやり、勉強会もやるというスタイルで、その勉強会が母体となり、NGOとアクセスしていました。その勉強会では内部から見たODAの問題点をまとめていこうと活動を行っていましたが、それが結果としては、NGOの人たちには一番必要なことでした。

こうして辞める1年くらい前から、いろいろなNGOの集まりに顔を出すようになりました。ODAの仕事で海外に行くと、近いところにNGOの人たちがいますが、全く交流もなく、ア

プローチの方法も違っていたのですが、顔を出しているうちに、「こっちの方がおもしろそうだ」と思うようになりました。

そして1988年の「ODA調査研究会」の発足の時に、私も参加しました。ちょうどマルコス疑惑の後、上智大学の村井吉敬さんなどが「問い合わせ援助を！市民リーグ」という市民団体をつくって、そこでODAがあまりに不透明だということを問題視し、まずODAを市民の手で明らかにしていこうと呼びかけていました。ですから、内部の人間も協力してくれ、と言われました。

## 「地域自立発展研究所」へ

ODA調査研究会から地域自立発展研究所への名称変更は、網羅する範囲を広げようということです。それまでは、ODAに特化してやっていましたが、公共事業も含めていろいろな開発自体を問い合わせ直す調査研究、それに対するオルタナティブを紹介していく活動をやりたかったのです。それを地域自立という言葉に込めました。

主な活動は調査研究です。日本のNGOの中で調査研究が専門のNGOはありません。活動の最初から現在まで継続していることは、ODAの受け手の側の意向を調査することです。1年間で可能な調査研究は、一国ひとつくらいですが、地域の声を集めていく作業を続けています。これまでに対象とした国はタイ、フィリピン、インドネシアなどです。

一番最初にブックレット『無責任援助ODA大国ニッポン』(1989年)を出したときには、すごい反響で、売れました。ただ出したところが悪かったです。現在の宝島社で、1年しか刷らないのです。結局すぐに絶版になってしまいました。2冊目の『検証ニッポンのODA』(学陽書房、1992年)も、5刷りまで出ました。ODAを擁護する本はたくさん書店に並びますが、私たちのような本は、やはりくないので、反響が大きかったのだと思います。

財政改革のあおりをうけてODAが10%削減になり、各省庁がいろいろなことをやっています。外務省の懇談会にたいするインプットもNGOで集まってやっています。ODA政策に対するイン

プットといつても、もともとそうした蓄積がなかったらできませんので、私たちのところにかかるてくる比重が大きいです。外務省の側もどんどん報告書を出し、それに対してタイムリーにコメントを入れていかなければなりませんし、外務省がつくっている懇談会のメンバーと議論もしなければなりません。こうした仕事で、今年は非常に忙しくなっています。

ただし、どのような形で私たちのアウトプットが使われるか、ということも問題です。かつてフィリピンでのJICAの計画に対して、JICAがフィリピンのNGOに参加を呼びかけました。フィリピンのNGOでも議論がありました。どうせNGOと対話しましたと使われるだけにきまってる、という人がいたり、せっかくの機会だから話しに行こう、という人もいました。結果的に、そのころの日本のODA自体がNGOの意見を取り入れるということになれていませんでしたから、NGOとの対話を進めています、という宣伝に使われただけに終わりました。

## NGOの活動について

アメリカのNGOと日本を含めたアジアのNGOにはギャップはあります。今年あたりは、相当出ていると思います。環境NGOでも、労働組合でも、「自由化」は仕方がない、その中でいかに自分たちの言い分を取り入れていくか、それをアメリカのNGOの多くは考えています。しかし、アジアのNGOの多くは、たとえば「自由化」やAPECそれ自体をもっと問題視しなければならない、それを前提とした政策は「自由化」を是認することにつながると、考えています。

フィリピンやインドといったNGO先進国では、NGOはエリートがあつまって議論しているだけだ、という批判もあるようです。かなり難しいことを議論しますので、それはわかる気もします。各々のテーマごとのワークショップはわかりやすいですが、全体会議になると、私もよくわからないことがあります。私には、概念的に語る、という訓練や経験がないからです。ですから、非常に具体的な事象から問題を考え、これを具体的にこのように変えていこう、とい

うたて方しかできません。

日本のNGOは、私たちのような、30代の世代が中心になっていることが多いのですが、こうした概念的に問題を考えることが得意でないことは、利点でもあり欠点でもあります。ですから、いろいろな文書を読んでいて「ああ、そうか」と思いますが、私にはとても書くことができません。ひとつひとつ具体的な事象から問題をたてていく方法で書かれたものは、わかります。会議などの場で議論していると、「この言葉はこのように変えるべきではないか」、というやりとりがありますが、そうしたことには、ついていけないです。

たとえば、自由貿易というテーマで講演に行っても誰も聞いてくれません。具体的に日常の食べ物の話、衣服の話から、世界とこのようにつながっており、そして、日本のような無節操な多消費社会の結果、こんなに多くの人が泣いていることを、どのように考えるのか、と問題をたてるのが、私には適っています。そして、こうした発想で調査・研究を積み上げていき、伝えていくことが、私たちの活動の基本です。

## 10周年を迎えての活動

来年は10周年で、いくつか企画していることがあります。ひとつは「立ち退き国際会議」です。今、立ち退き研究をずっとやっており、具体的には、公的資金による開発で立ち退かされた人たちの話をを集めています。各国について1つのプロジェクトくらいですが、それはもうすぐまとまりますので、来年（1998年）に、その当事者に来てもらい、話をしてもらう予定です。

日本の場合には、ODAにガイドラインがきちんとありません。立ち退きガイドラインも「執行機関の内部では持っています」と言いますが、それではガイドラインとはいえません。それを作れ、という提案をするために、当事者に語ってもらい、提案したいと思います。

もう1つは、ODAのなにが問題かという関心が、私たちが活動を始めた頃と比較して、落ちています。89、90年あたりはマスメディアもすごくODA批判を行いましたので、関心も高かつ

たのですが、それが今は、ODA批判に対する反論キャンペーンが強く、「役に立っている」という論調で広報活動をされれば、活動の物量がぜんぜん違いますので、かねません。そのあたりをきちんと伝える講座を、もう一度、地道に展開しようと考えています。

もう1つは、ホームページの充実です。ホームページで海外に情報を素早く伝え、日本のODAの速報を発信できる体制をつくることです。さらに、初心者向けの本を作る予定もあります。現在、出版社から話が来ており、学生が文字ばかりだと、読まないので、イラストなども入れたものにしたいと思います。

長期的には、私たちのような、調査研究の分野が市民活動としてありうるということを、しっかりと示したいと思います。日本のNGOの中で調査研究をメインにしている団体はほとんどありません。遠い存在のように思われているシンクタンクですが、誰でもアクセスできますし、誰もが自分のこととして分かるような形、それでいて、政府の政策を変えていくような蓄積のある厚みをもったものにしていきたいと思います。

## 研究者との共同調査

研究者の方と一緒にできることは、もちろん、やりたいと思っています。とくに私たちのように人の話を聞いてまわる作業、直接に人の暮らしに接していくことに関心を持たれる方があれば、一緒に活動したいと考えています。専門の違う人間が一つの現場を見て回ると、全く違う芽が出てきます。自由学校という自主講座で調査研究入門などをやっていて、全く調査研究の素人の人たちと一緒に歩く機会がありますが、その時には、素人にしか見えないことがたくさんあることに、気づかれます。ですから、国際貿易を専門にしている方と港の荷役作業を見に行く、あるいは流通の現場を見に行ったときに、発見した事柄の、どこが共通で、どこが違うのか、それを私たちは知ってみたいと思います。ですから、是非一緒に調査——私たちの言葉で言えば、歩く、見る、聞く——を、したいと思います。

# 規制緩和と労働

労働分野の規制緩和は、労働時間の延長、労働密度の増大、不規則な労働や深夜労働の拡大など、労働基準の切り下げをもたらす。これは、労働市場や労使関係にとって、さらに国民経済に対してどのような意味をもっているだろうか。



GOKA Kazumichi

伍賀 一道

## I. 規制緩和政策の背景

現在、先進資本主義国でおし進められている規制緩和政策の本質を要約すれば、第1に、労働基準の切り下げ、労働保護制度の緩和によって企業の国際競争力を強化することであり、第2には新産業部門の創出および公的部門を民間企業に明け渡すことで資本に新たな営業領域を提供することにほかならない。

日本や欧米の先進資本主義国がこぞって、このような規制緩和政策を推進している背景には、多国籍企業が支配する現代資本主義の抱える諸困難がある。それは「構造的失業」の慢性化として、また多国籍企業の海外展開にともなう産業空洞化、国内企業の競争力の低下として現れている。

OECDはドイツをはじめとする西欧諸国の今

日の失業を「構造的失業」と捉え、これにたいする対策として、国家の財政出動を抑制し、かわりに規制緩和による労働コストの圧縮をとおして企業の競争力を回復させて雇用の拡大を実現するために、以下のような労働基準や労働市場の弾力化を提起した。

①労働時間の弾力化の増大（労働時間の弾力化を妨げる労働法制の除去、柔軟な労働時間とパート労働についての労使協議の推進、公的部門におけるパートタイム労働の拡大）

②賃金と労働コストの弾力化の拡大（最低賃金制の役割の見直し、パートタイム労働や追加的労働者の雇用に消極的にならないように税や社会保険料の縮小ないし除去）

③雇用保障規則の改革（経済的理由による解雇にたいする規制緩和、期限つき雇用の許可）、などである<sup>1)</sup>。

日本の場合、これまで政府・財界が規制緩和を推進する際に正面にかけってきたのは「構造的失業からの脱出」という課題よりも、もっぱら「大競争時代」への対応である。「大競争時代」は多国籍企業の急速な海外展開やアジア諸国との

経済成長が引き起こしたものである。特に、織維や家電など労働集約度の高い産業では、低賃金労働者を多数かかえるアジア諸国と比較し競争力が低下したため国内生産は強く圧迫されるようになった。このような新しい環境のもとで「日本企業が生き残るために」提起されてきたのが規制緩和政策であった。すなわち、①途上国がたちうちできないような、情報通信分野などの新産業を育成すること、②非貿易財部門・低生産性部門の保護や規制を撤廃し、日本市場を海外に向けて開放し、安価な商品の輸入を促進するとともに、労働基準を切り下げて生産コストを縮減することなどが提起されている。

OECDにせよ、日本にせよ、結論は要するに労働基準の切り下げ、労働コストの圧縮による競争力の強化である。日本はアジアとの競争を意識して労働基準の切り下げを意図し、ドイツなどは日本を意識してこれまで労働運動が獲得した相対的に高い労働基準を切り下げようとしている。

## II. 「労働」の視点から見た規制緩和の意味するもの

### (1) 規制緩和による労働基準の切り下げ

資本主義社会の労働基準は、原理的には労働者が資本の支配下で行う労働の支出量と労働の形態を定めた基準であり、労働者にたいする資本の指揮・命令権への制約を意味する。労働基準の具体的な対象としては、①労働の支出量（労働時間、労働密度）、②労働形態（深夜労働、交替制勤務、不規則労働）、③労働環境（労働安全衛生）、④賃金支払い（通貨による定期的支給、最低賃金の保障）などがある。これらの基準は国家の法制度（労働基準法、労働安全衛生法など）や労働協約によって細かく規制されている。それゆえ労働基準の切り下げを意味する労働分野の規制緩和は、労働時間の延長、労働密度の増大、不規則な労働や深夜労働の拡大をもたら

す。さらにこれは労働市場や労使関係にとっては以下のような意味をもっている。

### (2) 規制緩和と労働市場

#### ——半失業者（部分就労者）の活用

労働分野の規制緩和は基本的には労働基準の切り下げを意味する。このことを労働市場にひきよせて考えると、必要とされる労働投入量が一定のもとで労働基準を緩和すれば、労働時間の延長、労働強度の増大により労働者一人当たりの労働投入量が増加するため、必要とされる労働者すなわち現役労働者は減少し、失業者の増加をもたらす。労働者全体のなかでの失業者比率の増加は、賃金の低下および現役労働者にたいするより一層の労働強化、労働時間延長への圧力となる。反対に労働基準を引き上げ、労働時間の短縮、労働密度の規制を強化すれば必要な労働者数は増加するため、失業者は減少に向かうであろう。

このように規制緩和は、原理的には、まず労働基準を緩和し本来の現役労働者を削減し、失業者を増加させる。今日の雇用の弾力化はそれにとどまらず、失業者の中に部分的に就労する労働者（部分就労者または半失業者）を作り出している。半失業者（部分就労者）にたいしては本来の現役労働者に適用される労働基準が事実上適用されず、しばしばより低い労働基準が設けられている。「本来の現役労働者」と「失業者」の中間には前者に近い労働者から後者に近い労働者まで多様な形態の部分就労者が存在している。今日のパートタイマーや派遣労働者のなかにはこうした部分就労者と捉えるべき人々が多数存在している<sup>2)</sup>。

前述のOECDの対策にも含まれていたように、今日の資本主義ではこのような半失業者の積極的活用が進められている。失業者の一定部分が「部分就労者」に転ずることは、政府にとって失業期間中の生活保障をするための負担がその分だけ軽くなり、失業問題は部分的には「解消」したかに見える。しかし、それは失業問題の潜在化であっても、けっして解決と言うことはできない<sup>3)</sup>。

### (3) 規制緩和、雇用の弾力化による 労使関係の個別化、形骸化

規制緩和、雇用の弾力化は、労働基準を切下げ、半失業者（部分就労者）を含むさまざまな非正規雇用を生み出しているが、これは労使関係にも大きな変化をもたらしている。

正規雇用にかわって増大した非正規雇用の場合、パートタイマーや派遣社員を始め労働組合への加入が困難なものが多く、その大多数は未組織のままである。

労働者派遣事業の特徴である派遣元企業、派遣先企業、派遣労働者の間の「三面労働関係」は派遣先企業の使用者責任をあいまいにし、派遣労働者の労働基本権の行使を困難にしている。常用雇用型の派遣労働者は別として、登録型の派遣労働者の場合、ふだんは派遣元企業に出社することもないため、派遣労働者同士がお互に顔もあわせることなく団結する基盤に乏しい。派遣労働者の増加は正規労働者の削減と一体の関係にあるため、労働者全体で見れば集団的労働関係の形骸化、団体交渉機能の弱体化につながる。

また、近年の雇用の弾力化の進展は、企業に事実上雇われていながら、形式上は雇用関係から排除された種々の労働者を生み出している。例えば、形式上は自営業者として発注企業の業務を請負う形で、事実上、発注企業の内部で就労している労働者などである。オフィスのなかで正規労働者と机をならべて仕事をしていくも、彼らは当該企業と雇用関係を結んではいない。支払われる賃金ではなく、請負代金である。雇用関係は民法上の契約関係に置き換えられている。

以上のこととドイツの代表的労働法学者ドイブラーは次のように要約している。

「『規制緩和』が目標としているのは、保護規定の縮減である。つまり、解雇制限を緩和し、共同決定を減らし、日曜労働や深夜労働を増やすことである。『規制緩和』の最もラディカルな形態は、労働法の基本構造を民法典に定められた伝統的な民法によって置き換えることである」<sup>4)</sup>。

## III. 労働基準、労働市場、労使 関係にかかる日本の 規制緩和政策

これまで労働基準、労働市場、労使関係にとっての規制緩和の意味について一般的に述べてきた。次に、今日の日本の規制緩和政策に即して、これらの点を具体的に考察してみよう。

規制緩和の本質は、労働基準の切り下げ、労働保護制度の緩和にはかならない。ところが、この問題について西欧諸国と異なる日本の特徴は、法制度上の規制緩和措置が取られる以前から労働基準が長期にわたって曖昧なままにされてきたため、実質的な弾力化がすでに先行していることである。法制度や労働協約による社会的な規制がともかくも有効に働いてきた西欧先進国における規制緩和の推進と、もともとあいまいな状態におかれたきた日本における規制緩和とでは、労働者に及ぼすマイナスの作用には大きな違いがある。

### (1) 「企業社会」が求める「標準的な労働時間」の異常な長さと性別分業

日本の「企業社会」では、過労死につながるような超長時間労働が暗黙のうちに「標準的労働時間」とされ、これを受け入れない者には能力主義管理によって厳しい制裁が加えられてきた。サービス残業の野放しに象徴されるごとく、労働基準法で定められた労働時間の上限規制は事実上形骸化しており、規制緩和政策が登場する以前より労働時間規制は機能麻痺の状況にある。

家庭内労働の大半を担わざるをえない多くの女性労働者の場合は「企業社会」が求める「標準的労働時間」を到底受け入れることはできない。そのことが女性労働者にたいする差別の主要な根拠となっている。男性の無限定の長時間労働を標準とみなす多くの企業は、結婚・出産後の女性が社会的労働への参加を希望しても、

「標準的な労働時間」以下しか働けないことを理由に正規雇用への道を閉ざしてきた。したがって「短時間労働」であるがゆえに女性労働者が差別されるということは、男性の労働時間、すなわち「企業社会」の「標準的労働時間」が著しく長いことの裏返しにほかならない。女性の非正規雇用（パートタイマー、派遣労働者など）への集中という現状を改善するためには、日本の「標準的な労働時間」（サービス残業を含む長時間労働）を根本的に改めることが不可欠である。しかし、次に取り上げる裁量労働制の適用範囲の拡大に象徴されるごとく、財界や政府の進めている規制緩和推進計画はこうした方向と逆行するものである。

## **(2) 労働時間概念を消去する 裁量労働制の拡大**

裁量労働制は、1987年の労働基準法改定の際に導入されたもので、業務の性質上、その遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、使用者が業務遂行の手段や時間配分について具体的に指示することが困難な場合に、実際に働いた時間とは別に、あらかじめ労使協定で定めた時間を労基法上の労働時間とみなすというものである。

総じて労働者の働き方の基本にあるはずの労働時間という概念があいまいにされ、サービス残業も合法化されてしまう。裁量労働制では労働時間と賃金との関係は希薄になり、賃金額の決定はもっぱら個々の労働者の成果やノルマの達成度によって左右されることになる。政府の方針ではこのような裁量労働制を、本社及び他の事業所の本社に類する部門の企画、立案、調査、分析などの業務に拡大する方針である<sup>5)</sup>。

## **(3) 女子保護規定の撤廃**

残業や深夜労働にたいする男女共通の規制を先送りしたままの女子保護規定の撤廃は、女性にたいして男性なみの働き方（企業社会の求められる「標準的労働時間」）を求めることになる。労働省「男女雇用機会均等にかかる女子労働者調

査結果」（1995年）では、女性労働者のなかでも、高学歴で、勤続年数が短く、家族責任を持たない人たちの多くが女子保護規定撤廃に賛成している。逆に言えば、こうした条件にない多数の女性にとっては女子保護規定の撤廃は正規雇用から排除されることを意味する。

今回の女子保護規定の撤廃にあたっては、昇進、昇格が可能な総合職の女性を想定して、従来の規定が彼女たちの昇進を妨げているとの主張が展開された。しかし、女子保護規定の撤廃がもっている意味は、こうした少数精銳の総合職の女性労働者にたいしてだけでなく、一般職の女性や非正規雇用の女性にたいしても深夜労働や長時間残業を迫ることである。たとえば自動車産業の製造ラインの深夜作業に女性パートを活用するという狙いもある。これによって非正規雇用の女性労働者は、深夜労働や長時間残業への対応可能なグループと、不可能なグループに二分され、労働条件にも新たな格差がつけられることになる。

## **(4) 労働者派遣事業、有料職業紹介事業の規制緩和**

規制緩和による労働基準の切り下げは失業問題の改善にたいしてマイナスの影響を及ぼす。規制緩和推進論者は使用者の負担を軽減することで雇用は拡大すると主張するが、仮にこれによって雇用が拡大したとしても、実質的には半失業者の増加にすぎない場合が多い。規制緩和の成功例として引き合いにだされるアメリカがそうである<sup>6)</sup>。

日本の規制緩和政策の焦点である労働者派遣事業の自由化は、正規雇用を削減し、かわりに不安定雇用の増加をもたらす惧れが高い。労働者派遣事業の対象業務のネガティリスト化（当面、ホワイトカラーの全業務への拡大）は、専門職に限定して出発した日本の労働者派遣事業を大きく転換することになる。

また、有料職業紹介事業の自由化によって、1997年4月より、①取扱い職業の範囲を従来の29職種に加えて事務職、販売職などホワイトカラーの職業に拡大する、②紹介手数料を届出、

承認により自由化する、またアウトプレースメント業の手数料取得を容認する、③労働者派遣事業と一体の営業を可能とするなどの措置が取られた。

大企業系列の労働者派遣会社が有料職業紹介事業やアウトソーシング（業務請負）を同時に営むなど、資本は人材ビジネスを新たな営業分野として位置づけている。「労働者派遣」、「職業紹介」、「請負」の三者は制度上は異なるものと説明されているが、実態を見ると、その区別はきわめて曖昧である。「派遣」であっても派遣先企業による労働者の事前面接が行われ、派遣契約外の業務に従事させられることがしばしばある。こうなると派遣ではなく事実上の職業紹介である。また「請負」形式でも発注企業（派遣先）による指揮命令が公然と行われている（偽装請負）。三者に共通しているのは「労働者のリース」である。利用する企業の側から見れば、「必要な時に、必要な人材を、必要な量だけ、安く調達できる体制」（労働力調達のジャスト・イン・タイム）にほかならない。

「労働力のリース」、雇用のジャスト・イン・タイム・システムの拡大は、正規雇用の削減、抑制をともなっており、リースの対象となる当

該労働者の労働条件は従来の正規雇用に比較して一段と切り下げられ、雇用の中止がくりかえされるなど半失業者ととらえるべきケースが多い<sup>7)</sup>。

### (5) 有期雇用契約の上限延長

労働市場の規制緩和政策のいま一つの柱は、労働基準法で定めた雇用契約期間の上限を3年～5年に延長することである。これは、日経連の21世紀に向けた雇用戦略（『新時代の「日本の経営』』1995年5月）と密接な関わりがある。ここでは労働者を「高度蓄積能力活用型」、「専門能力活用型」および「雇用柔軟型」の3つに分け、後二者については有期雇用に切り替える。現行労働基準法では、雇用期間を定める場合には1年以内に制限しており、もし反復更新しているならば、判例上、期間の定めのない雇用契約とみなされる場合がある。有期雇用契約の上限を3～5年に延長した場合には、それが満了した時点で契約の解除（雇い止め）が可能となる。この結果、契約更新を求める労働者内部の競争は激しくなり、団結して使用者に対峙することは困難となる。事実上、集団的労働関係の



解体をもたらすだろう。

## IV. むすび

以上のような問題をはらむ規制緩和政策は日本経済にとっていかなる結果をもたらすであろうか。国民の消費購買力を拡大し、国民経済の安定をめざす観点に立つならば、雇用の弾力化、規制緩和はむしろ困難を拡大することになるのではないか。なぜならば、今日の規制緩和が労働コストの抑制をめざして、正規雇用の削減、低労働条件の非正規雇用の増大をおし進めていため、雇用者所得ひいては個人消費が抑制されることは避けられない。1997年後半に入って不況色が濃厚になった背景には、消費税引上げの影響に加えて雇用面でのこうした状況がある。

今後、規制緩和政策の断行によって市場を開放し、低生産性部門や非貿易財部門を国際競争にさらすならば、これらの部門の解体と離職者の増加をもたらすことは避けられない。これは景気回復にとってさらにマイナスになる。国内市場は冷え込み、他方、輸出にも制約が伴うため（貿易摩擦）、大資本は海外展開をより強化するであろう。これによって多国籍企業は競争力をさらに高めることになろうが、日本経済は活

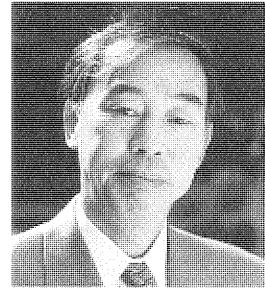
力を失うことになるのではないか。規制緩和政策が日本経済の困難を打開する「打出の小槌」のように主張する見解には到底与することはできない。

- 1) OECD/島田晴雄監訳『先進諸国の雇用・失業—OECD研究報告』日本労働研究機構、1994年。
- 2) 浪江巖氏は「部分失業」を「時間賃率の前提にある標準的労働時間に満たない少ない就労時間によって労働力の価値に見合った賃金収入が得られないという意味」と定義している（東井・森岡編著『現代経済を学ぶ』ミネルヴァ書房、1997年、167ページ）。
- 3) 加藤佑治・内山昂監修『規制緩和と雇用・失業問題』新日本出版社、1997年、52ページ。
- 4) ドイブラー（西谷敏訳）「ドイツ労働法における規制緩和と弾力化」『法律時報』68巻8号、1996年、46ページ。
- 5) 加藤・内山監修、前掲書、64~65ページ。
- 6) 雇用・失業問題から見たアメリカの規制緩和の問題性については、仲野組子「アメリカ合衆国の規制緩和と雇用構造の変質」加藤・内山監修、前掲書所収、が詳しい。
- 7) 派遣労働者の場合、時給は正社員と大きな格差はなくとも、ボーナスはなく、派遣と派遣の間に中断期間があるため年間所得は250万円に満たない者が大半である。

（ごか かずみち 所員 金沢大学）

# 労働の現場と規制緩和

製造・運輸のシステムにおける事実上の標準はトヨタシステムである。それは、生産性向上の合理的方策を含むとともに、労働者に過重な負担を強いるものである。労働者は神経をすり減らす。激しい疲労を回復させる間もなく蓄積してしまう。さらに、シフト勤務が入され、派遣社員や女子パート労働者が投入される。「規制緩和」は、この労働実態から評価されなければならない



CHIDA Tadao  
千田 忠男

規制緩和の動向は、何よりも現実の働き方・働くかせ方に照らして検証されなければならない。そこで本稿では、製造業における現実の働き方を紹介し、「規制緩和」の意味を検討してみたい。まず、最近調査した労働現場の状況を紹介したい。

## I. トヨタシステムと過密労働

トヨタシステムは、わが国および広く世界の製造業および流通業において、事実上の標準になっている。衆知のごとく、このシステムは次のような特徴を持っている。

[1] 生産の技術的条件および生産管理の技術的条件を変革する。「自働化」や「カンバンシステム」「U字ライン」「ボカよけ」「アンドン」等々がそれである。

[2] この変革を通じて作業を細分化し、単純作

業につくりかる。単純な単位作業が連続するよう作業を再編成する。

[3] それにふさわしく労働組織を変革する。

[4] さらに個々の作業の手順を時間・動作研究として分析し、作業者への負荷を軽減するような合理的な作業手順を明らかにする。

ここまで、労働の生産性向上をめざす合理的な変革過程としてすすめられる。しかしさらに次の手続きをすすめる。

[5] 作業手順を指示するにあたって、余裕時間をまったく見込まないトヨタ式「基準時間」を労働者に強制する。これまでに広く普及してきた「標準時間」は、時間研究で得られた標準的な作業手順に20-30%の余裕時間を見込んでいた。その余裕時間が「ムダ」であり、「標準時間」の概念を変える必要がある、として管理者および作業者に意識変革を強要する。

[6] 合理的な手法による労働生産性向上分と過密労働（余裕時間「ゼロ」のトヨタ式「基準時間」による）強制による労働支出の増大分すべてを、剩余労働の増加として吸収する。すなわち、生産性が向上した分を時短等で労働者に還

元するということは極力行わないようにし、逆に、「小人化」と称して就業する労働者数を削減する。

[7] 作業を細分化し単純化したことを利用して、労働者の訓練期間を短縮し、臨時や派遣、アルバイト等の労働者を大量に導入する。

トヨタシステムはこうした側面をもあわせもっている。これは、長時間・過密労働を強制し、不安定的な雇用関係のもとで立場の弱い労働者を大量に吸引する仕組みである。

このシステムは国内で広く普及し、日本の生産システムとして諸外国へ移出されている。そして、労働の生産性向上および長時間・過密労働強制、労働者の団結を切り崩すための切り札として活用されている。次に、その実例を見てみよう。

## II. 実例

ここでは、精密機器や計測機器を製造する工場の機械加工ラインにトヨタシステムが適用さ

れ、あわせてシフト勤務が導入され、派遣・パート労働者が広く導入されている事例を紹介する。

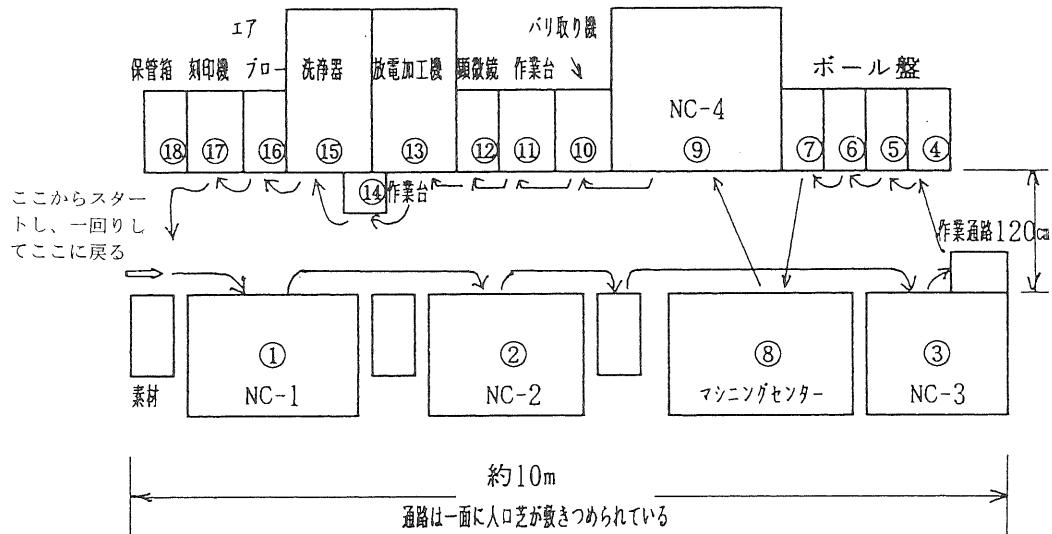
いまここに、2人で遂行される主ラインと他の2人で行う段取り作業があった。ところが、製造量を増加させるために、また納期短縮のために「生産力をアップする」という理由で、トヨタシステムとシフト勤務が、労働組合の合意のもとで導入されることになった。

### (1) 2人ラインを1人ラインに

(a) まず、機械加工のラインがU字ラインに変更された(図1)。

14台の機械をU字にならべ、作業者は①の機械操作からはじめ、U字に並んだ機械の操作をつぎつぎとこなしていく。機械操作にかかる時間を計算して(ここでトヨタ式「基準時間」が適用される)、作業者の操作をワークの仕上がりに同期させるように手順がくまれる(単純作業が連続するように作業が編成される)。14台の機械を手順に操作し終わると、最初のスタート地点、すなわち①の機械操作をするところに戻ってくる(だから「U」の字型に機械を配置する)。一回りする時間は230秒に決められ(作業手順表

図1 機械加工におけるU字ラインの概要



によって指示される), この間に18作業工程62動作を行う。

従来は, 1人で1台, セイゼー持ったとしても3-4台であったラインであった。機械を改良して(「機械に知恵とつける」)人間が操作する過程を極力減らし(「自働化」), 機械をU字に配列して(「U字ライン」)余裕時間を「ゼロ」にするトヨタ式「基準時間」を強制することで, こうしたラインがつくられた。

(b) こうしたライン作業で, 作業者はさまざまな負担(作業をするにあたって求められ, 発揮する特別な努力, 心身のつらさ)をこうむることになる。

[1] ラインの間を走り回る。230秒(4分弱)の間に20メートル近くを行き来しなければならぬし, 手先による機械操作を頻回に繰り返す。1日169回もこなす。左右のカカトが痛くなり, 右腕(手首と肘)が痛くなる。

[2] 機械の間を走り回りながら一つの動作を平均2.5秒でやりきらなければならぬので, 精神を緊張させ注意を極度に集中させることが必要になり, 精神・神経が消耗する。

[3] 会社からは「多能工」といわれ, いかにも多様な能力を発揮しているかのようにいわれるが, 単純な動作の繰り返しに過ぎない。一つ一つの作業手順にはすぐになれるが, それ自身としては少しもおもしろくない。「なれる」という点からすれば, 作業のスピードになれることはなく, と実感する。

[4] 技能職としての能力アップは, 到底望めない。この意味でもおもしろくない仕事である。

(c) 他方, この作業に従事している作業者が奮闘して, わざわざではあるが「余裕時間」を認め

させることができて, 苦痛を少しだけ緩和させることができた。これには周囲の人たちも注目している。

## (2) シフト勤務の導入

トヨタシステムを導入するだけでなく, 最近になってからさらにシフト勤務も導入された。

(a) 従来は, 8時30分にはじまり, 12時15分から13時まで昼食休憩, 17時10分まで午後の仕事を続けて15分休憩の後に17時25分から19時05分まで2時間の残業をするという勤務が常態であった。

ところが, 出番を2種類つくり押しつけてきた。「早出」が8時にはじまり12時15分から13時まで昼食休憩, 16時40分にしまいになった。他方、「遅出」が11時にはじまり, 17時25分から15分間夕食休憩, 19時45分にしまいになり, その後休憩なしに残業1時間で20時35分に終了する, という勤務が常態になった。その組み合わせを図2に示した。

(b) シフト勤務採用のねらいはきわめて明瞭である。

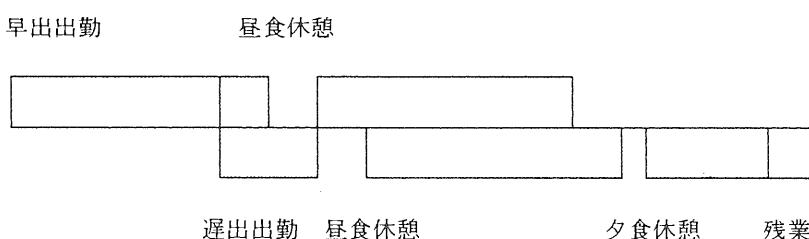
[1] 従来よりも早く(8時)から, 従来よりも遅い時間(20時35分)までラインを稼働させることができる。朝に30分と夜に90分延長できる。

[2] 昼休み休憩時間にもラインを稼働できる。ここで45分延長できる。

[3] 残業手当を節約できる。

[4] 2人が重なった時間帯に段取り作業をはめ込むことでき, 従来は別に用意していた段取り作業要員を節約できる。この分として0.5人分が節約される。

図2 早出(上段)と遅出(下段)の組み合わせ概要



### (3) 派遣社員の採用、女子社員の充当

(a) ここでさらに、「遅出」に従事する作業者として「請負」の名目で派遣会社からの派遣労働者をはめ込むようになった。このように派遣社員をはめこむことはまだはじまったばかりだが、定年退職者の補充を派遣社員で埋めるという政策が採られているので、これから拡大することは必至である。

派遣社員がはめ込まれると、作業の訓練・教育が追いつかず、相棒となるもう一人の作業員がいちいち教育することになり、これによる負担も大変なものになる。

(b) さらに、このラインの次工程に充当されている女性労働者が、テストケースとしてではあるが、このシフト勤務に従事する勤務が試行されている。あらたに充当する女性作業者はほとんどがパートタイマー採用で、シフト勤務になる女性作業者も当然、パートタイマー作業員が当てはめられると予想される。

### (4) 「人間ころがし」

トヨタシステムによる「小人化」、シフト勤務によるライン稼働時間の延長、派遣社員やパート労働者のシフト勤務採用を、この職場の人たちは「人間ころがし」といっている。この「人間ころがし」によって労働者の負担はどのようになるか。労働者は次のように述べている。

#### (a) 正社員（中核的労働者）の労働負担

[1] 一日9時間も歩き回り、機械操作の連続で精神も緊張させ、集中し続けなければならない。肉体的にもつかれ果てるが、精神的にも消耗する。

[2] 品質への気配りが正社員一人にかかるてきて、その面でも気が抜けない。

[3] 派遣の労働者に、作業量のノルマを落とさずに教えなければならない。いったんトラブルが発生したら回復させるのが容易でなくなる。作業手順を教えながらトラブル回復方法も教え、それでもノルマをやり遂げなければならぬ、という事態に追い込まれる。

[4] 単純な作業でおもしろくないが、それでも、たくさんの操作に慣れなければならない。その時間的余裕が少ない。

[5] こうしたことから、残業をやることが多くなり、「認められない」作業ということでサービス残業になってしまう。

#### (b) 派遣・パート労働者の労働負担

[1] 正社員にくらべて作業への習熟度も劣り、立場も弱いので、休日出勤や残業も断りにくく、結果として長時間残業、休日出勤が組み込まれやすくなる。

[2] 作業に習熟することが困難な場合もある。単純な作業ということで募集されてくるが、スピードが速いのでそれについていけない。スピードをこなすとミスやトラブルが多くなり、仕事ができないということで肩身が狭くなってしまう。ますます立場が弱くなってしまう。

[3] いっしょに作業をしている人たちになじむ機会が少なく、孤立しがちで、気苦労がたえない。

#### (c) 女性労働者の労働負担

[1] 1日9時間近くの走り回り、単純とはいえるスピードの速い動作の連続で、女性には肉体的にも過酷であり、文字通り、くたびれ果ててしまう。

[2] 就業時間が遅く（終業19時45分のきまりであるが常態として残業1時間をこなして20時35分終了となる）、家事などが不可能になり自由時間が減る。

## III. 労働負担の軽減を求めて

(a) こうした職場の状況を見かねて、職場の労働者集団が労働基準監督署へ交渉を行った。まず、トヨタシステムによる過密労働、過重な労働負担については、「よくわかりました」という応答で、それ以上にはすすまなかった。

次に、「請負」ということですすめられているが、実際はライン労働に従事し、正社員と同様

に、会社の直接の指示で単純作業に従事している実態を訴えた。それについて「それが事実なら、法に違反していると判断される。指導する機会を得たならば指導したい」ということであった。しかし、それ以降「指導する機会」が得られた様子もなく、現在に至っている。

しかも、もし「指導」することになったとしても派遣労働者の雇用が失われるという事態に直面することになり、派遣労働者の労働権を別の方法で強固にしてからでないと協同的な闘いになりにくいという面がある。これを克服してからでないとこれ以上の運動も困難であるという側面も考えられた。

(b) また、職場の労働者集団は会社へ次のようなことを要求している。

[1] 走り回りと極度の緊張、注意集中を必要とするライン作業では、肉体的にも疲れはて神経も消耗してしまうので、それをさらに強めることになるシフト勤務はやめてほしい。

[2] 走り回り、単純操作の連続、サイクルタイムに規制されたスピードなどの精神的緊張を少しでも少なくするような方策を探ってほしい。一日の作業計画の中に座り作業も組み入れて、肉体的な負担を軽減するようにしてほしい。

[3] 座りたいときに座れるように、ラインの中にイスに座って行う操作手順を組み入れてほしい。そのためのイスを用意してほしい。

[4] 標準時間を決めるときには、ライン従事者の要望も取り入れてほしい。スピードについては（「規準」作業時間に余裕時間を組み入れるなど）労使の協議事項にしほしい。

[5] 作業環境を改善してほしい。特に走り回り作業では足への負荷が強いので、床にマットを敷いてほしい、作業靴を安全で・軽い・柔らかいシューズにしてほしい。

## IV. 規制緩和と労働実態

いますすめられ、さらに強められようとしている規制緩和の動きを、ここでみた労働実態から評価すると、次のようになろう。

[1] 長時間労働を規制する方策を検討してはいるが、企業の負担をできるだけ少なくするような形で切り抜けようとする。にもかかわらず労働者の犠牲で長時間労働を可能にするような夜間・交代制労働を広く導入できるように検討する。

[2] 派遣労働者を導入しやすくする。導入可能な範囲をできるだけ拡大する。

[3] 女性労働者を夜間・交代制労働に充当しやすくする。その制限を取り払うようにすすめいた。

[4] 過密労働の規制についてはふれない。

日本の生産システム、その事実上の標準になっているトヨタシステムは、過密労働を強制する仕組みを組み込んでいる点でテラーシステムやフォードシステムと共に点をもち、その仕組みの内容においてそれらを超えているとを考えられる。その核心部分を規制する側面にはふれないで、逆に、その特長を生かしきるためのネックになってきた「規制」を緩和し、現に働く労働者の願望と対立するものである、といわざるを得ない。

なお、技術・事務・営業等の労働負担と規制緩和については別の機会に譲りたい。

### 参考文献

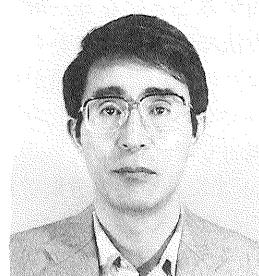
千田忠男編著『労働科学論入門』北大路書房、1997年  
現代労働負担研究会『第6回研究大会・交流会資料集』  
1997年

同上『第5回研究大会・交流会資料集』1996年  
(この2冊は筆者あてに注文されたい)

(ちだ ただお 所員 同志社大学)

# 労働時間の規制はなぜ必要か

いま労働時間が労働分野の規制緩和の争点になっている。本稿は人間存在の原点に立ち返り、労働時間はなぜ制限されねばならないのかを考察し、「人間の尊厳と発達」を確保する意義を明らかにする。



MORIOKA Kouji

森岡 孝二

## はじめに

日本の企業においては、残業（時間外労働）が事実上野放しになってきた。そのうえ、ホワイトカラー職場を中心にいわゆるサービス残業（賃金および割増賃金のつかない時間外労働）が蔓延してきた。残業やサービス残業に限らず、もともと規制の欠如や不備が問題になってきたのが日本の労働時間制度である。にもかかわらず、労働時間規制は、女性労働者の時間外休日労働・深夜業規制の撤廃、裁量労働制の拡大、変形労働時間制の要件緩和などによってさらに骨抜きにされ、労働基準法にいう労働者の「人たるに値する生活」がこれまで以上に危うくされようとしている。

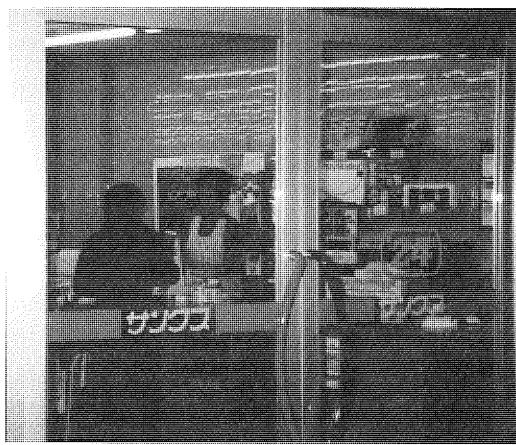
本稿は、当初の構想では、こうした労働時間の規制緩和の動きを考察するはずであった。し

かし、いくつかの動きは本特集の他の論考でも取り上げられている。他方、他の論考では、労働分野における規制の必要性についての原理的考察はされていない。こういう事情を考慮して、本稿では議論が一般論になることを承知で、主としてマルクスに拠って、労働時間はなぜ、どのように規制されなければならないのかを考察する。

## I. サーカディアン・リズムと 1日の労働時間規制

### (1) 人間生活とサーカディアン・リズム

人間の生活は1日を単位に営まれている。人間の生活リズムのうちもっとも本源的なリズムは、昼と夜の交替をはさむ1日の周期がつくるサーカディアン・リズム（概日リズム、日周性）である。人間は人間の身体に備わる生物時計で



ある自然の1日の周期的リズムにしたがって、目覚め、食べ、活動し、眠る。

人間の労働もサーカディアン・リズムによって制約されている。数百万年の長い期間にわたって、人類は昼働いてきた。「昼働く」というのは「たいてい昼しか働かなかった」あるいは「夜はほとんど働かなかった」という意味であって、日の出から日没まで日がな1日働いたというわけではない。M. サーリングの『石器時代の経済学』(法政大学出版会, 1984年)によれば、人類の始原の「あふれる社会」の狩猟=採集民は、昼間それも数時間、1日、2日働いて、1日、2日休む、あるいは数日続けて狩りをして数日続けて休むという生活パターンを繰り返したと推定される。

労働以上にサーカディアン・リズムに強く制約されるのは睡眠である。S・コレン『睡眠不足は危険がいっぱい』(文藝春秋, 1996年)によれば、人間は400万年の歴史の中で、およそ9時間半から10時間の睡眠時間を必要とするようにつくられ、19世紀の後半に電灯社会に入るまで実際にそれに近い睡眠時間を持ってきた。現代人はいたるところで睡眠不足を訴えているが、その理由は人間の長い歴史をとおして生物時計に刻み込まれた自然の睡眠時間を身体が記憶していて、必要睡眠時間を充足せよと自らに命じるからである。

人が日々眠らなければならないという必要は、日々働かなければならない必要よりも強い。電灯のようなあかりの発明は、人が昼間しか

働けないという制約を取り除きはするが、寝ずに働くことを可能にするわけではない。この一事をとっても、自然の時間が自然の一部である人間に与えたサーカディアン・リズムは、1日の労働時間に対する本源的制限をなしていることがわかる。

## (2) 1日の労働時間と残業規制

労働時間規制の基準に据えられるべきは1日の労働時間である。人は1日の労働時間が何時間と決まっていてはじめて1日24時間の生活時間を計画的に配分することができる。ILOが1919年の第1号条約において、労働時間(工業)は1日8時間、1週48時間を超えてはならないとし、この振り替えを認める場合も「週のうち1日またはそれ以上の日の労働が8時間より少ない場合、その分を他の日に追加することはできるが、追加は1日1時間を超えてはならない」と厳格な制限を設けているのは、1日を単位とする労働時間の制限と短縮が人間生活の安定性に不可欠の前提をなすからである(N. バルティスコ『国際労働基準とILO』吾郷真一訳、三省堂)。

日本は1947年に制定された労基法によって表向きは8時間労働国の仲間入りをした。しかし、今日にいたるもなおILO第1号条約を批准できないでいる。それは、労基法では一応「1日について8時間」となっているながら、1日1時間を何時間も超えるような長時間の時間外労働を認めてきたからである(中山和久『ILO条約と日本』岩波新書、1983年)。そればかりか、「1日について8時間」という労働時間規制の第1原則は、労基法施行から40年を経た1987年に、週労働時間の割り振りの基準に落とされた。その最大の狙いは、変形労働時間制を拡大して、たとえば3か月のうち2か月が1日7時間であれば、他の1か月は1日10時間(残業手当なしで)働かせてもよいというような制度を導入することにあった。その後、1993年の労基法改正で変形期間は最大1年にまで拡大された。

1947年に制定された労基法は、18歳以上の女性の時間外労働を1日2時間、1週6時間、1

年150時間に制限し、休日労働を禁止した。また女性の深夜業をわずかの例外を除き原則禁止した。その後、これらの規制は何度かにわたって緩和され、1日2時間の制限は1987年に廃止され、また男女雇用機会均等法の改正（1997年）にともないその他の規制も99年4月より撤廃されることになった。しかし、1日の生活リズムを重視した労働時間規制のあり方としては、男性にも「1日2時間、1週6時間、1年150時間」に準じて従来の女性なみの規制を適用することによって、男女共通の厳格な規制を徹底する方向を模索すべきであろう。

## Ⅱ. 資本主義の発展と 労働時間の制限撤廃

### (1) 自然的・制度的制限

資本主義以前の労働時間には前述した自然的制限のほかに、慣習や宗教や権力によって定められた制度的制限があった。ユダヤ教やキリスト教における週という時間制度も労働時間にたいする制度的制限の一例である。週は宗教的起源をもつ制度で、月や季節や年のような自然的基礎を持つわけではないが、日曜日を安息日として、月や季節や年の祝祭日以上に、年間の労働日数を大きく制約した。E. ロジャーズによれば、イングランドの中世の暦には、クリスマスや、イースターのほかに教会の公的な休日が多く、祝祭の余暇時間は1年の約3分の1を占めていた（J. ショア『働きすぎのアメリカ人』森岡、成瀬・青木・川人訳、憲社、1993年、63～64ページ）。J. アタリは『時間の歴史』（蔵持不二也訳、原書房、1986年）のなかで、18世紀初頭の文献を援用して、フランスの当時の平均的職工は日曜日が52日、祭日が38日、天候による休日が50日、大市が20日、病欠が25日で、年間180日働いたと述べている（同書、156ページ）。

資本主義時代に入ってからしばらくの間の労

働時間の歴史は、労働時間に対する規制の歴史である以前に、労働時間に対する自然的、制度的制限の撤廃——今日の言葉でいえば規制緩和——の歴史であった。マルクスは、労働時間は昼夜24時間あるいは12時間の自然日に制約されていることに留意し、1日の労働時間を表す“a working day”（労働日）という言葉を英語から借りて、次のように言う。

「資本が労働日をその標準的な最大限度まで延長し、次いでこれを超えて12時間という自然日の限界にまで延長するのに数世紀を要したが、そのあとこんどは、18世紀の最後の3分の1期に大工業が誕生して以来、なだれのように強力で無制限な突進が生じた。風習と自然、年齢と性、昼と夜とのあらゆる制限が粉砕された」（『資本論』新日本新書版、480ページ）。

イギリスは安息日厳守の国であるが、昼と夜との区別さえ無意味にした資本は、労働者にとっての日曜日の安息時間さえ無意味にした。マルクスが1860年代のイギリスについて紹介しているところでは、農村で労働者が日曜日に自宅の菜園で労働すると安息日を冒涜したとかで禁固刑をときどき下された。しかし、同じ労働者が金属工場や製紙工場やガラス工場を日曜日に欠勤すれば、契約違反のなどで処罰された（『資本論』前掲訳、456ページ）。

### (2) 産業革命と労働時間の延長

労働時間は、労働力の正常な再生産、したがって労働者の健康維持を前提とする限り、超えられない最大限度がある。それは労働力の肉体的限界（休息、睡眠、食事、入浴などの時間）と精神的限界（社交、文化、教養、体育などの時間）とによって二重に規定されている。しかし、これはあくまで労働者が人間的生活あるいは人間的尊厳を保つという前提をおいた場合のことであって、労働力の肉体的・精神的限界がそれ自体として労働時間の超えられない制限をなすというわけではない。

産業革命とともに始まった労働時間の突然的な延長は、資本が労働時間の精神的限界だけでなく、肉体的限界をも突破していくことを示し

ている。工場への機械の導入と普及は、多くの作業部面で成年男性労働者が有していた熟練を不要にし、女性や年少者の採用を可能にし、労働者から個人的抵抗力を奪い取ってしまう。また機械が生み出した産業予備軍の存在を背景とした労働者相互の競争は、資本家との取引において労働者を不利な立場におき、労働者の地位と状態を不安定で従属的なものにする。そのうえ、労働者が機械に従属させられると、労働様式はもちろん、労働時間も労働強度も機械体系それ自体が技術的に命ずるところとなり、資本家は機械の意思として、深夜労働や交替制勤務やその他の形の労働時間の延長を労働者に強要することができるようになる。「機械は労働時間のあらゆる社会基準的および自然的制限をくつがえす……。労働時間短縮のためのもっとも強力な手段が、労働者およびその家族の全生活時間を資本の価値増殖のための自由に処分されうる労働時間に転化するもっとも確実な手段に一変するという経済学的逆説も生まれる」(『資本論』前掲訳、431ページ)。

労働時間の延長がある限度を超えると、労働力の追加的供給や世代的再生産に支障をきたす恐れがある。にもかかわらず、資本は、農村住民や移民を含む多様な形の産業予備軍から豊富で低廉な労働力が確保される限り、労働力としての人間から「その正常な精神的、肉体的発達と活動の諸条件を奪い去る」(23a-347ページ)ことに何の痛痒も感じない。要するに「資本は、社会によって強制されない限り、労働者の健康と寿命にたいし、何の顧慮も払わない」(『資本論』前掲訳、464ページ)のである。

### (3) 新古典派の個人選択説

今日の新古典派経済学の教科書的説明では、労働者は雇用主が提供する賃金率に対応して労働時間（したがって余暇時間）を自由に選択でき、賃金（消費）の限界効用が、労働の限界不効用（余暇の限界効用）と等しくなるように労働時間を決めるとしている。多くの教科書では、所得の増大とともに余暇への評価が高まることを前提し、労働者は賃金率が高い間は

所得を増やすために労働時間を増やすだろうが、賃金率が十分高ければ、労働時間を減らしてより多くの余暇を楽しむだろうと説明している。

これによれば、労働需要側の要因を与件とすれば、労働時間の長短は労働者の個人的選択の結果である。この議論は、労働者のおかれた現実の説明としてまったく一面的であり、労働時間が資本と労働の対立と妥協をつうじて集団的、制度的に決まる側面を無視している。それは、労働時間の決定を純粋に個人的な選択に還元し、労働時間に対する社会的規制の必要性を暗黙に否定している点でも、大きな問題をはらんでいる。

## III. 労働時間規制の社会・経済的意義

### (1) 時間と人間の尊厳・発達

労働時間の突発的延長をもたらす事情は、労働時間を制限し短縮するための条件をも生み出す。資本主義的生産においては、労働が多数の結合労働、すなわち協業であればあるほど、労働時間は労働者の間で平等である。労働時間においては働く人々は賃金やその他の労働条件にもまして強い共通の利害関係で結ばれている。そのために、労働者たちは、産業革命が生み出す大規模な工業都市と鉄道・郵便などの交通通信手段の発達が労働組合の組織化や労働運動の交流を促すにつれて、労働時間の制限と短縮のための運動が起こり、国家的強制力をもつ法律によって、使用者が労働者に命ずることのできる最長労働時間を確定し、労働者が休養と余暇を享受し、社会的、政治的活動に参加することを可能にする制度が生み出される。労働者階級による史上初の参政権運動であるチャーティスト運動と穀物法の廃止をめぐる支配階級の一時的分裂とを背景にして成立した1847年の工場法=10時間法は、まさにそうして闘い取られたものである。

マルクスは工場法による労働時間の制限と短縮の意義に触れて、「時間は人間の発達の場である。思うままに処分しうる自由時間をもたない人間、睡眠や食事などをとる純然たる中断時間は別として、その全生涯が資本家のために吸い取られている人間は、けだものにも劣るのである」（全集第16巻145ページ）と述べている。マルクスのこの表現はシェークスピアがハムレットに語らせた“What is a man, If his chief good and market of his time, be but to sleep and feed ? a beast, no more.”というセリフを想起させる。どちらも人間の尊厳を問題にしているには違いないが、シェークスピアはただ睡眠と食事だけに時間を費やす人間はけだものにすぎないと言っているのにたいし、マルクスは教養や娯楽や社交やスポーツや社会活動に携わるために必要な自由時間をもたない人間、睡眠や食事以外の時間がすべて資本のための労働に吸い取られている人間は、けだものにも劣ると言っているのである。

この点から言うと、労働時間の社会的規制の意義は、なによりも労働者の人間としての「尊厳の保持」と「発達の場の確保」にあることを銘記しなければならない。労基法における「人たるに値する生活」も、労働時間が人間的尊厳と発達を損なうわない範囲に制限されてはじめて保障されるのである（労働法の基本理念としての「人間の尊厳」については西谷敏「労働法規制緩和論の総論的検討」『季刊労働法』183号、1997年9月を参照）。

もし、基準労働時間が確立しておらず、労働者が使用者の指揮・命令下にあって拘束される時間がいつ終わるのか定かでなく、自分と家族のためにつかうことができる時間がいつ始まるのか定かでないならば、その場合には、労働者は——転職の自由がないときにはとくに——奴隸とたいして変わらないことになる。この点からみても、労働時間の規制は、奴隸労働の禁止や強制労働の禁止と同様に、賃金その他の労働基準が実現されるための前提条件である。

## (2) 時間に応じた支払いの条件

賃金は、資本主義の初期には、労働時間の長さに関係なく、日賃金にしても、週賃金にしても、1日いくら、1週いくらというように固定されていた。労働時間が増えたり減ったりしても、賃金が増えたり減ったりすることはなかった。それはおそらく、種々の慣習的・自然的制限のために労働時間があまり変化しなかった資本主義以前の慣行を引き継ぐところから資本主義の労働市場が形成されたからであろう。

しかし、資本主義時代になると、固定賃金（定額日給）制は雇用主が労働時間を延長する強い誘因になった。マルクスの絶対的剩余価値論を持ち出すまでもなく、賃金が固定されておれば、従前の労働時間を超す追加労働時間はすべて不払労働であり、雇用主はその分まるまる利潤を増やすことができる。この固定賃金制は、労働に応じた支払いという近代的賃金原則とは相容れないものである。

固定賃金制から時間に応じた賃金という近代的な時間賃金制に移るためには2つの条件がなければならない。1つは、基準労働時間の確立である。そのためには、法律か労働協約によって、使用者が労働者に命ずることのできる労働時間の上限が1日8時間とか、週40時間とか明確に定められなければならない。もう1つは、基準労働時間の確定、したがって時間内と時間外の明確な区別を前提とした、時間外労働（残業）に対する割増賃金の支払いである。この2つの条件があって、はじめて近代的な時間賃金制が生まれる。近代的な時間賃金制ができる、労働に応じた支払いという資本主義の賃金原則が成立する。

労働時間の制限は、労働組合が労働者の多数を組織している場合には、法律の力によらずとも可能であるかもしれない。しかし、日本においては労働組合の組織率が20%近くまで低下しているうえに、労基法第36条にもとづいて企業内組合が企業とのあいだで時間外労働や休日労働を無制限に認めるような協定を結んでいる。そのうえ、日本には、他の国には例をみないサ

ービス残業が広範囲に行われている。こうした状況から考えると、日本には、時間賃金制（労働に応じた支払の原則）が成立するための2つの条件はいまだ厳密には成立しておらず、その意味で近代賃金原則が未確立であるということもできる。労働時間の規制は近代的賃金原則を確立し、ただ働きであるサービス残業を根絶するためにも必要である。

### (3) 裁量労働制の拡大の危険性

この見地からは、1987年の労基法改正で導入され、さらに対象業種が拡大されようとしている裁量労働制も見過ごせない問題をはらんでいる。この制度では、業務の性質上その遂行を労働者の裁量に委ねる必要がある場合、労働者は労使協定で定めた時間を働いたものとみなし処理する。そうなると、賃金は実働時間との関係を断ち切られ、時間に対応した残業手当の支払義務が排除される。これが研究開発や分析・設計など業務の性質上、労働者の裁量を大幅に認め、労働内容や時間配分について使用者が具体的指示をしない特殊な業務に限らず、すべてのホワイトカラー労働に広げようというのが規制緩和である。法定労働時間が守られていない現在の日本でそれを許せば、サラリーマンはいよいよただ働きも辞さずただ働くだけの「社畜」になってしまう恐れがある。

## おわりに

労働時間の規制に対するありふれた反対論の

1つは、規制は労働者の自己決定を制約し、より長く働く自由を奪うというものである。しかし、労働者がたとえば1日10時間、12時間働く自由を認めることは、使用者が労働者をそれだけ働くかせる自由を認めることにほかならない。そのうえ、高速道路で何台かの車が規制を無視してスピードを出せば、他の車もそれに追随せざるをえなくなるように、職場では何人かのワーカホリックが猛烈に働けば、他の人々も猛烈に働くかなければならなくなる。この場合、労働者相互の競争は労働時間を延長させる。

労働時間を法律で制限することは、過度労働による社会的費用の発生を防止するためにも必要である。M. ホワイトがいうように、たとえば運転者の労働時間が無制限であることによって道路事故が多発するなら、それにともなう費用は原因者の企業によってではなく、警察費や医療費を支える納税者によって、あるいはその事故によって損害を受けた人々によって負担される。働きすぎによって病気になったり、労働能力を損傷したり、早すぎる退職に追い込まれたりする場合に発生する費用についても、同様のことがいえる (M. White, *Working Hours*, ILO, 1987, p.85)。過労死が大きな社会問題となってきた日本では、社会的費用の見地からも、労働時間を規制する必要は他の国以上に大きいといわなければならない (森岡孝二『企業中心社会の時間構造』青木書店, 1995年, 243ページ)。

現在の日本社会で求められているのは、人間の尊厳と発達、そして安全のための、したがってまた労働者の「人たるに値する生活」のための、労働時間の制限と短縮である。

(もりおか こうじ 所員 関西大学)

# 均等法改正と女子保護撤廃

均等法改正は労基法の女子保護規定の撤廃による労働条件の男性なみ低位平準化をもたらした。保護と平等を二律背反でとらえるこうした論議は、男女共通規則による男女労働者の保護をつうじて平等の達成をめざす国際的論議に逆行する。



NAKAGAWA Sumi  
中川 スミ

## はじめに

1997年6月11日、第140回国会において「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律」(以下、整備法)が可決成立した。5月6日の衆議院本会議での法案の趣旨説明以来、成立までわずか1ヵ月あまり、実質的には衆議院労働委員会で4日、参議院労働委員会で3日、合計わずか7日間の国会審議の結果であった。この法律案は、男女雇用機会均等法(以下、均等法)の改正とともに労働基準法(以下、労基法)の女子保護規定の全面撤廃を含んでいたために、労働者、市民、弁護士、研究者など多数の人々から疑問や反対の意思が表明され、国会でも与党の委員を含む多数の委員が疑義を提示したにもかかわらず、採決では日本共産党を除く賛成

多数で原案通り可決された。成立にあたって14項目に及ぶ「付帯決議」がつけられたことは、原案に対する疑問や不安の大きさを表わすものであった。

1986年4月に施行された現行の均等法については、募集・採用、配置・昇進など雇用の中核分野の差別が禁止規定ではなく、事業主に平等処遇を求める努力規定にすぎないこと、女性を不安定雇用に誘導する「女子のみ募集」が指針で認められたこと、紛争処理に関わる調停制度がほとんど機能しなかったことなど、法の実効性の乏しさについて早くから問題が指摘されてきた。施行から11年経過した現在でも、男女賃金格差が一向に縮小しないこと、コース別人事制度や非正規雇用などの形をとった「間接差別」が横行し、不況になればたちまち女子学生に対する就職差別が深刻化するといった状況は、この法の無力さを表わしている。

かくて均等法を改正して実効性のあるものに強化することは、女性を中心とする多数の労働者・市民の切実な要求であった。だが、整備法の成立がもたらしたもののは均等法の一定の強化

と引き換えに、労基法の制定（1947年）以来、財界が一貫して要求してきた女子保護規定の縮小・緩和の総仕上げとしての、その全面的撤廃であった。

本稿では、今回の整備法の内容とそれが働く者にとってもつ意味について、とくに保護と平等の関係をどう考えるかという視点を中心に、整理してみたい。

## I. 均等法改正までの経過

均等法の見直し作業は、法施行後10年目にあたる1995年10月25日、労働省婦人少年問題審議会の婦人部会で始まった。審議では、労働側委員（全員、連合に所属）が、募集・採用、配置・昇進の差別を禁止規定にすること、紛争時の調停制度を強化することなど、法の強化を主張したのに対し、使用者側委員は、労基法上の女子保護規定が女性活用の制約になっているとして、女子保護の撤廃を均等法強化の前提として求めたため、労使の論点はかみ合わず、議論は膠着した。こうした状況を一挙に流動化したのは、96年5月、連合が労働時間の規制は男女同一が望ましいとして女子保護規定の事実上の撤廃を含む方針案をまとめたことであった。連合は6月の中央委員会でこの方針を一部修正の上、可決した。女子保護規定の撤廃については連合内でも対立があり、女性に対する就業制限をなくすことで女性の職域を拡大するという意見（例えば、自動車総連）がある一方で、男性と同様の長時間労働を強いられれば、現に家庭責任を負っている女性は働き続けられなくなるという反対意見（例えばゼンセン同盟）があった。だが結局、男女共通の時間規制を設けることを条件に、女子保護規定の解消を求めていくことになった。

1996年7月16日に、婦人少年問題審議会婦人部会は、女子保護規定を解消する方向で議論していくという中間報告をまとめた。それまで法

改正の必要はないとしてきた使用者側が募集等をめぐり均等取扱を進める方策について議論を進めると主張を変えたのは、労働側が女子保護規定の「条件つき撤廃」を持ち出したことに呼応するものとされた。

1996年11月、連合は女子保護規定を条件つきで撤廃し、「原則として男女平等の視点から扱いを共通にする」という方針をたてた。現在、男性労働者については時間外労働の上限に関する法的規制はなく、指針で年間360時間が行政指導の目安として設定されている（適正化指針）にすぎないが、この360時間を「当面、男女共通の規制にする」とし、将来は150時間を最終目標におくとした。同じ頃、経済審議会行動計画委員会や政府の行政改革委員会が発表した規制緩和の提言には、労基法の女子保護規定の撤廃要求が含まれていた。かくて、連合と経営側と政府が事実上「女子保護の撤廃」で一致したことになる。

婦人少年問題審議会は、1996年12月17日、全会一致で均等法改正に関する最終報告をまとめて岡野労相に提出、労働省はこれを受けて97年1月15日までに法律案要綱を作成の上関係審議会に諮問、その答申を経て2月7日、第140回通常国会に法律案が提出された。

その後、5月の国会審議開始までのあいだに、この法案が女性差別是正への一定の前進を含むことを評価しつつも、今日の日本の長時間労働を規制する条件を欠く中の女子保護規定の撤廃が、女性労働者のみならず労働者全体の労働と生活に大きな困難をもたらすであろうことがしだいに明らかになり、男女共通の時間規制の実現以前の女子保護規定の撤廃反対を掲げて、全労連をはじめ連合加盟の労働組合、女性団体、弁護士団体などの運動が急速に盛り上がった。だがこれらの反対運動にもかかわらず、また法案が含む内容の重大さにもかかわらず、国会審議が始まるや、人々の疑問や不安を封じるかのような短時間の審議を経て、同法律案が6月11日に可決成立した。

## Ⅱ. 整備法の主な内容

整備法は、大きく分けて均等法の一部改正と労基法の女子保護規定の撤廃等からなる。

### (1) 均等法の一部改正について

まず、「女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにする」というたった「法の基本的理念」に注目したい。欧米諸国の中では男女両性に対する差別を禁じているのに対し、改正均等法は法の片面性を旧法から継承した。ここには、男性労働者の働き方は不間に付して、女性がこれにあわせる限り均等に待遇する、という考え方がある。

「女性に対する差別の禁止」の内容は、①「募集及び採用」に関しては「事業主は……女性に対して男性と均等な機会を与えるなければならない」とした。努力規定が禁止規定に強化されたのは前進であるが、従来から禁止規定であった定年・退職・解雇の差別が「差別的取扱いをしてはならない」とされるのと比べて弱い規定であり、紛争時の調停の対象事項からも除外されている。②「配置、昇進及び教育訓練」に関しては「事業主は……労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない」とした。配置・昇進について努力規定が禁止規定に強化されたこと、教育訓練については、これまで除外されていたOJTを含めすべての教育訓練の差別が禁止されたことは重要な改正である。

紛争時の調停制度については、現行法は、たとえ女性労働者が申請しても、他方の当事者である企業側の同意がなければ調停は開始されないと規定しているために、法施行後11年間に調停が開始されたのはわずか1回にすぎず、何ら差別是正の効力をもちえなかった。改正法では、

「一方申請の場合の他方当事者の同意要件を廃止する」とともに、申請を理由とした女性労働者に対する不利益な取扱いを禁じた。

このほか、雇用上の男女の均等な機会・待遇の確保の支障となっている事情を改善するために事業主が講ずる措置（いわゆるポジティブ・アクション、例えば女性労働者の配置などの状況の分析、必要な措置に関する計画の作成や実施）に対して国が援助を行うことを定めた。

さらに「女性労働者の就業に関する配慮すべき措置」としては、「職場における性的な言動に起因する問題（セクシャル・ハラスメント）」を防止するための雇用管理上の配慮を事業主の努力義務として新設し、母性保護の充実の一環として、これまで努力義務であった「妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理に関する措置」を事業主に義務づけた。

現行均等法の実効性のなさは、違反に対する罰則規定を一切もたないことに一因があった。これを改善するために改正均等法は「公表制度」という制裁措置を新設し、労働大臣の是正勧告に従わない違反事業主に対して企業名を公表することとした。

### (2) 労基法の女子保護規定の撤廃等について

整備法は、労基法に関しては「満18歳以上の女性について、時間外及び休日労働並びに深夜業の規制を廃止する」と規定した。いわゆる母性保護に関しては一定の改善をし、多胎妊娠の場合の産前休業期間を10週間から14週間に延長した。

ただし、深夜業（午後10時から午前5時までの労働）の規制の廃止に関しては、「育児又は家族介護を行う労働者」については深夜業を制限するとして「育児・介護休業法の一部改正」を行い、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者」、または要介護状態にある対象家族を介護する労働者が請求した場合、「事業の正常な運営を妨げる場合を除き」、深夜に労働をさせてはならないと規定した。これについては、対象となる子どもの年齢の低さ、正常な事業運営

を妨げる場合という規定の乱用の恐れなど、多くの問題が指摘されている。

なお、施行期日は、母性保護に関する規定が1998年4月から、それ以外は99年4月からとされている。

### (3) 付帯決議について

整備法の成立に際して可決された付帯決議は、①男女双方に対する差別を禁止する「性差別禁止法」の実現をめざす。「間接差別」について引き続き検討する。②中央労働基準審議会における時間外・休日労働の検討に際し、時間外労働協定の適正化指針の実効性を高める方策の早急な実施を検討する。③年間総実労働1800時間の早期達成に向けて対策を推進する、など14項目にのぼっている。

## III. 保護と平等をめぐって —国際的論議からとり残される日本—

### (1) 保護と平等の二律背反論の再現 ——日本における論議——

今回の均等法改正に際して、経営側は繰り返し女子保護の撤廃が均等法改正の前提条件であると主張したが、保護と平等を二律背反の関係でとらえるこうした考えは、1970年代後半から80年代前半にかけて現行均等法が制定される過程以来のものであった。

当時、1975年の国連の「国際女性年」の設定とメキシコでの第1回世界女性会議を契機とする国際的な女性運動の台頭や、79年の国連における女性差別撤廃条約の採択と国内でのその批准運動を背景に、わが国でも男女雇用平等法の制定を求める女性労働者の運動が展開された。これに対して経営側は、男女の平等待遇のためには労基法上の女子保護の撤廃が前提であるとし、保護をとるか、平等をとるかと女性労働者たちに迫った。保護と平等を取引関係でとらえ

るこのような議論に対して、女性労働者たちは、母性機能をもつ女性に対する保護は、雇用における男女平等を実現するための基礎条件であるとして、いわば「保護も平等も」という主張を展開した。

労使のこうした対立に対し、1978年の労働基準法研究会の報告は、男女差別を禁止する新たな立法の必要性を指摘すると同時に、母性機能に関わる最小限の規制を除いて「合理的理由のない保護は解消」することを提言した（いわゆる母性保護と女性保護の区分）。ただし、女子保護の廃止に関しては即時撤廃ではなく、女子が現在おかれている状況を考慮して、当面必要最小限の規制の特例を設けることは止むを得ないとした。1984年の婦人少年問題審議会の建議もこれに沿った形となり、女子に対する特別の保護措置は、母性保護規定は別として本来廃止すべきであるが、「労働時間をはじめとした労働条件等労働環境、女子が家事育児等のいわゆる家庭責任を負っている状況、女子の就業と家庭生活との両立を可能にする為の条件整備の現状等」を考慮した措置をとるべきとした。その結果、現行均等法では、労働時間が長く女性が家庭責任を負っている現状を踏まえて、一部を除き、女子保護規定を残すことになった。建議のこの立場は、均等法強化のためには、長時間労働や女子の家事負担などの現状を改革することによって、まず女子保護規定を解消することが前提条件になるという議論の枠組みをつくったことになる。

今回、整備法を審議した衆参両院の労働委員会で、女子保護規定の廃止を提起した理由として政府側委員が繰り返し行った答弁は、この建議に沿ったものであった。すなわち政府は、1997年4月からの週40時間制の施行（ただし、2年間は罰則の適用が延期された）によって長時間労働は緩和され、91年の育児休業法の制定、95年のその改訂にもとづく育児・介護休業法の制定によって女性が家庭責任を背負う現状は改善されたので女子保護は撤廃できるとして、84年建議をたえず引き合いに出しながら、均等法強化のためには女子保護の廃止は止むを得ない、という論理を強調したのであった。

だが、いまや国際公約となった年間総労働1800時間をいまだに実現できない長時間労働、家事時間の圧倒的な女性への偏り、育児・介護休業法がもつ限界（所得保障の低水準、罰則の欠如ほか）などを考えれば、長時間労働が緩和され、女性が家庭責任を背負う状況が改善されたとはとてもいえないので現実であろう。

現在、男性労働者の時間外労働は、その上限について何ら法的規制がなく、事実上野放しになっている。政府側の見解には、男女平等処遇のためには女子保護を撤廃してこうした男性のみの労働条件に揃えること、つまり労働条件の低位平準化が必要不可欠であるという、かつてと同じ議論の枠組みがあり、今回の改正論議もまた、保護か平等かという経営側が敷いた議論の枠組みを超えることができなかつたということがわかる。

## (2) 男女労働者の保護に基づく平等論 ——国際的論議——

保護と平等をめぐる国際的な議論は、日本でのそれとはまったく異なる次元で行われてきたことに注目しなければならない。たしかに、戦後1960年代までは先進諸国や国際諸機関にも、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業を前提として「家族的責任を有する女性」にたいする保護を必要とする考えがあった。しかし、国連の「国際女性年」の取り組みが始まった1975年以降、両性の平等の課題は性別役割分業そのものの廃棄と不可分の問題として提起されるようになり、1979年の女性差別撤廃条約では、家族的責任はひとり女性ばかりでなく「男女両性および社会」が担うべきものとされた。また、1981年のILO 156号条約・165号勧告は、「家族的責任を有する男女労働者」の機会均等及び平等待遇を規定した。こうして、両性が家族的責任を担えるような労働条件の設定が必要であること、さらに深夜業は女性だけでなく男性にとっても有害であり、健康と安全の権利は男女両性に保障されるべきであるという観点にたって、出産に関わる母性保護を除いて女子のみの保護は廃止し、必要な保護は男女共通の規制にして

いくという原則が確認されるようになった。これは、いわば男性の労働条件を女性なみに引き上げて労働条件を高位平準化するという考え方であり、とくにヨーロッパの雇用平等法制はこの考えに基づいて労働条件を両性とも引き上げる形で整備されていった。

その結果、現在フランスでは時間外労働の上限は年間130時間まで、ドイツでは1日2時間まで、年間30日、つまり年間60時間までと定められていて、日本の現行の女子保護基準（年間150時間）を上回る規制が男女双方に保障されている。また深夜労働については、女性のみ原則禁止の国（フランス、イタリアなど）と、男女とも原則禁止の国（スウェーデン、オランダなど）があるが、これらの国も含めて近年女性の深夜労働が解禁される動きがある（ドイツなど）。しかしその場合も、深夜労働が生体リズムに反し男女ともに有害という観点から、深夜の労働時間の制限や、昼間の労働への転換要求、割増の手当や有給休暇などの男女共通規制が設けられている。なお、EU理事会は、1993年に男女共通規制の「労働時間編成に関する指令」を採択している。

国会審議で政府委員は女子保護規定の撤廃は国際的動向を参照したものだと繰り返し述べたが、その実態は「女子のみ保護」の廃止という形式を参照したにすぎず、その内実、つまり男女労働者に共通の規制を整備することによって、ことさら女子だけを保護する必要がなくなっている現実そのものは何ら参照していないことを



看過してはならない。

### (3) 日本における男女平等および労働者保護政策の国際的地位

以上みてきたように、今回の日本の均等法改正と労基法の女子保護規定の廃止は、性別役割分業の止揚をかけた女性差別撤廃条約の理念に沿って労働時間の男女共通規制を実現し、したがって女子のみ保護の必要性をなくしていくとする国際的論議からすっかり取り残されるものとなった。それはむしろ、女性の労働条件を男性なみに引き下げることによって国際競争力を回復しようとする資本の規制緩和要求に沿うものである。男性なみの労働条件を受容できない女性は退職するか、パートタイマーなど条件の悪い非正規労働者に変わるしかなく、その結果、性別役割分業は一層強化されることになる。かくて保護と平等をめぐる日本の政策は、先進諸国の中できわめて異質なものとなっている。この方向を阻止しうる条件があるとすれば、それは、1999年4月に改正均等法が施行されるまでに男女共通の時間規制を実現すること以外にない。時間外・休日・深夜労働のあり方をめぐっては、現在、中央労働基準審議会で審議中であるが、そこでは労働契約の上限の見直し、変形労働時間制の一層の緩和、裁量労働制の拡大など、また関連審議会では派遣労働の自由化や民営職業紹介の自由化など、総じて労働法制の全面的な規制緩和が企てられている現状を見れば、見通しはけっして楽観できない（97年11月22日付け新聞報道によれば、労基法改正をめぐる中基審の最終答申案がまとめられ、時間外労働の上限に関しては、指針に法的根拠を与えるとしつつも、上限は明記されず罰則規定もないという）。

先進国の中できわだって異質な日本の保護と平等をめぐる政策は、アジア経済における日本の役割という観点から見ても見過ごせないものがある。整備法案の国会審議が始まる前、アジア諸国の多くの非政府機関から女子保護規定の撤廃を見送るようにという要請が行われた。日本の女子保護規定は、アジアの日系企業で働く

く女性労働者にとっても長時間労働に対する一定の歯止めになっており、その撤廃が彼女たちの労働条件の引き下げにつながる危険を危惧するものであった。こうした要請に応えることができず、逆にむきだしの資本の要請を優先する日本の行動は、いつかアジア諸国の人々からも見放されることになるのではないだろうか。

最後に、「保護」という言葉がもつ意味について言及しておきたい。現在、男女平等の達成のためには女子保護の廃止が不可欠であるかのような論調に押されて、ともすれば労働者保護の思想そのものが押し流される傾向がある。だが、雇用関係（資本・賃労働関係）のもとでは、生産諸手段や資金を所有し、政治権力の庇護を受けて絶大な権力をもつ資本に対して、自らの労働力以外に売るものをもたない労働者を、最低限の労働条件と賃金、およびそれを求めて労働組合に団結して闘う権利において保護することは、労働者が人として生存しうるためにも、また雇用関係と社会システムを維持するためにも不可欠の条件である。したがって問題は、時間外労働の法的規制を欠くほどの低労働条件のもとで少なくとも女子の保護を必要とするような日本の現状に対し、男女が仕事と家庭を両立し得るよう共通の時間規制を実現することによって、男女労働者をともに保護し、その結果女子（のみ）保護を必要としない条件をつくることであろう。

したがってもし男性労働者のなかに、保護は女性の問題であって男性には関係がない、平等を求めるならば（女子）保護を廃止すべきだという考えがあるとすれば、それは、労働者保護を含めて一切の規制を解除しようとする資本の要請にのせられる危険性をもつ。また女性労働者にとっては、時間外労働などの「保護」が必要なのは、しばしば誤解されるように女性が「弱者」だからではけっしてない。それは、出産保護などを除けば、育児や介護などの家族的責任は両性がともに担うべきものであり、男女労働者がこれらの責任を果たしつつ働くができるようにともに「保護」されるべきだからにほかならない。

以上、本稿では労基法の女子保護規定の撤廃

問題を中心に取り上げたが、均等法の改正が女性労働者への差別は正にとつてもつ意味は小さくない。たしかに改正均等法は、コース別雇用管理やパートタイマー・派遣労働など、表向きは性に中立ながら実質的な性差別を含む「間接差別」の禁止が盛り込まれなかつことなど、重要な限界をもつている。とはいへ、募集・採用、配置・昇進・教育訓練の差別が禁止規定になつたこと、調停制度が強化され、企業名の公表制度が新設されたこと、さらにポジティブ・アクションやセクシャル・ハラスメントの規定が新設されたことなどを大いに活用して、雇用における男女平等の実現に向けて一人ひとりが努力することが求められている。

## 参考文献

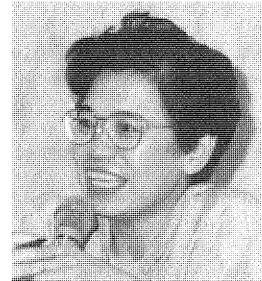
- 「雇用の分野における男女の整備に関する法律」国  
会審議事録、1997年5月6日～6月11日。
- 柴山恵美子「労働者保護で米欧対立——法規制か自  
由放任か」『日本経済新聞』1997年9月13日付夕  
刊。
- 竹田昌次「規制緩和と女性労働」戸木田・三好編著  
・『規制緩和と労働・生活』法律文化社、1997年。
- 辻村みよ子・金城清子『女性の権利の歴史』岩波書  
店、1992年。
- 日本婦人団体連合会編『婦人白書1997』ほるぷ出版、  
1997年。
- 本多淳亮『男女雇用平等法とは何か』ダイヤモンド  
社、1984年。

[97年11月27日脱稿]

(なかがわ すみ 所員 神戸学院女子短期大学非常勤)

# 米国における規制緩和と労働市場の変容

米国諸産業の規制緩和には、労働組合攻撃や社会保障削減による労働力流動化策が伴われていた。その受け皿となった労働者供給業の自由化は、労働者の雇用を断続的で、不安定きわまりないものにさせ、所得の二極化の大きな要因となった。



NAKANO(KIKUCHI) Kumiko

仲野(菊地)組子

## はじめに

先進資本主義国の多くの国々は、少なくとも70年代半ばから低成長と失業の増大に陥り、企業の対応として、リストラクチャリング（以下リストラと略す）や技術革新、政府の対応として、規制緩和や公共事業の民営化策がとられた。中でも合衆国は、80年代にわたって「グレートUターン」とも言うべき、ドラスティックな転換が行われた。今日、90年代の後半ではその「甲斐」あってか、ニューエコノミー論が出現するほどの好景気が持続している。しかし、この転換が国民の所得を二極分化させ、富んでいる層をいっそう富ませ、貧しい層をいっそう貧しくさせるに至ったことは広く知られている事実である。この所得の二極分化をもたらした主な原因は規制緩和やリストラが労働者に対して、雇用の断続化・不安定化や社会保障の削減や労働組合攻撃としてせまったからである。

今日、日本の財界や政府も国際競争のもとに、合衆国にならった労働市場の規制緩和を行いつつある。一足先に行われた合衆国を検討することによって「規制緩和とは何であったか」を考えてみたい。

## I. アメリカ合衆国の労働市場の現状 コンテインジェントワーカーの増大

今日の合衆国の失業率は5%台であり、リストラや技術革新はインフレや失業を押さえ、成功裏に進行しつつあるにみえる。しかし失業率には雇用の断続性は表れない。現在の合衆国労働市場の特徴は何と言っても、この失業率に表れないコンテインジェントワーカーとよばれる多様な雇用形態をもった不安定雇用者層の増大である。そもそもこの言葉が造り出されたのが、1985年である。コンテインジェントワーカーとは、研究者によって多少の差はあるが、雇用が断続的であること、労働の期間も時間も雇用主次第で定まらないこと、付加給付がないこと、

あっても少ない労働者を指す言葉である。このコンティンジェントワーカーの数を確定することは、正確な統計値がなく困難であるが、比較的正確な統計と思える女性政策調査研究所(IWPR)によると、1990年で少なくとも全雇用者(自営業を含む)の16%, 1800万人存在し、可能性のあるものを含めると最大で29%存在するという。またコンティンジェントワーカーが多く存在する雇用形態は、パートタイマー(約3000万人)<sup>1)</sup>、自営業(約1200万人)<sup>2)</sup>、人材派遣(250万人)、人材リース(200万人)、有期雇用、登録型断続雇用(企業内のプールから呼び出しに応じて働く)、非登録型断続雇用、日雇い、在宅型自営業などがあり、小売業、サービス業を中心すべての産業に広がっている。

もともと合衆国の企業は不況時にはレイオフを行って労働者を待機させるという形で企業付属の労働予備軍(不安定雇用者)を持っていた。しかし、今日のレイオフは再び同じ企業に戻る可能性の少ないものであり、レイオフ後の就職状況をみると、賃金額から言ってレイオフされた者の約3分の1ほどしか、以前の額以上の職には就けなくなっている。

## II. コンティンジェント ワーカー増大の要因

### (1) 企業によるリストラ

では、このコンティンジェントワーカーの増大の要因は何であろうか。

第1に考えられる要因は企業によるリストラであるという。リストラの形は職務の訓練や配置という点で見るとキーフとバット<sup>3)</sup>によると2種類ある。1つは長期的展望の下で技術的転換を現行労働者の教育訓練によって遂行しようとするもの。2つめは短期的にレイオフや職務のアウトソーシング(外部委託)によって遂行しようとするものである。しかし、前者は、独禁法の規制緩和や税制改革により企業の吸収・合併が容易になるにつれて、株価を重視せざるをえなくなり、遂行されずらくなっているとい

う。したがって、レイオフ後は雇用のジャスト・イン・タイム化を目指してコンティンジェントワーカーが使われるようになったのである。

### (2) 失業保険の改訂

第2は、70年代からはじまる社会保障、とりわけ失業保険の改訂である。合衆国の失業保険は全額事業主負担のメリット料率制といわれるもので、過去のその企業の給付実績にしたがって負担額が決定され、給付額が少なければ負担額が少なくなる仕組みである。また受給資格は州によって異なるが、多くは常用雇用の失業者向けにできており、コンティンジェントワーカーになると給付資格を得ることは困難になるという<sup>4)</sup>。また70年代の終わり頃から失業給付には額に応じて所得税がかけられるようになり、給付期間も通常の26週に加えて、13週延長可能であったが、この延長資格をとることはほとんどできなくなった。かくして、ローゼンバーグによれば、1975年には失業者の78%が給付を受けていたが、1982年では45%に減ったという<sup>5)</sup>。したがって労働者は失業中の新しい職への教育訓練期間も十分にとれず、コンティンジェントワーカーとして職に就かざるを得なくなってしまったのである。

### (3) 労働者供給業の発達

第3に、これらの労働者を流動化させる受け皿としての民間の労働者供給業の発達である。日本では1986年の労働者派遣法の施行により、くずれつつあるとはいえ、職安法によって原則禁止されている。後で詳しく見るよう、合衆国では、民営職業紹介所が州法によって規制されているが、人材派遣業は規制法案が通らず、一般的な雇用主がうける労働諸法上の規制以外は基本的に規制はない。その上、派遣労働者に対する特別の保護法もない。唯一あるのは、税法上、1年以上の派遣は派遣先の雇用者とみなされるというものである。したがって今日、労働者供給業は高度な専門職から日雇いの人夫の斡旋まで様々な形で存在している。特に80年代に急増したのが人材派遣業であり、1982年の

6247事業所47万人の雇用者から、1992年には1万9020事業所184万人の雇用者となっている<sup>6)</sup>。

以上3つの理由は企業や政府の労働コストの削減や労働力の流動化を促進させているものであるが、今一つ見落としてならないのはリストラや産業の規制緩和に由来する企業の吸収合併に顕著に見られる労働組合への攻撃である。この労働組合攻撃はリストラや規制緩和の「成功」を保証するいわば車の両輪といえるものである。あまり日本では知られていないので少し詳しく見てみたい。

### III. 労働組合攻撃

#### (1) 労働組合の位置

労働組合攻撃を考える場合、合衆国の労働組合の位置について確認しておく必要がある。

第1に、合衆国には解雇制限法がない。最近、初步的な解雇禁止の判例が出てきたとはいえ、"employment at will"（雇用・解雇の自由）がコモンローの国である。ただし、差別的解雇については差別問題で法的に救済が可能である。このような中では、労働組合の交渉力は労働者にとって唯一の頼みのつなである、労働組合は組合員の配転や、レイオフの順番や職務の配置について交渉する権利を実質的に有してきた。労働組合のある企業でこの職務のリストラを行うことは、企業にとっては交渉や苦情処理を重ねなければならず、またストライキのリスクを負うことになり、労働組合のない企業との競争に重いハンデを負うことになる。いわば労働組合はフレキシブルな経営、職務配置をめざす企業にとってはリジディティーの根源であった。

第2に、労働組合は社会保障を補う企業年金、健康保険、有給休暇を付加給付として獲得してきた。公的年金が賃金の3割ほどにしか達せず、また健康保険が日本のように国民皆保険となっておらず、貧困者と老人にのみ存在する状況では、文字通り労働組合のあるなしは死活の問題となる。しかし企業にとって、労働コストの

約3割をしめる付加給付は、なんとか削減したい費用であった。

このような労働組合の存在に対して、レーガンは新自由主義に基づき、労働市場の流動化や労働コスト削減を阻害する独占体として労働組合を規定し、みずから労働組合攻撃の口火を切った。1981年8月のPATCO（連邦航空管制官労働組合）のストへの弾圧である。秋元樹氏によれば<sup>7)</sup>、この労組がストに入った中心の問題は健康問題であった。つまり、管制官10人のうち9人までもが50歳になる前に潰瘍、心臓発作、精神異常等で仕事をやめるという過密労働の職場であり、ストはその改善を求めるものであった。

レーガンは全員解雇、労働組合の解散、連邦公務員としての身分の剥奪、を行った。ストに入った労働組合員は民間企業の間ではブラックリストとして氏名がまわされ、再就職の見込みはなくなった。しかし失業給付は認められず、食糧切符も許可されず、労働者は、失業・家庭崩壊・自殺にまで追い込まれた。この「みせしめ」的労働組合弾圧は、80年代の労働組合の「譲歩（コンセッション）」の合図となり、賃金カット・凍結、二重賃金、レイオフ、争議の敗北が続くことになったのである。他方、全国労働関係委員会（以下、NLRBと略す）では、レーガン派が多数を占めることによって企業よりの裁定が多くなり、また選挙期間中の不当労働行為を放置し、労働組合の組織化を困難にさせた。

#### (2) オーティスエレベーター事件

オーティスエレベーター事件を見てみよう<sup>8)</sup>。ニュージャージー州のマーウィアにある工場はUAW（自動車労組）ローカル989によって1950年以来組織されていた。1978年、会社は交渉単位に属する組合員にコネチカット州のイーストハートフォードにあるユナイテッド・テクノロジーズ（オーティスエレベーターの親会社）のリサーチセンター近くにある別の工場に移るよう通知した。UAWローカル989は1978年6月7日、NLRBに不当労働行為として訴えた。理由は会社が仕事の再配置に対して労組との交渉を拒否したこと、情報を与えなかったこと、

再配置の影響に関する交渉を拒否したことである。1979年11月29日にNLRBは不当労働行為を認め、労組との交渉を命じた。会社は1981年3月、決定を不服として地方裁判所に提訴。1981年8月、地方裁判所はNLRBに再考することを要請。1984年4月6日、NLRBは再考したが、NLRBの行政官はもとの結果（不当労働行為）を主張した。しかし、1987年3月11日、NLRBは最終追補決定を出した。会社が再配置の影響について交渉しなかったことでは、NLRBは一致した。しかし、再配置そのものについて交渉する義務はないとして、結局1979年11月29日の決定をひっくり返したのである。

1978年から1987年の間、NLRBは不当労働行為（交渉に応じないこと）としての行動をおこさなかった。1979年の決定の時でさえもある。そのため、1978年はじめには、労働組合員は約270名存在したが、1982年6月2日では37名に減った。労組委員長が言うには、会社は、NLRBの決定を不服として地裁に提訴して以来、再配置をやめなかつた。かくしてNLRBの処理の遅さは1987年の決定以前に現実的に労組破壊となってしまった。もちろん、NLRBのこの決定以後、NLRBは労働組合ユニット（交渉単位）の維持に対して、何の力ももたない存在と化したのである。労働組合員の配置転換については、明確な労働組合破壊は不当労働行為ではあるが、経済的な理由（コスト削減など）では、起業は労働組合の交渉に応じる義務がないことになった。この裁定により、自由に労働組合のユニットを破壊して、労働組合員を配転できるようになったのである。この裁定がリストラにどのような影響を与えたかはもはや言うまでもないであろう。労働組合のある古い設備の工場は閉鎖して、労働組合のない新しい設備の工場を建設する戦略は、80年代の企業のリストラの常套手段となつた。

この他にもNLRBの企業よりの裁定は、数々あるが、影響の大きいものは①ロックアウト中に経営者は一時的スト代替要員、つまりスト破りを雇うことができる、②スト中に労組を脱退するとか、スト破りをする労働者を労組が罰することができない。③選挙期間中に雇用主は労

働者に労働組合に組織されているかどうかを質問することができる、などである<sup>9)</sup>。

### (3) 組合結成の困難化

NLRBの右傾化のもう一方の柱は労働組合の結成が難しくなったことである。選挙期間中に20人に1人の割合で解雇されるようになったからである。労組の選挙の勝率はワーゲナー法成立以降、年々低下してはいたが、成立当時は8割台であったものが、80年代には4割台に落ちてしまっている。合衆国の労働組合の結成は、日本とは異なり、労働者はNLRBに職場（ユニット）の3分の1の支持の確認のもとに選挙を申請する。NLRBは調査やヒアリングの後に交渉単位（ユニット）を確認し、選挙命令を行う。その後、労使それぞれ選挙期間中キャンペーンを20~30日間行い、その後投票となり、多数を占めれば職場（ユニット）を代表して交渉できる労働組合として認められる。もともと、この方式は申請から投票までの期間が長く、70年代からNLRBの事務処理の遅さとともに問題となっていた。その間に企業の脅しがまかり通り、勝率が低くなる原因となっていたからである。この脅しの中で最大のものは労働組合活動家の解雇である。ワライ<sup>10)</sup>の推定によれば、1980年では20人に1人が解雇されている。80年代以降、筆者はワライーと同じ方法で計算してみたが、1994年に至ってもその割合は続いている。かくして、労働組合の選挙の実施数、勝率の低下とともに組織率は低下し、1980年では23.2%あったものが、1994年では15.7%に落ち、ワーゲナー法成立（1935年）以前の状況12%に近づく結果となっている。既に見たオーティス・エレベーターの配転された元労組組合員が新工場で再び労働組合を結成しようとしても、むずかしくなってしまったということである。

## IV. 労働市場の自由化が意味するもの

合衆国では労働市場のすでにある規制を緩和

するというよりは、規制勢力の敗北によるというのが正確である。規制と自由化の歴史を簡単に見ながら、労働市場の自由化とは何であったのかを考えてみたい。

### (1) 労働者と労働市場の関係

その前に、前提となる労働者と労働市場の関係を考えてみよう。

労働者とは、労働市場において雇用主と雇用契約をかわし、雇用主に労働力として使われることによって生活を日々維持する存在である。この存在（労働力商品）は、通常の商品とは異なり、人格をもち、貯えることが不可能で再生産は日々行われなければならない。労働者は、市場に放置されたままで、雇用主と対等に公正に契約することが困難であり、また労働力の使用に対して注文をつけることが困難な立場にある。このことが、歴史的に労働法を制定し、ILOを創出した根拠である。労働法というと労働過程における労働力の使い方の制限を私たちはずいぶん浮かべるが、それは戦後日本では職業安定法44条の労働者供給業の禁止規定や外国人単純労働者の出稼ぎ労働の原則的受け入れ拒否があるため、諸外国に比べて雇用のされ方は直接問題にされることは少なかった。雇用のされ方が大いに問題となったのは、1986年の労働者派遣法や外国人労働者を導入するブローカーの問題が浮上してきてからである。

だがILOをみても、雇用のされ方は労働時間等の労働条件問題に勝るとも劣らず、問題視され続けてきたものである。特に合衆国のように、大量の移民によって労働力が形成されてきた国ではそうである。19世紀末には多くの民間職業紹介業が存在していた。その中には言葉が通じないこと、慣習がわからないことを幸いに移民労働者をだます悪徳業者が後をたたなかつた。雇用主とつるんで何度も解雇して紹介料をとったり、ピンハネしたり、金貸し業も兼ねて借金を賃金から差し引き、ほとんど賃金を渡さなかつたりする者も現れた。したがって早くも1885年にはミネソタ州で、1888年にはニューヨーク州で職業紹介業の規制法が作られた。その後、

次々と規制する州法ができ、1940年代には6州を除いて、すべての州で何らかの規制法をもつにいたった。規制点は、ライセンス制、記録の保持、基金の公示、紹介業の最高限度額の制定、各種の不正の取り締まり等である。

しかしながら、1940年代後半から生じた人材派遣業（主に事務職を取り扱うもの）は、当初から労働災害や残業に対しての雇用責任が問われ、人材派遣業は雇用主か、単なる民間職業紹介業なのかが問題になっていた。1956年にはフロリダ州の最高裁は人材派遣業は規制の対象となる民間職業紹介業ではないとし、合法的なビジネスサービスと結論づけている。1971年には日雇いの派遣労働者保護法（Mikva法）が連邦議会に提出されるが、否決される。1960年代にはニュージャージー州を除くすべての州が人材派遣業は職業紹介業ではないと区別するようになっていた。そして1973年には労働省は見解を示し、人材派遣業は公正労働基準法下の雇用主である、つまり一般的な労働法の規制下にある雇用主以上の特別規制の対象とならないとしたのである。と同時に派遣先企業と連帯責任を持つことになったが、第一責任は派遣会社にあるとした。だが、この条項は労働組合の交渉力がないもとでは、有効に働き得ないものであった。この労働省の見解は、長年の論争に決着をつけたものとはいえ、派遣会社や派遣労働者にはほとんど規制や保護がないものであり、原則的に派遣会社の自由営業を意味する。70年代から80年代にかけてヨーロッパにおいて多くの規制法や労働組合との協約がつくられていったのとは対照的である。合衆国は規制のほとんどないまれな国となったのである。

### (2) 人材派遣業の隆盛

だが、自由となった人材派遣業が隆盛をみるのは80年代である。オフィスオートメーションや情報ネットワーク化により情報機器の操作を行うオペレーターを事務職として派遣する形で人材派遣業は拡大した。これはコンピューターのプログラミングやソフトの制作からメンテナンス、エンジニアリングを業務請負として提供

するビジネスサービス業の増大と軌を一にしている。しかし今日では、OA機器の導入の一巡により製造業等の工業職にも人材派遣業は触手をのばしている。90年代にいたると、労働者供給業は様々な形態の花盛りとなる。人材派遣業は顧客企業（派遣先）が採用した労働者を派遣会社扱いにするTHSペイローリングを行ったり、試用期間に派遣労働者を入れさせて、そこから選別させて顧客企業に採用させるという正規雇用のルートにも入り込んでいる。また注目すべきは専門職の人材リース業である。元来、派遣の方は多くは半熟練の労働者を扱っていたが、このリース業は高賃金の専門職への長期のリースである。数ヶ月から数年の専門プロジェクトへリースする。こうした労働者が200万人くらい存在するという。しかしながら、他方で、このような労働者供給業を介さず、雇用関係はもたず、付加給付もいらないという一企業の専属で、業務の下請けをする自営業が増大しつつある。セルフエンブロイドワーカーとかインディペンデント・コントラクターとかいわれるものである。レイオフ後、同じ仕事を同じ職場でコントラクターとして働くケースもまれではないという。日本でいう在宅テレワーカーもこの形で増大しつつあるようである。合衆国ではテレコミュニケーションというが、人数は定かではない。これらの自営業の形態をとる労働者は、労働者としての法的地位を脱ぎ捨てることによって、職を確保した労働者である。

以上、簡単に労働市場の規制と緩和の歴史を見てきたが、ここから言えることは、労働者という概念が消失しつつあり、労働市場が一般商品市場に似てきつつあることである。派遣は労働市場を一般商品市場化する中間形態である。というのも派遣契約（商業契約）が労働契約と分離し、前者が優先されるからである。この中間形態を一般化することによって、自営業、インディペンデント・コントラクターの出現を招いたのである。それはもはや法的には労働者や雇用関係という概念上ではなく、請負業者であり、仕事の請負型契約である。このような展開を導いたものこそ、労働市場の自由化による労

働者供給業の放置であったといえるであろう。

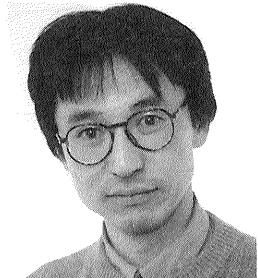
- 1) Institute for Womans Policy Research (IWPR). *Contingent Worker*, Kathleen Barker and Kathleen Christensen(eds.), 1995.
- 2) カッコ内的人数はコンティンジェントワーカーと規定できない数も含んだ総数である。IWPRによればパートタイマーの中には約1000万人が常用パートタイマーと見測られ、また自営業の中では約850万人は1年を通じて仕事が継続的にあったと見測られ、コンティンジェントワーカーの中には含まれていない。
- 3) Jeffrey H. Keefe and Rosemary Batt, "united states" in Harry C. katg. *Telecommunications—Restructuring Work and Employment Relation World Wide*, Cornell University Press, 1997.
- 4) Virginival L. duRivage (ed.), *New Policies for the Part-Time and Contingent Workforce*, Economics Policy Institute, 1992.
- 5) Samual Rosenberge (ed.), *The State and Labor Market*, Plenum Pressl 1989, Chap. 4.
- 6) アメリカの人材派遣業については水谷謙治「アメリカ合衆国の労働派遣業の研究」(『立教経済学研究』第46巻4号、第47巻第1号、1993年)、および拙稿「アメリカ合衆国の労働派遣業」(関西大学大学院『千里山経済学』第29巻1-2合併号、1996年)、「アメリカ合衆国の雇用増大における労働派遣業の役割」(『日本労働社会学会年報』第8号、1997年)を参照されたい。
- 7) 秋元樹『アメリカ労働運動の新潮流』、日本経済評論社、1992年。
- 8) オーティスエレベーター事件についてはGordon L. Clark, *Union and Community under Siege*, Cambridge University Press, 1989.
- 9) op.cit., Rosenberg.
- 10) P.Weiler, " Promise to keep." *Harvard Law Review*, June, 1983.

付記 図表、詳しい注記は枚数の関係で割愛した。

(なかの きくち くみこ 所員 関西大学非常勤講師)

# ドイツにおける規制緩和 と社会扶助

長期大量失業に苦しむドイツで、規制緩和の進展は雇用・労働政策はもとより、社会扶助・福祉政策の性格を大きく変えた。現在、社会扶助制度を活用した低賃金雇用創出策が模索されているが、これはドイツ福祉国家の今後を左右するものである。



FUKAWA Hisashi

布川日佐史

## はじめに

現在ドイツにおいて「労働社会の危機」、財政削減、家族関係や社会的リスク構造の変容などを背景に、「社会扶助制度」をめぐって様々な模索が取り組まれ、ドイツ福祉国家の行方をも左右する改革案が論じられている。ここでいう社会扶助制度とは、BSHG（連邦社会扶助法）にもとづくドイツにおける公的扶助制度であり、日本の生活保護制度と同様、一般財源をもとに、補足性を原則としたものである。先進福祉諸国家のなかでは19世紀ビスマルク以来の「社会保険国家」と特徴づけられるドイツ福祉国家であるが、この「社会保障の最後のネット」たる社会扶助制度が果たしている役割を見落とすことはできない。

本稿は、福祉の分野に属するため、今まで労

働政策における規制緩和・民営化という視点からは検討対象とされてこなかった社会扶助制度に光をあて、その改革をめぐる諸論点を紹介するものである。

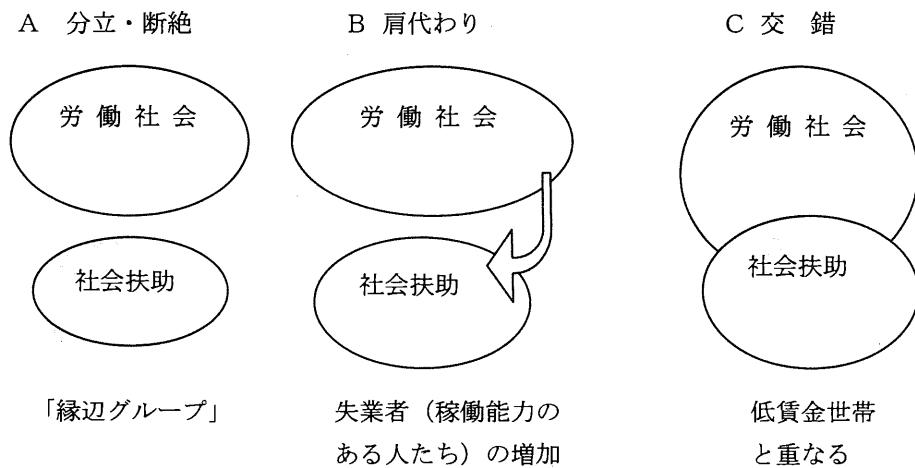
## I. 「労働社会の変容」と 社会扶助制度の機能変化

社会扶助制度に关心が集中しているのは、対象となる受給者の性格が変化し、社会扶助制度の果たす役割が変化したからである。

### (1) 失業者生活保障システムへの転換

ドイツ社会扶助制度は、制度創設時の意図と異なり、失業者に対する生活保障給付システムの役割を担うようになっている。そもそも社会扶助は収入や資産などが十分でなく「要扶助」状態にあると認められた人に、人間として尊厳

図1 労働社会と社会扶助



のある暮らしに必要な最低限度を保障するものである。「奇跡の復興」以後、ドイツ労働社会が高成長・高賃金・高生産性のトライアングルのもとで安定していた時には、稼働能力がある就労可能な人々は雇用関係をもつことができ、労働社会の中に組み込まれていた。他方、社会扶助は高齢寡婦やアルコール・薬物依存者などいわゆる「縁辺グループ」の人たち、つまり就労不能もしくは就労困難な一部の人たちを対象とするものであった。労働社会に包摂された人々と、社会扶助を受給する人々の両者が重なり合うことはなかったのである（図1－A参照）。

しかし、1970年代後半から続く失業問題の深刻化、長期化によって、社会扶助受給者の性格は大きく変わった。失業は一部の人の問題でなくなり、しかも一度失業に陥るとそこに長期間とどまらざるを得なくなった。若年者の中には、労働市場に最初から入れないままという状況も生じてきた。かくて社会扶助申請の原因に失業をあげる人が新規申請全体の3割に達した。労働社会から抜け落ちて社会扶助受給者になる失業者、言葉をかえれば就労可能で就労意志のある社会扶助受給者が、増大してきたのである。

こうした過程は、実は政策的に意図的に促進されてもきた。社会扶助を受給する失業者が増加した裏側には、失業者の生活保障と雇用創出の責務を本来的には担うはずの労働・雇用政策、

とりわけその主柱たる失業保険制度と失業扶助制度において、給付の額を引き下げ、給付の前提条件を厳しくし、給付を受けられる期間も短縮するという政策展開があった<sup>1)</sup>。労働行政の側としては、失業者生活保障の役割を社会扶助・福祉の分野に肩代わりさせる政策を展開してきたのである。

稼働能力が認められる人へは生活保護を給付しない、そもそも申請を受け付けないという日本の生活保護行政とは違い、ドイツでは経済的な困窮性が認められるなら、稼働能力があろうと社会扶助は給付されている。社会扶助は、労働社会の危機を背景に、そこから抜け落ちた人の受け皿の役割を担うようになったのである（図1－B参照）<sup>2)</sup>。

90年代には、東西ドイツ統合に伴う大量失業によってこのプロセスが一層加速された。

## (2) 労働社会と社会扶助の交錯

社会扶助の第2の変化は、労働社会と社会扶助が交錯し始めたことによる。労働社会から抜け落ちた人を対象とするだけでなく、規制緩和、低賃金・不安定雇用の拡大によって、90年代後半以降、労働社会の内側にいる人たちの一部も、社会扶助の対象となりかねない状況となった（図1－C参照）。労働社会の中にいる人と、社

会扶助の対象となる人たちが重なり合うようになったのである。

従来は社会扶助基準額が最低賃金たる労働協約賃金を下支えしてきた。何らかの事業所に雇用されれば、そこで実際に受け取る賃金は企業の付加給付も加わり、社会扶助の給付水準を大きく越えていた。しかし、80年代から進められた規制緩和と不安定雇用の拡大により、労働社会内部に非正規雇用化と階層化が進んだ。大幅に比重を増したパートタイマーは、時給は労働協約どおりの賃金額でも、収入総額では社会扶助給付額よりも低くなってしまう。また、労働協約では単純なジョブと位置づけられた低賃金ランクの仕事に従事する人たちが拡大し、さらには労働協約以下の賃金で働く人も出現した。これら低賃金層の稼得収入と、社会扶助法に基づいて給付される基準額との格差は縮まってきた。子供など扶養家族が多い世帯をとると、非正規労働者世帯や低賃金労働者世帯の可処分所得と、社会扶助受給世帯の可処分所得とが逆転しかねない状況が生じたのである。

労働社会の変容によって、雇用所得を得ている世帯の一部が社会扶助の対象領域と交錯し始めたのである。言葉をかえれば、社会扶助制度が低賃金労働者の生活保障（低賃金の補償）の役割を担い始めたといえよう。

## Ⅱ. 社会扶助制度に期待される 新たな役割 —「低賃金雇用創出機能」—

社会扶助制度が失業者さらには低賃金労働者世帯の生活保障機能を果たすようになっているのは以上にのべた通りである。ただし社会扶助が現在注目を浴びてきた背景としては、これではまだ一面を説明したにすぎない。ここ数年社会扶助に関心が集中しているのは、社会扶助が雇用創出の有力な手段として新たに位置づけ直されたからである。

ドイツ雇用・労働政策の基調は、国際競争力の改善、財政削減、規制緩和・民営化という流れに沿うものへと転換してきた。この流れは雇用・労働政策だけでなく、社会扶助・福祉政策をも巻き込み、社会扶助制度が雇用創出という新たな視点から見直されることになった。与党キリスト教民主同盟、野党社会民主党、経営者団体、労働組合などが社会扶助のもつ雇用創出機能に大きな期待を寄せ、効果的かつ実現可能なあり方をめぐってそれぞれの立場から社会扶助改革を模索している。ミニマム生活保障という本来の役割だけでなく、同時に社会扶助が雇用創出に果たす役割があてられ、現在の関心はここにシフトしている。この点を少し詳しく説明しておこう。

従来のドイツ雇用創出政策は、非営利団体が雇用の担い手の中心となり、営利企業とは競合しない（収益性のない）いわゆる「公共の役に立つ・付加的」事業分野に、公的資金をもとに、失業者を期限付きで雇用するという形態をとってきた。これは「第二労働市場」とよばれ、失業保険を財源にした「雇用創出措置（ABM）」と、社会扶助を財源にした「就労扶助（HzA）」の2つが、その代表である。しかし財政削減圧力が強まるもとで、こうしたコストのかかる「人工的な雇用」を維持・拡大することは困難となり、第二労働市場での雇用者数は削減を余儀なくされた。

それに代わり、規制緩和・民営化の流れの中で新たな雇用創出対策の基調は、収益性のある一般民間営利企業を担い手とし、そこでの新規雇用創出を効率的に補助するという方向へと重点を移してきた。具体的には、潜在的ニーズは高いにもかかわらず他の先進国と比べるといまだ展開が遅れている国内サービス分野、とりわけ社会サービス分野にねらいを定め、そこでの民間営利企業の事業展開を促進し、雇用を創出しようというのである。

社会サービスという労働集約的分野で民間営利企業が収益を確保できるかどうかは賃金コスト負担をどれだけ軽減できるかにかかる。そのための基本的手段は、賃金引き下げである。ここ数年、労使の労働協約交渉では賃金上昇が

抑え込まれ、雇用保障を名目とした「賃金引き下げ補償なしの時短」が押し付けられた。協約賃金以下の雇用も拡大してきた。従来のコーポラティズムのイメージを打ち壊すような動きが経営者サイドから推し進められている<sup>3)</sup>。

ただし、こうした形での低賃金雇用の拡大は、社会的コンフリクトを高めざるをえない。そうではなく、社会的に受け入れることのできる形で低賃金雇用を創出すべきだとなると、何らかの公的手段で生活を補助することが課題となってくる。90年代前半からこうした方向で「負の所得税」のドイツ版をめざす提案が行なわれてきた (Scharpfモデル、1993, 1994, Spermannモデル、1996など)。ただし、これらは社会保障制度だけでなく税制をも含んだ大改革を必要とするし、実施後の財政困難が予想されるものであった。そこで見直されたのが社会扶助である。社会扶助を活用し、「低賃金+社会扶助」で、労働者世帯に文化的な生活を保障し、企業にも収益性を保障し、雇用を拡大しようという発想への共鳴が広がり、具体化がめざされるようになってきた。

労働社会の変容によって社会扶助が低賃金世帯への生活補助となっていることは前章（図1-C）で確認した通りである。今度は社会扶助の側が、雇用の創出という視点から、賃金を社会扶助水準以下に引き下げるなどをバックアップし、積極的にこの交錯を促進することになる。

### III. 社会扶助制度の改革 —「コンビ所得」構想—

社会扶助の対象とその役割の変化を背景に、ドイツにおいても「貧困の罠」が論じられ、社会扶助制度改革というテーマがマスコミを賑わすようになってきた。これは「社会扶助制度が働くことを割に合わなくさせている」とか「扶助受給者は給付に依存した怠惰な人たちである」という主張である<sup>4)</sup>。

96年には社会扶助法の改正が行なわれ、就労可能な社会扶助受給者に対する就労促進と就労を拒否した場合の制裁規定が強化された<sup>5)</sup>。また、「低賃金層世帯の平均可処分所得と社会扶助受給世帯の可処分額との格差をつける」という原則を組み込んだ新たな社会扶助基準算定方式を具体化すべきことも決められた<sup>6)</sup>。

現在、「低賃金+社会扶助」の具体化をめざし、財政的に実行可能かつ社会的にも合意可能な提案として「コンビ所得 (Kombi-Einkommen)」が検討されている<sup>7)</sup>。ドイツ経営者連盟 (BDA) が提案したこの構想の中心テーマは、低賃金層（社会扶助水準以下及び若干それを上回る可処分所得の世帯）に対し、賃金額に応じて所得控除の割合を変え、社会扶助の上乗せを現在より手厚くするというものである。

ノルトライン・ヴェストファーレン州の委託調査をもとに、コンビ所得のモデル例を見てみよう。まず、同州の社会扶助の総給付額は、夫婦と子供二人の四人世帯の場合、月2779DMである。現行の社会扶助所得控除は266DMであり、所得がそれを越えればその分社会扶助給付額は減額される。すなわち、稼得所得が増えてもこの世帯の可処分額は $2779 + 266 = 3045$ DMが上限である。コンビ所得構想が導入されると状態は改善される。例えば手取り賃金が1000DMなら、社会扶助給付と合わせたこの世帯の可処分総額は266DMでなく475DM増加し、3254DMとなる。手取り賃金が1500DMなら可処分総額は575DM増加し、3354DMとなる<sup>8)</sup>。

このようにコンビ所得（「社会扶助基準以下の賃金+社会扶助給付」）で、低賃金労働者は生活水準を現在よりも向上できるし、企業は賃金を現行の協約賃金以下どころか社会扶助水準以下へ大幅に引き下げることができるうことになる。

コンビ所得構想に対しては与党キリスト教民主同盟はもとより、野党社会民主党の中からも支持の声があがっている。ドイツ経営者連盟は同時に社会扶助額の引き下げや、社会扶助受給者への就労義務づけを一層強化することを提起している。そのため労働組合や福祉団体はコンビ所得構想に反発している。コンビ所得が導入され、社会扶助基準以下の低賃金が拡大してい

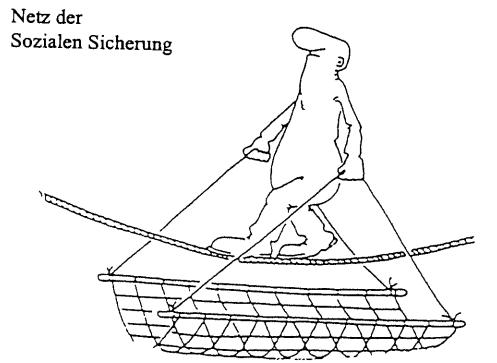
くなら、次には下がった賃金が社会扶助基準を押し下げるということになりかねないからである。

## おわりに

長期大量失業の解決方向として、社会扶助制度を活用した「コンビ所得」構想に注目が集まっている。これは「ワーキング・プア」創出のドイツ・バージョンともいえるので、アメリカにおける「ワークフェア」や「Earned Income Tax Credit(EITC)」と共に通する流れである。こうした方向にドイツの労働社会と福祉国家が再編成されていくのであろうか。

社会扶助改革をテーマにしながらも、めざす方向の全く異なる提案もでている。昨年秋に提起された「緑の党・基礎保障」構想がそれである<sup>9)</sup>。詳述するゆとりがないが、社会扶助、失業保険制度などを統一し、一人一括800DMを給付するという提案になっている。完全雇用の回復など不可能であるし、目標とすべきでもないとする緑の党は、労働社会への対案である「基礎所得（Grundeinkommen）」実現の第一歩としてこの構想を位置づけている。

総選挙を前に、ドイツの失業問題は深刻化し、失業者運動が活発化している。焦点である社会扶助制度改革をめぐる帰趨に注目していきたい。



社会保障のネット “Socialhilife in Bremen” より

- 1) ドイツにおける失業者生活保障制度の重層的構造と、労働政策・雇用促進法改革については、拙稿「ドイツにおける社会保障改革—失業者の雇用・生活保障を中心に」『賃金と社会保障』1997年4月下旬号、参照。
- 2) ドイツでは、これは連邦国家・中央集権的社会保険システムの負担が自治体・福祉システムへ転嫁されることを意味している。その結果、ドイツ福祉国家の基礎を支えてきた自治体は財政危機に陥った。こうしたもので今度は自治体側が中央国家へ負担を再転嫁する対抗策をとっている。拙稿「ドイツ社会扶助法『就労扶助』による自治体財政削減効果」『経済研究』(静岡大学) 1巻3・4号、1997年3月、参照。
- 3) 労働組合は困難に直面しているが、ただし経営者団体が一人勝ちしているかというと、そうでもない。経営者団体に入らない企業が続出し、経営者団体の基盤も空洞化している。産業別労働協約システムそのものの弱体化が進んでいるのである。
- 4) こうした「貧困の罠」の議論に対しては、それが先入観に基づく意図的なキャンペーンであり、実態に即したものではないとの有力な反批判もなされてきた。社会扶助受給者の動態を継続調査し分析したプレーメングループの実証研究から、社会扶助受給者の多くが積極的に制度を活用し、短期間で自立していく姿が明らかになっている。ドイツ社会福祉法研究会訳「ドイツにおける貧困（上）（下）」『賃金と社会保障』、1997年10月下旬号、11月上旬号、参照。
- 5) 1996年に行われた社会扶助法改正の概要については、拙稿「ドイツにおける失業者生活保障と社会扶助改革」、戸木田嘉久・三好正巳編著『規制緩和と労働・生活』、法律文化社、1997年、参照。
- 6) ドイツでは1980年代までは「マーケット・バスケット」方式によって生活に必要なニーズをもとに社会扶助給付額を算定してきたが、それに代わり90年から低所得者層の消費支出をもとにした「統計モデル」が段階的に導入された。「需要充足原理」を放棄しかねないものとして批判のあった統計モデルであるが、東西ドイツ統一などの影響で実際には機能停止となり、現在は99年までの暫定規定しかない。新算定方式導入をめざし、昨年末から州、自治体、福祉団体、労働省、健康省などの専門家の委員会が

設置され、検討を始めている。

- 7 ) Gunkel, A. / Köllmann, J. / Küpper, St. / Peren, K. Niedriglöhne schaffen, Transfersysteme reformieren, in: Der Arbeitgeber 12/1997.
- 8 ) Gerhard Bäcker und Walter Hanesch, *Arbeitnehmer und Arbeitnehmerhaushalte mit Niedrigeinkommen in Nordrhein-Westfalen, Eine Untersuchung für die Landessozialberichterstattung Nordrhein-Westfalen im*

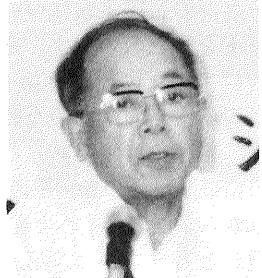
*Auftrag des Ministeriums für Arbeit, Gesundheit und Soziales des Landes Nordrhein-Westfalen (NRW), 1997.*

- 9 ) Bündnis 90 / Die Grünen, Die Grüne Grundsicherung - Ein soziales Netz gegen die Armut-.1997.

(ふかわ ひさし 所員 静岡大学)

# 資本主義の発展段階 と統合資本主義

1960年代以降の資本主義をレーニンの定義した「帝国主義」とは異なった、統合資本主義としてとらえ、その特徴について考える。また、渡辺治氏の私に対する批判を、多国籍企業の資本蓄積という観点からとりあげ、検討する。



SUGIMOTO Shouhichi

杉本 昭七

## 3つの発展段階における 諸標識の比較

一つめの問題は、資本主義の発展段階と「発展の動力」についてですが、私自身は、資本主義の歴史を3つの段階に分けて捉えてはどうかと考えております。名称としては、産業資本主義、それから独占資本主義——これは帝国主義でもいいのですが——、それから3つ目として、1960年代以降です。これは普通、現代資本主義と呼んでいる人が多く、私自身も同じ表現をしていました。しかし、最近、統合資本主義というのを設定したらどうか、と考えるようになっております。

この分け方からおよそ推測していただけると思いますが、産業資本主義はマルクスが分析の対象とした19世紀の末まで、それから独占資本主義、帝国主義は、レーニンが分析の対象とし

た20世紀の前半を指します。私は以前から第一次大戦、第二次大戦まではレーニンの帝国主義論で基本的に解明できると主張しております。しかし1960年代以降は、第二次大戦後の資本主義の世界体制が再構築されて、新たに出発し始めた段階です。これは同時に多国籍企業が生成してきた時期でもあります。60年代以前は、寡占企業とその共同支配が可能であり、それが経済全体において非常に重要なファクターがありました。しかし、60年前後以降は、それに対して多国籍企業が生成発展する、いわゆる世界化の時代です。政治学者の見解などでは、80年代の初頭、あるいは半ば以降に本格的なグローバル化が進んでいったとする議論がされてますが、アメリカは60年代から、ヨーロッパが70年代から、多国籍化が進んでいった、と私は考えております。日本はご承知のように、85年のプラザ合意以後に、それまでは発展途上国だった当時のアジア、ラテンアメリカから、アメリカ、およびヨーロッパに急速に直接投資を行っていき、多国籍化が進展していきました。こうしたことから、グローバリゼーションが本格的に広く開

始されると言いますか、形を取るのが80年代の後半からだと考えております。したがって、それまでは過渡期ということになります。ただし、この多国籍企業は、レーニンの「帝国主義論」にあるような独占資本主義、独占資本、あるいは金融資本とは明らかに違うとも考えております。

次に、「世界化の過程」についてです。これは、レーニンの帝国主義についての5つの標識からヒントを得たものです。その中でも非常に重要なのは、第1の標識と第5の標識であります。私は資本主義の基本的な動力、推進力は企業の蓄積、集積・集中であると考えています。それが自由競争段階の19世紀の企業から、独占資本、それから多国籍企業へと発展させていくのです。

それともう一つは、第五の標識から得た私の問題意識ですが、それは「矛盾の顕在化」です。19世紀の段階では、過剰生産恐慌が循環的に起こっている。そして循環的ではありますが、同時にそれは量的にも拡がっていくわけです。その過程で対外進出が行われ、植民地への進出、植民地の分割が拡がっていく。そして、19世紀の終わりに、レーニンがまとめているように植民地の分割が終わってしまいます。これとのつながり、これと連結させて捉えることが資本主義の歴史を考える場合に非常に重要であります。

産業に関して言えば、これは19世紀は繊維を中心とした軽工業が中心でした。19世紀の終わりから20世紀にかけては、重工業、化学工業、鉄鋼と電力と化学関係が、軽工業の上にかぶさる形で、中心となっていきました。それから60年代以降は、情報・技術関連産業が中心です。ここでの論点でのヒントは、北村洋基氏の議論です。

世界化過程ですが、それは19世紀には、植民地化でした。これはよく知られているように、安くて質のいい原料、食料の調達、さらに製品の販売市場を目指して資本が外へ出ていくものでした。こうした過程があったわけですが、レーニンが書いてるように、20世紀の前半は、すでに分割が終わっていますから、次は再分割です。それが帝国主義戦争でした。それに対し60年代以降を見ると、これは地球規模での工

業化の過程であり、それと同時に工業国、先進工業国との間での相互乗り入れが進展していく過程でもありました。先進国との間で相互に直接投資を行って資本が進出していく。そしてまた、それだけでなく、国際戦略提携という形で多国籍企業の間での協力関係が、70年代の終わりからでできます。

それと同時に60年代の後半、植民地が政治的に独立した後では、工業化の過程が中心的な部分になりました。その途上国の工業化を先進国の資本がどうするのか、それが経済の分野では一つの重要な、歴史的なポイントになると思います。さらに言えば、この過程は89年から91年にかけてのソ連・東欧の解体で、旧社会主義圏や、中国、あるいはベトナムにおける資本主義化によって、先進資本主義国を頂点として、それらの諸国をその下に巻き込んでゆく工業化のプロセスが全体として進んでいきました。まさに90年代に入って、旧社会主義国、あるいは現社会主義国がこうした状況に巻き込まれていているわけです。

次に主要な企業、資本が進出する手段ですが、これは19世紀には財の貿易、それから20世紀の前半は証券投資です。これが独占の下で重化学工業化段階になると、そこで必要とされる原料、あるいは資源は膨大なものになり、そしてそれを得るためにインフラストラクチャーの構築ということで、鉄道、港湾、道路が必要となり、これらを建設するための証券投資が非常に重要なポイントになってきました。しかし、証券投資は、あくまでも一定の利率、あるいは配当というところにとどまっていました。それが、20世紀後半になってからの直接投資は、先進国の資本が所有したままで、そして進出先で、それぞれ支配力を持ったまま進出しています。こうした進出手段の違い、これが非常に重要な問題と考えております。

それから国家についてですが、これは政治学の分野で、自分自身でも研究が足りないところで、最近いくつか読んだ本からのアイデアですが、19世紀の場合は一国資本主義、すなわち、一国の三大階級の総括としての国家と言っています。これはマルクスが言っているこ

とです。そして独占資本主義の段階では、ブロック化です。日本の大東亜共栄圏、あるいはスターリングブロック、さらにはドルブロックなどです。そして、それが相互の戦争という形になりました。こうしたプロセスが、20世紀前半では非常に重要な問題だと思います。

それに対して、60年代以降は、リージョナリズムとグローバリズムが同時進行していると考えています。グローバリズムが進むほどに現在の多国籍企業の蓄積水準、技術の水準が発達しているという状況があります。日本の場合が、典型的だと言われていますが、いろいろな国に工場を設置して、相互に生産したものを交流して製品に仕上げる。こうした地域の中での生産過程の分割、その交流が同時に進行していきます。

アメリカでは、NAFTAができました。カナダとアメリカの間では、60年代の半ばから、米加自動車協定以後の流れがあります。今度メキシコが加わったことによって、低賃金労働力の利用がアメリカ企業にとって可能になってきました。ともかくこうした地域化が、同時に進展しています。

それから、矛盾の顕在化ですが、これをどう捉えるかは、なかなか難しく、少し躊躇している部分があります。これはやはり先進国の多国籍企業の、先ほど言いました直接的な世界的な支配と、国際戦略提携が一つの能動的形態です。世界の多国籍企業が相互に連携しあって、工業化を進め、途上国にも進出し、利潤を追求しています。その過程で発展途上国もそれに巻き込んでいって、工業化を進めているわけです。

途上国と言ってもいろいろありますが、途上国の工業化の中で巻き込める部分は巻き込んでいくという過程が急激に進行していきます。特にそれはNIESの場合に、自動車産業など特定の産業で見た場合には、韓国と台湾と言われていますように、それぞれの産業でどういう国が巻き込まれ、どの程度巻き込まれていくか、という問題はあります。その過程でこうした途上国からの搾取が行われるわけです。それは、旧社会主義国、現社会主義国についても当てはまります。

次に地球環境問題です。これはこれまで述べてきた問題とは別の問題として、きわめて重要だと考えています。多国籍企業の間の競争が非常に激化しており、製品のライフ・サイクルが非常に短くなり、そして製品の種類が膨大のものになってきます。こうなると、有限な地球環境における資源、あるいは人間が生きるために空気や水の悪化が、必然的に起こってきます。しかし、企業はこうした地球環境を考えて活動することはできません。こうした意味で、私自身は非常に重要な問題だと考えております。

## 渡辺治氏の「現代帝国主義」について

つぎの問題は、渡辺治氏の『現代日本の帝国主義化』における、私への批判です。

私自身も、70年代の終わりまでは、「現代帝国主義」という表現を使ってきました。しかし80年代に入って、なぜか帝国主義というコンセプトを使うのがふさわしくなくなってきたと思うようになり、80年代に入ってからは使っておりません。最近になって、最初に言いましたように統合資本主義と言い換えたうかと思っています。

なぜ、現代帝国主義という表現を私自身が使わなくなったかということについては、まだ理論的に十分整理していません。ここでは、とりあえず私自身が、渡辺治氏の本を読んで感じたことを、問題提起として率直に言っておきます。

先ほども言いましたように、資本主義の発展過程を考える場合に、企業の蓄積をどの程度重要なもののと考えるかというところがポイントです。ですから、私自身は60年代以降を、とりあえず統合資本主義と言いますが、その段階における多国籍企業の蓄積を基礎に据えなければ、現代は解けないと強く思っております。渡辺氏もそのことは強調されていますが、やはり、その捉え方に違いがあると考えております。

それから、最近の国際政治学者の議論で、私

自身にとって非常に参考になるものがいくつありました。それは、カナダのヨーク大学のW.R.コックスとスティーヴン・ギルの議論です。彼らは、いわゆる国家の機能が分解してきている、と主張しています。つまり国家の活動が、国家の機能を、一つのトータルなものとして捉える方法は、すでにだめだ、と言っています。そこでは、金融、あるいは対外関係など、日本で言えば、大蔵省、通産省、外務省などとの対比で、これまでよりも後景に退いてきた領域として、社会福祉を扱う部分、国内の内部に関わってた部局などが、全体の機能の中で後景に退いてきたというのです。

以上の論点は企業のレベルでも言えるといいます。この分け方は重要だと主張しています。多国籍企業と国内にまだ止まっている企業、その間の裂け目が、決定的だというような議論をしています。労働者の場合でも、同じように分化が起こっており、彼らの言い方によれば、多国籍企業の労働者は、多国籍企業と利害が一致しているために、労働者の間でも分化が生じてきているのだと言っております。さらに、政治家内部もそうした意味では分化が起こっており、トランクナルな視点とナショナルな、国の中での統一を考える議論、この2つのアプローチに大きな違いが出てくるとも述べています。

次に渡辺さんの「大衆社会統合論」についてです。彼は、80年代以降、政府や支配層の統合しようという姿勢が弱くなってきたと考えています。つまり新古典派の規制緩和、自由化の主張の大合唱の中で、こうした力が落ちてきて、それをどう捉えるかと問題提起されています。これも確かに問題は問題でしょうが、私自身は今述べましたように、先進国の国内で、資本家の間でも、労働者の間でも分化が起きており、トランクナル化が主要な流れになっているために、政府や支配層の大衆社会の統合を図

るという姿勢が弱ってきてても、これはこれで当然だろうと考えます。

次は「買収論」です。渡辺さんは、レーニンの「買収論」について非常に丁寧に議論を整理されており、それは勉強になりましたが、これもやはり一国の労働者をどのように買収するのか、という議論です。現在のように、トランクナル化が進展している場合には、外でどれだけ収奪するか、というのが基本的な姿勢になっているわけですから、レーニンの「買収論」で現代を考えても、限界があると、率直に思います。

最後に亀裂の機軸についてです。片方ではトランクナルなルールや官僚政治家、それにIMF、世界銀行、OECD、日米欧委員会などがあります。IMFや世銀は、言うまでもなく世界的に多国籍化を進めていく、あるいは発展途上国を巻き込んでいく場合、機軸になっているわけです。さらに、多国籍企業の活動にくついていく企業というのが周辺にたくさんあるわけです。また、自由化や規制緩和を盛んに強調する経済学者もいます。

これに対する部分として、ナショナルな企業を含む途上国の多数の人口、先進国の多国籍化へ乗れない企業、住民がいます。途上国の中でもトランクナルな企業で働いている部分、さらには、その周辺にいる——マルコスやスハルトを見たら分かりますように——一部の先進国工業国、あるいはIMF・世銀と結び付いて、周辺に拡がっている部分もあります。こうして、多国籍企業の進出国でそれにくついて得をするグループとそうでないグループ、その間が基本的な機軸といいますか、裂け目ではないでしょうか。それから、先進国については、これはやはり多国籍化に乗れる部分と乗れない部分との間の亀裂が、やはり一番大きな裂け目であると考えております。

(すぎもとしうひち 阪南大学)

# グローバリゼーション と地域経済

## —グローバリゼーションと第三のイタリア—

グローバリゼーションのネガティブな側面として、「空洞化」が問題となってきている。こうした「空洞化」に対して、従来の枠組みとは異なった対応策が提起されていが、こうした発想の原点の1つが第3のイタリアである。このイタリア産業地域の変化と発展方向について考える。



TAKAHARA Kazutaka

高原 一隆

### I. グローバリゼーションと 空洞化への対応論

グローバリゼーションが進む中でそのネガティブな側面として国民経済・地域経済の「空洞化」が経済の主要な課題として登場してきた。既に様々な論文等で引用されているが、平成6年版『経済白書』は「空洞化」現象を次の3点に整理している。第1は、国内製品が国外製品に対して競争力を失った結果、国内企業が縮小、撤退することにより国内製品が輸入代替されること。第2は、企業と海外市場の関係で海外生産が有利となり、国内生産に代替されること。第3は、経済のサービス化により製造業がサービス業など非製造業に代替されること、である。こうした整理によれば、日本経済は円高（ここ1年は円安が進んでいるが80年代に比べれば相当の円高）、平成不況によって空洞化が急進展し

ていることになる。

その統計的数値を少し拾い出してみよう。製造業の海外生産比率は94年には7.9%（売上高）となった。中でも精密機械、自動車は2割、電気機械、繊維は3割に達している（生産額-95年）。東洋経済新報社の調査によると、有力メーカー194社の約半数が海外生産比率20%以上であり、中小企業庁の調査では中小企業（300人未満）でも製造業の海外生産比率2～4割の企業は約4分の1、4～6割が11%に達している（「企業の国際化実態調査」平成7年12月）。輸入代替も進んでいる。輸入浸透度（輸入額÷《出荷額+輸入額-輸出額》×100）を見ると、繊維では18%，電気機械8%（うちビデオ機器や集積回路は2割以上、電気掃除機・カラーTVなどは15%程度）となっている。雇用の面でも90年代に入って製造業では減少の傾向にある。91年から94年にかけて、製造業従業者（4人以上企業）は約94万人の減少、減少率は8.3%である。中でも電気機器では21.4万人の減少（減少率10.8%）となっており、また、金型、メッキ、プレスなど基盤技術部門では約7万人の減少（減少率

13.4%) である。もちろん、製造業の雇用減が海外生産などグローバリゼーションに直ちに結び付くものではないが、海外生産比率、輸入浸透度と従業者増減の関係を見ると、輸入浸透度の高い繊維、精密機械、電気機械の順に従業者減少率が高く、海外生産比率の高い繊維、電気機械の順に減少率が高くなっている。大手企業の海外進出に伴って、その下請けの中小企業も少なからず海外進出を進めているが、海外にシフトできない企業にも雇用面で大きな影響が現れている。愛知県労働部の調査（平成7年、愛知県2万社対象）によると、海外進出や海外調達をしている企業のうち10%以上余剰人員が発生している企業は1割弱であるのに対して、シフトできない4分の1以上の企業で10%以上の余剰人員が発生している。このようにグローバリゼーションと従業者の増減には一定の相関関係が認められるのである（以上の数字は96年版『地域経済レポート』112～124頁）。

地域的には、大企業の分工場と下請け企業の進出が顕著であった地域において組織再編などとあわせて海外進出の影響が大きくなっている。神田氏らの研究<sup>1)</sup>によると、1990年から1996年に東北6県に進出した製造企業は349（全業種の79%）、撤退・縮小した製造企業は179（全業種の92%）であるが、撤退・縮小した191企業のうち、電気・電子機器（61社）、縫製・服製造（58社）2業種が6割以上を占めている。90年から93年は進出が撤退・縮小を大きく上回っているが、それ以降は両者の差は縮小し、94年のように縮小・撤退が進出を上回る年もある。しかもこの2業種では93年以降撤退・縮小が進出を大きく上回っており、その撤退・縮小の理由を見ると、電気・電子機器では海外進出が34.7%，縫製・服製造では17.9%となっている。

日本のように、国民経済レベルでフルセット型産業構造（関満博氏）を抱え込み、産業・企業の垂直的分業が地域（都市）のヒエラルヒークシステムに反映している国——それによって高度成長と短期間で欧米へのキャッチアップを達成したのだが——では、グローバリゼーションによる国民経済・地域経済の「空洞化」への懸念は特に強い。

こうした「空洞化」への危機感と密接に関連させながら、近年、従来の理論枠組みと異なった対応策が提起されている。その多くは国民経済における地域的分業の徹底による産業集積からグローバリズムによる個性的産業集積への構造転換の提起である。例えば大企業を核とした城下町型からオープン・コミュニティ型へ産業集積の未来像を描く論者は、「競争、協調のいずれでもなく、お互いの強みを発揮できるようなオープンな分散型、ネットワーク型システムを、経済のみならず社会にまで発展させて日本の付加価値を創造する基盤を形成していくことが、情報化社会のパラダイムシフトに有効に対応する道」<sup>2)</sup>であり、その鍵は地域だと述べる。国際分業の構図は、生産ロットが大きく価格が決め手になる低級品・中級品の生産は途上国に移転し、先進国では差別化・異質化機能を満足させ、加工精度の高さ、デザイン・ファッショニ性、芸術性に富んだ高級品の生産が基本となる。したがって、「製品ブランド、企業ブランド、地域ブランドおよびナショナルブランドが有機的に結合した個性的なモノづくりの拠点の形成と、日本に根をおろした『企業文化』をもつ企業群の成立」による「フロントランナー型産業構造へのパラダイム転換」と「日本型生活関連産業の21世紀的再生」という産業集積の方向を提起もされている<sup>3)</sup>。そうした産業集積へのパラダイム転換にとってポイントとなる技術については、地域づくりにおいて技術集積の形成、技術の地域化が重要な課題であり、地域経済が独自の技術基盤を進めていくことに地域づくりの基礎があるという議論もある<sup>4)</sup>。先の『地域経済レポート』は大企業の誘致による波及効果を是認しつつも、地域づくりに大事なのは、地域から全国ブランドとして通用する中堅企業を育てること、そうした意味で「企業が地域を選ぶ時代」「魅力ある地域作り競争」が始まっていると結論している<sup>5)</sup>。

## Ⅱ. 現代的地域振興論の原点 としての第三のイタリア

今ここでは個々の論点を詳述する余裕はないが、こうした発想の原点の一つが第三のイタリアのindustrial district（産業地区）である。イタリアでは伝統的に北部と南部という二分法の地域類型によって経済社会の分析が行われていたが、70年代に入って、北部の中でもミラノ・ジェノヴァー・トリノを結ぶ工業三角地帯と中部・北東部では労働システム、企業システム、集積において明確に相違のあることが明らかになった。A. Bagnascoの *Tre Italie*（『3つのイタリア』、1977年出版）は、伝統的な二分法に挑戦し中部イタリアの独特の地域類型化を果たした点で画期的な著作であった。バニヤスコはそこで北部=大企業システムの中心地域、南部=経済発展が立ち遅れた縁辺地域に対して、中部を中心とした中小企業のクラスターに特徴づけられ、北部や南部とも異なる社会・文化・政治・階級をもつ周辺地域と分類し、それ以降、中部・北東部が第三のイタリアと通称されるようになった。早くから中部の中小企業の産業集積に注目していたG. BecattiniやS. Bruscoらは、北部の大企業地域の限界を見ながら、中部で展開していた職人企業の集積とそのネットワークを、周辺地域の工業としてではなくこれらの産業の一つのモデルとして高く評価し、これを産業地区と名付けた<sup>6)</sup>。日本でも翻訳が出て注目されたM. J. PioreとC. F. Sabelの『第二の産業分水嶺』も彼らとの共同研究の成果である。途上国においても第三のイタリアモデルの自国への適応可能性をめぐって研究が進められている。

日本で第三のイタリアの産業地区が注目されるようになったのは概ね次の理由によるものであったと思われる。第1は大企業ではなく中小零細企業の集積であること、第2はそれらの企業が内部で水平的ネットワークを形成していること、第3は大企業システムに代わりうる新た

な産業システムの典型ではないかということ、第4は公的支援策（特に州政府）による外部経済の充実が重要な意味をもっていること、第5にその輸出比率の高さによって国民経済を牽引していること、第6は1人あたりの住民の所得が高いことなどである。

しかし同時に、産業地区がこうした評価に耐えうる性格のものであるかどうかについての異論もある<sup>7)</sup>。その一つが、閉じたシステムである産業地区がグローバル競争に耐えうるかという問題である。それに対する一つ的回答が“Local and regional response to global pressure: The case of Italy and its industrial districts”である<sup>8)</sup>。以下これによりながら、グローバリゼーションの下でイタリア産業地区がどの様に変化し、適応し、新たな発展方向を見いだしているかについて述べてみよう。

## Ⅲ. グローバリゼーションにおけるエミリアン・モデル

第三のイタリアの産業システムを代表するには、地理的にはエミリアロマーニャ、トスカーナ、ヴェネトの3州であるが、紙幅の関係でS. Bruscoによってエミリアン・モデルと名付けられたエミリアロマーニャ州の産業地区の事例で代表させておこう。表は、産業地区と言われている地区を含む13のローカル生産システムがグローバリゼーションの進展によって10年間にどのような影響を受けたかをアンケートに基づいて示したものである。縦軸の産業地区に少し説明を加えておこう。従業員数は5のように2万人を超える地区から1000人以下の地区まで多様であるが、企業規模は小規模なものが大半を占める。5と12を除き、従業員50人以下の企業は8～9割を占める。10人以下企業も5（無回答）と12を除き4割以上を占める。特に1, 11, 13では10人以下企業が8～9割を占めている。輸出比率は、5～11, 13では4～6割、無回答の12を除き1～4も2割前後を輸出している。横

表 グローバル化と産業地区への影響度（エミリア・ロマーニャ州）1984～93

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
業種 (地域名)												
1. ニットウェア／衣服 (カルピ)	++	++	--	0	+	+	+	-	-	+	+	-
2. はきもの (フニヤーノ)	0	+	0	0	0	0	0	0	0	0	0	--
3. はきもの (マウロ・パスコーリ)	+	++	0	0	0	+	0	+	+	0	+	-
4. オートバイ (ボローニヤ)	0	++	--	+	+	0	++	0	0	+	+	-
5. セラミックタイル (サッソオーロ/カステラーノ)	+	++	-	+++	++	++	++	++	+	+++	+	-
6. 包装機械 (ボローニヤ)	0	+++	-	+	0	+	+	0	+	+++	+	-
7. 農業機械 (レッジョ・エミリア)	0	+	0	+	0	++	0	0	0	+	+	-
8. 医療工学機械 (ミランドラ)	+	++	0	+	++	0	+++	+	+	+++	0	0
9. 木工機械 (リミニ)	+	++	-	0	+	+	+	0	0	+++	+	0
10. 木工機械 (カルピ)	-	0	-	0	0	+	0	0	0	+	0	-
11. 室内装飾用家具 (フォルリ)	0	+	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12. 工作機械 (ピアツエンザ)	-	++	-	0	+	+	+	0	+	++	+	-
13. 食品加工	++	++	-	0	+	++	+++	+	+	+++	+	0

注) 縦軸の項目は次の通り

1. 雇用
2. 労働コスト
3. 垂直的統合の程度
4. 多角化
5. イノベーション
6. 輸出比率
7. 国際化
8. 完成品企業の垂直的統合
9. 所有の集中
10. 生産の集中
11. 20人以下企業の平均規模
12. 純開業率

資料) F. Cossentino et. al., 1996, pp. 28～29.

軸の0, +, -の記号であるが、指標1と2は、イタリアの当該部門の平均と比べて---(相当低い), --(かなり低い), -(わずかに低い), 0(同じ), +(わずかに高い), ++(かなり高い), +++(相当高い)を表している。指標3～12は---(相当減少) …省略…, 0

(変化なし), +(わずかに増加) …省略…を表している。

次に指標1～12についてそれぞれ説明を加え、グローバル化によって産業地区がどのように影響を受け展開を遂げているかを見よう。

指標1, 2はそれぞれ雇用の傾向と労働コス

ト（従業者の所得）の傾向を見たものである。雇用は一部を除き、概ねイタリア全体の平均かそれをやや上回る傾向である。労働コストは雇用水準より高く、産業地区の労働者はかなり高い水準の所得を得ていることがわかる。

指標3はローカル生産システムの統合及び分解の程度である。産業地区の特徴の一つは、地区内部におけるネットワーク的な生産システムにあるのだが、生産のグローバル化の中で、「閉じた」生産システムが次第に変化してきている。すなわち多くの産業地区で地域外の生産過程が増加している。その中には低い労働コストを求めて州外の生産も増えている。中でも産業地区的規模の大きい企業にその傾向が強い。カルピのニットウェア、衣服では国外生産は10年間で7から9%に増加している。ボローニャのバイクは、生産段階の一部を外部生産化したにとどまらず、最終組立工場も撤退し、ここの産業地区は部品製造地区に転化した。

指標4は多角化である。5地区で多角化が進んでいるが、サッスオーロのセラミックタイル生産地区ではセラミック機械製造、この表にはないが、パルマの食品加工地区の周辺には食品加工機械の製造も始まっている。その他、部分的であるが、レッジョエミリアの農機具製造地区では園芸機械、ボローニャのバイク製造地区では自転車のフレーム製造という形で多角化は徐々に進んでいる。

指標5はイノベーションである。いくつかの産業地区では組織や生産のイノベーションが進んだ。カルピのニットウェア、衣服の産業地区ではスウェットシャツ生産やプロントモーダと呼ばれるファッショングラント産業に適合するジャストインタイム方式が導入された。ミランドラのバイオ部門では健康増進機器や特殊な医療装置の開発を始めサッスオーロのセラミックタイル部門では窯を改良して器の開発に取り組む等のイノベーションが進められた。

指標6の輸出については10年間でわずかだが輸出比率は高まり、依然高い水準を維持している。さらにこの表の時期以降も93~94年のリラ安にも乗ってさらに輸出比率を増加させている。

指標7は国際化すなわち多国籍企業の産業地

区への進出及び産業地区企業の海外進出の現状である。表に見られるように、大半の産業地区ではプラス評価つまり国際化が進んでおり、マイナス評価はない。第三のイタリア産業地区の評価が高まるにつれ、ミランドラやパルマの産業地区には、レベルの高い下請けネットワーク、地域ブランドや良質の労働力を求めて多国籍企業が進出している。また、カルピのローカル企業は東ヨーロッパや発展途上国で子会社を創設している。サッスオーロの2、3のローカル企業はアメリカやスペインへの投資を行っている。

指標8は企業の垂直的統合の度合である。これまで産業地区内の水平的ネットワークによる生産システムが特徴であったが、全体的にそれが垂直的統合の方向にややシフトしていく傾向が見られる。ただし、垂直的統合は完成品を生産している企業では増大の方向であるが、部品生産のようにローカル生産システムの企業では減少の傾向がある。サン・マウロ・パスコーリの靴、パルマの食品加工、サッスオーロのセラミックにおいては完成品企業の垂直的統合が進んでいる。それは特に製品の質のコントロールや技術イノベーションを目的としている。

指標9と10は法人の集中（所有の集中）と経済の集中（生産の集中）の度合である。法人の集中については、カルピのニットウェア、衣服産業では分散の傾向、6地区では変化なし、6地区ではわずかに集中度が増加している。経済的集中は5地区で+++つまり相当集中が進むなど全体として集中の度合は進んでいる。そしてその中でそれぞれの産業地区で5大企業の重要性が増したが、それはそうした企業によるより小規模企業の吸収・合併ではなく、グループ化という形態をとっていることが特徴である。グループによる完成品までの一貫生産、ニッチ市場のカバーを進めており、同時にその中でインフォーマルな関係を強めている。グループ化という形態をとっているために統計よりも実際は集中が進んでいると見ることができる。

指標11は従業員規模別の企業の成長度合である。全体的に1企業当たりの従業員数はやや増加している。中でも5~20人規模の企業の平均従業員数が増加し、特に4~5人規模の企業が

急成長を遂げた。逆にそれ以下の企業は消滅する傾向にあるというのがアンケートの結果である。

指標12は開業率である。廃業も少なくないが開業が多いことはイタリア産業地区の特徴であり、企業家精神の強さを表現するものとして語られてきたが、表を見ると、全体として純開業率はやや減少か変化なしの傾向となっている。これは上述の零細企業が消滅しつつある傾向と密接に結び付いている。必要創業資金が増加しニュービジネスの創設が複雑な過程をたどっているからである。分析したS. ブルスコらは、確かにこのことは社会的移動性に影響を与えていたが、小企業はグローバル化に対応して組織化、ネットワーク化を進めており、そうした強みを保持していると述べている。

S. ブルスコたちは以上のようにエミリア・ロマニャ州の産業地区のグローバリゼンションの影響を見ているが、分析者たちの結論は次のように要約される。第1は、イタリア産業地区を訪れた人達によってしばしば、低賃金、悪い労働条件によって維持されているという見方がされるが、事実は必ずしもそうではない。グローバル市場での競争力は高い労働コスト=高い所得、公平な所得分配とは矛盾しないし、逆に必要条件でもある。なぜならこうした条件はコンセンサスと参加への高い意識を条件づけており、これが産業地区の経済活動の不可欠の条件だからである。第2はリラ安もあって輸出は伸びグローバリゼーション下でも世界市場の競争力は保持している。第3は産業地区の経済力の持続は世界市場の需要への適応力にある。つまり足元からのグローバリゼーションにどれだけ敏感に対応できるかが問われている。第4に、これまで規模の経済が追求できない中小企業が多く、他地区からの参入も限定されたものだったが、多国籍企業の産業地区への参入という新たな事態に対しては今後論議されるべき重要な課題である。第5は、産業地区の高い所得は地域経済の空洞化の可能性をもつが、高度な戦略と高付加価値機能が地域的に保持される限り充分活力を持ちうる。第6は、グローバル化と研究開発投資、新製品開発の関連である。従来

の産業地区への問題点の一つとして規模の零細性によるこうした投資が桎梏ではないかとの指摘がされてきたが、極めて零細な企業が消え、グループ化が進むことによって効率的投資が追求されてきていることが強調されている。

ここではエミリア・ロマニャ州の事例だけにとどめたが、ヴェネト州、トスカーナ州の事例も含めて、産業地区の過去のパフォーマンスは未来の成功を保証するものではなく、グローバル化に対応する諸条件すなわちローカル生産システムの知識産業化、そのネットワークへの組織化、グローバル化に対応しうる制度的システムのフレキシブルな適応力が決定的になりつつあり、イタリアの産業地区はこの点で良好なパフォーマンスを保持しているというのが一つの結論である<sup>9)</sup>。

#### IV. グローバリゼーションと 生産システム

イタリアの産業地区を積極的に評価する議論は、イタリアの研究者のみならず他のヨーロッパ諸国や日本、さらには台湾、韓国そして南米などにおいても、特に90年代に入って活発に行われてきた。そしてイタリアにおける研究も、単に個別産業地区の実証にとどまらず、これを普遍化しうる理論フレームの確立に力を注いでいた。その背景には経済のグローバル化(EUやNAFTAを含めて)の急速な進展がある。グローバリゼーションの中でイノベーション、立地を含めた生産システムがどう変化するか、ミクロレベルの戦略とマクロレベルの政策決定のギャップ、経済の長期的「移行期」において20世紀の生産システムに代わりうるのか—これは近年のポストフォーディズムとも深くかかわる—こうした課題に対する理論フレームの議論が現在の重要な研究課題となっている。

こうした点について、主に政治経済学の立場から貴重な論文を掲載している *Regional studies* が「地域の未来」をテーマに、グローバル

化を正面に据えイタリアの産業地区を強く意識した特集を組んでいる<sup>10)</sup>。その主要な論点を紹介してみよう。第1の主要論点はグローバリゼーションとローカリゼーションの関連である。国境の拡大を基本とする国際化に対してグローバル化は「地理的に拡散した諸経済行為が目的別に機能的統合されること」(p.447)を意味し、それを組織するのが超国籍企業（以下TNCsと略記）である。彼らは技術的分業をテコにしてグローバル市場を統合する。そして従来の国家的介入政策の意義は減少せざるを得ない。

TNCsはR&D機能、技術的に精巧な新製品を集中させ、その組織力によってグローバル市場を統合するが、他方でこうした統合領域から排除された地域との間でグローバルな分極化が進む。こうした中でTNCsの支配を代えうるか否かが地域経済の活性化と地域の雇用を確保するポイントである。

第2の主要論点は中小企業の位置と役割に関するものである。一方では（例えばHudson論文）フレキシブル生産システムは何も中小企業の特性でなく金融寡頭生産の分権化によって大量生産システムと両立しうるものである。だから中小企業のフレキシブルスペシャリゼーション、協同のネットワークが地域の再生と格差の是正に結び付けて議論することには疑問であるとする論調があり、他方では（K. Morgan）中小企業の知識産業化の概念によってオールタナティブな構図を描く議論がある。後者について言えば、その鍵はlearning economy（知識経済）と地域への定着性（embeddness）にある。learning economyでは競争優位はイノベーションにあり、そのイノベーションは体系的な知識だけによるものではなく、制度や文化などを含めた地域との相互作用の過程の重要性にある。したがって、グローバリゼーションの中で競争に耐えうるフレームワークは地方化したlearningによる競争にあり、それこそが地域に定着した中小企業が優位性をもちうると前者の議論に反論している。

第3の主要論点は地方的産業集積とイノベーションの問題である。地域的産業集積はイノベーションへの強力な影響をもつが、地域は物的

財貨による相互依存関係ではなく、技術・知識を通じる相互依存関係の土台になる領域であり、こうした意味で技術・知識の地方化によるイノベーションは地方的産業集積をより高度化する。しかし、地域内だけの集積と知識の相互作用だけでは使い古されてしまう。したがって、地域内はもとよりナショナルレベルを超えたイノベーションシステムの議論が今後の課題である<sup>11)</sup>。

第4は競争と協同のあり方である。イノベーションと知識の相互作用は地域の産業集積の協同ネットワークを不可欠としており、それは企業内では参加、企業間では水平的協同、地域レベルではイノベーションシステムの地域的定置の重要性が指摘されている。ただし、グローバリゼーションの中でイノベーションを獲得するには地域の自生的な産業展開では限界があり、したがってこの点では政府（地方政府を含む）の系統的な政策が必要だとされている。おしなべて競争と協同のシステムは、資本間競争の修正=TNCsなどの巨大なヘゲモニーを防ぐものとしての評価が与えられている。同時に、協同のみでは包括的な経済効果は期待できないし、第三のイタリアのそれは発達した国民経済のそれであって、途上国への一般化は困難とみるべきだと主張もある。

ナショナルを媒介にしてグローバルとローカルが問われ始めたのは比較的最近である。上にみたようにヨーロッパでも日本のそれと共にできる問題意識は少なくない。筆者はそのキーワードとして地域的集積、知識と技術、競争と協同のシステムを挙げておきたいと思う。21世紀に向けた理論課題は明確になりつつあるといえよう。

- 1) 文部省科学研究費補助金研究成果報告書『円高による工場海外移転が農村経済に与える影響に関する実証的研究』（研究代表者：神田健策），1997年。
- 2) 清成・橋本編著『日本型産業集積の未来像』日本経済新聞社，1997年。引用箇所は加藤敏春稿，208ページ。
- 3) 吉田敬一『転機に立つ中小企業』新評論，1996年，242頁。

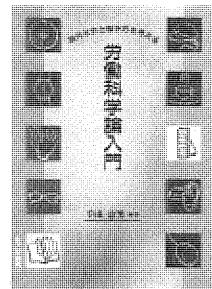
- 4) 関満博『空洞化を超えて』日本経済新聞社, 1997年。
- 5) 経済企画庁調査局編『空洞化の克服をめざす地域経済—地域経済レポート96—』, 1996年, 168, 249ページ。
- 6) G.Becattiniは, industrial districtを次のように定義している。「自然的・歴史的に結び付いた領域において住民そして企業人の能動的存在によって特徴づけられる社会的・地域的実在」“The Marshallian industrial district as a socio-economic notion” in F. Pyke, G. Becattini and W. Sengenberger (eds.) *Industrial Districts and Inter-Firm Co-operation in Italy*, International Institute for Labour Studies (iils), 1990, p.38. ベカティーニはこれを基礎に, 国民経済ではなくグローバルに位置づけられ, 知識産業の地域内外のネットワークをもつものとして, local productive system を提起している。なお, G.Garofoliのsystem area, A.ScottとM. Storper のregional production system, あるいはlocal industrial systemなどの概念が出されており, 今後検討する必要があろう。
- 7) 例えば, Ash Aminはイタリアのような産業地区への評価をしながらも, 多国籍企業の活動との関係, 産業地区の歴史的位置づけなどについて手厳しい批判を加え, また自身も行った産業地区の実態調査を通じて, マーシャルモデルの実践は自己搾取, 悪労働条件, 税の回避などによってのみ存立しうる閉じられた地区であり, グローバル化や産業転換の波に耐えうるものではないと述べている。なお, A. AminらとM. J. ピオーレ/C. F. セーブルらとの論争については, F. Pyke *et. al.*, *ibid.*, pp. 185-237. A. Amin, “A Model of the small firm in Italy,” in E. Goodman and J. Bamford (eds.), *Small Firms and Industrial Districts in Italy*, Routledge, 1989. を参照のこと。
- 8) F. Cossentino, F. Pyke and W. Sengenberger (eds.), *iils*, 1996.
- 9) *ibid.*, p.6, p.9.
- 10) “Special issue : Regional Futures” in *Regional Studies*, vol. 31 no. 5, July 1997. ゲスト寄稿者の総括的な論文と7本の論文が収められている。
- 11) 地域と知識の関係については, G. BbecattiniとE. Rullani が codified knowledge (体系化された知識) と contextual knowledge (実際適用知識) という概念を使って類似の展開をしている。F. Cossenttino *et. al.*, *ibid.*, pp.159~174.

(たかはら かずたか 所員 札幌学院大学)

千田忠男編著

# 『労働科学論入門』

北大路書房 1997年 2500円



## I. 実践的・学術的な学問

本書の脚注によれば、わが国の労働科学は、紡績女工の労働問題が社会問題化する中で開明的経営者であった大原孫三郎（倉敷紡績社長）が、それらの社会問題の解決のために創立した大原社会問題研究所のなかで誕生した。この研究所の医学部門で、生理学や心理学を基礎とした疲労問題解決の取り組みとして始まったのである。労働科学は、その成り立ちからして実践的であり、また学際的である。労働科学の究極の課題は、労働の合理的な方法を明らかにして労働の苦痛を軽減することにあると言われる。

この課題に応えるために、労働科学は「労働を遂行している人間」に注目して、労働生理学、産業心理学、労働（産業）衛生学の支援を受け、「社会の中の労働」という視点からは、政治経済学、社会学、社会福祉学、社会政策学の支援を受ける。また、「労働生産性向上の諸方策」を探るために、リーダーシップ論、組織心理学、生産技術論、人間工学、安全工学、衛生工学の支援を受ける。このような多様な諸科学との共同作業を遂行する労働科学の内容は膨大である。

本書は労働科学論の入門書として編まれた。その構成は「労働の科学的原理」を解明する第一部と、「現代の労働、実際と対策」を問題とする第二部からなる。第一部は、第1章「自然と人間労働」、第2章「労働の動態」、第3章「労働の生産力の向上」、第4章「社会の中の労働」、第5章「生産様式の変革と労働の変容」から成る。入門書としてオーソドックスな構成と言えよう。第二部は、第6章「労働の動態と負担軽減」、第7章「過労死とその予防」、第8章「職業性ストレスとその緩和」、第9章「中高年齢者の労働と健康」、第10章「海外派遣と心身の健康管理」、第11章「コンピュータ労働の現実と展開」、第12章

「養護学校の教員にみられた職業病」から成り、最後に5名の執筆者による座談会「これからの労働のあり方を考える」が付いている。

第二部の各章では、わが国の労働現場で緊急に解決を迫られている課題が、具体的な事例を伴って提示されている。本書の特徴を示す様々な事例——港湾労働・荷役作業の変遷、航空機・客室業務の変遷、観光バス運転手の過労死、プログラマーの労働実態、養護学校教員の職業病等々——は、現代の労働が大きな「重荷」を負っていることを分かりやすく教えてくれる。座談会では執筆者達の問題意識が語られ、初心者には現代日本の労働科学論が何を問題としているのかが理解されるであろう。最初にこの部分から読み始めるのもよいであろう。

## II. 「労働負担」の解明

編者の千田忠男教授は、労働の「重荷」について「本来の労働負担」という概念を用いて説明している。労働目的を実現するためには、疲労や「飽きる」感情に抗して注意や関心を持続させなければならず、こうした努力には心身のつらさがともなう。この心身のつらさをともなう努力を、教授は「本来の労働負担」と名づけた。どんな労働にも「本来の労働負担」は必然的につきまとうが、労働生産性の向上によって、それは軽減する。労働は労苦であると同時に喜びもある。「労働の魅力と労働の労苦」として対で語られるときの労苦を「本来の労働負担」とよんでいる。「本来の労働負担」の重さ・程度は、①処理すべき課題が困難なとき、②課題にふさわしい適切なリズムをこえて、リズムが速められるとき、③適切な時間をこえて、より長時間にわたって課題処理を継続しなければならないとき、このようなときに「本来の労働負担」は重くなる。いわゆる「労働強化」というときは、①②の状態が強められる

きである（以上は、本書の27-28ページおよび87ページからの、評者による要約である）。

「本来的労働負担」、「労働負担」、「現代的労働負担」について、教授は次のように述べられている。

「作業範囲が拡大する、リズムが速められる、持続時間が長くなる。これらが実現されれば、本来的労働負担が軽減したとしても、それを台無しにするほどに労働負担は強められる」（88ページ）。「より多くの剩余価値をくみ出すために社会的生産力を向上させる。その基本方策として生産過程の技術的、社会的条件を変革する。それによって、労働様式が大きく変化する。／そのことは本来的労働負担の軽減に通じるが、同時に、労働の資本への従属の深化となる」（89ページ）。「結局、社会的生産力が向上して、その点からみれば本来的労働負担が軽減するという事態は、労働内容と労働時間、労働密度、労働条件の点からみて労働の重荷を増大させる事態に転化する。こうして増大する重荷を現代的労働負担という」（89ページ）。

評者には「本来的労働負担」、「労働負担」、「現代的労働負担」の相互の関連がよく呑み込めない。労働生理学あるいは産業心理学レベルでの把握と、政

治経済学あるいは社会政策学レベルの把握の相違なのか。本書のキー概念と思われるこれらの内容について、より分かりやすい叙述があればよいと思われる。

評者は、社会政策を研究してきた者であるが、本書からは現代日本の労働状況について多くのことを学ぶことができた。とりわけ評者の近年の問題関心からすると、「保育、福祉、看護、教育など、老若男女を問わず人格をもつ人間の心身に対して直接にはたらきかける労働」——これを本書では「ヒューマンケアサービス労働」と名づけているが——における労働負担について論じた第12章が、とくに興味深かった。「法や制度が、そのままの姿で働く者の健康を守ることにはならない。労働者を守るのは労働者自身である。労働者自身と労働者集団が、労働条件の改善にかかわる諸活動へ主体的に参加することが必須である。そして、労働負担や健康障害の実態を明らかにして、労働条件を確実に改善することが決定的な要件になる」（225-226ページ），との指摘はたいへん重要であり、労働科学や社会政策の課題もそこにあると思うのである。

（佐藤卓利 所員 立命館大学）

北原勇・伊藤誠・山田銳夫著

# 『現代資本主義をどう見るか』

青木書店 1997年6月 2500円



## I. 本書の構成と特徴

本書は、「正統派」（北原）、「宇野理論」（伊藤）、「レギュラシオン・アプローチ」（山田）の「サンカクディベート」の集成である。1995年経済理論学会第43回大会の共通論題における三氏の報告「現代資本主義分析の理論と方法」を契機として、相互批判・討論の部分を拡充して編まれた書物である。第1部「提起とコメント」には、「新しい国家独占資本主義論」（北原）、「逆流仮説」（伊藤）、「フォーディズムとその盛衰」（山田）の基調報告とコメントを配し、第2部「討論」には、方法論、高度成長期の蓄積体制、70年代以降の経済危機、現代資本主義の将来、の各論点に関する討論を配し、第3部「討論を終えて」には、討論の補足を配している。共通の現状認識は、1970年代を分水嶺として資本主義の危機と再編の時期とみること、マルクス経済学の現代的展開を試みようとしていること、資本主義的蓄積の動態を資本・賃労働関係の歴史的变化に位置づけること、現代経済学批判でなければならないこと、にある（「はしがき」および山田の「現代資本主義をめぐる3見解の比較対照」参照）。

20世紀末という歴史の転換点をむかえようとする時代にあって、マルクス経済学が現代資本主義分析にはたしてきた意義を総括する意味でも、各学派間の論点の相違を浮き彫りにする意味でも、また、現代資本主義分析にかかる主要な論点が提示されており後学の道標になりうるという意味でも、この種の書物が公刊されたことは大いに評価されていい。

経済理論学会の報告・討論、さらに本書を編むための討論を経たものであることが、マルクス経済学の創造的発展に資する共通点、および各派の特徴と相違を、明確な輪郭をとって内容に反映させている。とりわけ、三論者が共通して認めているように、違

いが際立ったことにこそ、本書の意義を求めることができる。

## II. 具体的論点

さて、具体的論点に目を転じてみよう。「理論と方法」に関しては、総じて北原・伊藤と山田との対抗が軸になっている。前者の、マルクス経済学の基礎理論をどのように生かして現代資本主義の特性を分析するかに対して、後者の、『資本論』を19世紀資本主義論と断じ（『帝国主義論』については「特殊な状況下の時論」とする）、徹底して現代の一般理論の構築を提唱しているからである。『資本論』・『帝国主義論』の発展・継承か、相対化か、がここでの大きな争点である。

高度成長期の蓄積体制についてはいくつかの議論がある。独占資本主義論の視角の有無の違いはある、高度成長の要因を「フォード主義的労使妥協の制度化」（山田）、「国独資的労使妥協」（北原）、「労働者の交渉力の強化」（伊藤）にそれぞれ事実認識が共有されている。「段階論ないし中間理論としての現代資本主義論の再構成」をめぐる宇野理論については三者三様であり、批判（北原）、保留（伊藤）、評価（山田）であるところが興味深い。国独資論をめぐっては、国独資の一般理論の位置づけと冷戦下・国独資論についての北原批判を主旋律としており、伊藤の肯定的批判と山田の否定的批判が好対照をなしている。冷戦と旧ソ連についての認識については、三者ともソ連型社会主義が「社会主义」として建設され、世界に中に位置づけられたという実体のない「共同幻想」ということでは一致しているかに見える。高度成長期の諸要因については、「政策的側面」（北原）、「具体的・歴史的諸条件」（伊藤）、「経済構造的要因」（山田）の力点の違いという以上に、それらの方法論上の懸隔を指摘できよう。

経済危機の理解についてはどうか。フォーディズムの危機として捉えるレギュラシオン理論について、それを過大評価だとする批判（北原）とレギュラシオン理論に即して「シンボル」としても使われているとする肯定的理解（伊藤）がある。レギュラシオン理論の中心概念に拒否反応を示す「正統派」と親和性を示す「宇野理論」の特徴を垣間みることができる。原因については、資本の過剰蓄積の評価にかかるわり、70年代危機の特殊性の議論が一部あっても、労働力不足・賃金騰貴に原因をもとめるか（伊藤）、「生産と消費の矛盾」のあらわれか（北原）という本質論の議論で平行線といえる。また、長期化を辿っていることへの評価では、停滞（北原）、資本主義体制の危機（伊藤）、フォーディズムの危機（山田）というごとくここでも鋭い対立がある。

再編の方向と展望をめぐって。「逆流する資本主義論」（伊藤）、「バイファイケーション論」（山田）、「世界大・国独資論」（北原）の相互理解を述べ合い、社会主義の評価への楽観（伊藤）と悲観（北原・山田）の構図が浮かび上がり、最後に人権重視の将来社会の展望をもって激論が終焉する。

見られるように、それぞれの論点について三論者間の距離は等距離ではない。時には相互反発もあれば相互理解もあったうえでの親近感も散見される。

### III. 評価と展望 ——総体把握と学派間協同——

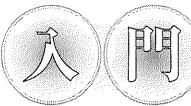
本書の共通の視点は確かにあるのだろう。山田によるパラダイム転換の提唱を背景にしたレギュラシオン・アプローチは、「正統派」・「宇野理論」という既成の学派に有効な批判視点ではあっても、レギ

ュラシオン・アプローチがひとりパラダイム転換の呪縛から逃れられないのも事実だ。伊藤にみられる「宇野理論」の創造的改変の志向は、時に真摯な批判受容ともみられようが、「宇野理論」の混迷をも照射していよう。北原の原則的対応と批判は、論点の明確化を助けてはいるが、国独資論の固守にかえって理論基盤の脆弱性が見えかくれする。

伊藤が方法論上の再考を素直に認めていることをのぞいて、最初に指摘したように際立った相違点を看取できれば本書公刊の意味がある。このレベルでいえば、三学派間討論という性格よりもむしろ三学派に属する三論者による「サンカクディベート」というのが正しい本書の読み方であろう。それぞれの方法論に立脚して具体的な素材を具体的に分析し、その正否を問わしめることこそ必要だということを読者にあらためて示した功績は大きい。北原がいうように論争を回避してきたのではなく、討論が嫌いでもなく、そうした場がなかっただけだと思うから。

ME化＝情報通信革命とりわけインターネットをどのように評価するかについては、ひとり北原のみが各所で強調しているだけで、まったく論点にもなっていないなかった。三学派および三論者の現状分析の試金石をなすと思われ、また、人一倍この分野の分析を待望していた評者にとってはまことに残念だったというしかない。マルクス経済学の未来は、学派を超えた知的営為の協同にこそ見いださなければならず、学派抗争の時代を終焉させたところに開けるのだろう。インフラからコミュニケーション手段にいたるインターネット論の展開がこの磁場になるのではないかろうか。

(赤間 道夫 所員 愛媛大学)



# 都市の政治学

## —アメリカ都市政治学における都市 レジーム論の登場の背景と基本的性格—

1980年代、国際化、情報化、産業の空洞化、福祉国家の衰退、様々な社会の変化に都市は直面した。複雑化し「見えにくくなった」、都市の政策過程。都市を構造的に制約されたものとせず、個別の利益を統治連合を組むことによって実現していくプロセスとして都市政治を描こうとする都市レジーム論をとりあげ、検討する。



KASHIHARA Makoto

柏原 誠

### I. はじめに

本稿は、80年代後半から90年代にかけて、アメリカの都市政治研究において中心的な位置を占めつつある都市レジーム論に焦点をあててその動向を整理しようとするものである。

ところで、都市政治学といふいわばサブディシプリンにあたる研究領域の動向をまとめる際に留意すべきことがある。アメリカにおいては特に、各都市や各々のイシャーについて大量のケーススタディとデータの蓄積を通して都市政治研究の理論化がはかられただけに、その背景となっている「都市問題」についても関心を持つ必要があるということである。特に、都市レジーム論においては議論の位相が、社会的コントロールから社会的生産へ、「誰が支配するのか」から「公共目的はどのように達成されていくの

か」という問題へシフトしてきたといわれている。なぜ、このような変化が起こったのか理論動向のダイナミズムを掴む際に、現実の都市の動きに关心を払うことも重要だと思われる。

ともあれ、まずはアメリカの都市政治学の流れを簡単に整理することからはじめよう。

### II. アメリカ都市政治学の流れ

アメリカの都市政治研究を語る際、出発点はやはり60年代はじめに行われたコミュニティ権力論争ということになる。ここでは、詳しい内容に立ち入る余裕はないが<sup>1)</sup>。

本稿の関心から次のような特徴を確認しておこう。まずエリートリストとブルーラリストとの間の相違点・対立点としては、都市の少数支配の内実をどう見るか、権力イメージをどうとらえるか、調査の方法論のちがいが確認できる。

次に共通点としては、地域や都市を自律的なものとして捉えていたこと、アメリカの政治制度を前提としつつ民主主義への信仰を共有していたことがあげられる<sup>2)</sup>。

1960年代の「都市暴動」を受けて、ジョンソン政権が都市政策の連邦政策の中でのプライオリティを上昇させるという現実政治の変化の一方で、都市の経済成長を促進すること、都市における階級対立を調停することという国家の役割に注目するマルクス派、とりわけネオ・マルクス派の議論がアメリカの都市政治研究に影響力を持ち始める<sup>3)</sup>。ここでは、都市政府は「地方国家（local state）」として把握されるが、この2つの機能は、相互に矛盾する性格を持つので、両者の追求は、アメリカの都市において深刻な財政危機を引き起こすことになった。

これを受け、都市・地域への政治と経済の両者の働きを重視する、いわゆるポリティカルエコノミー（政治経済学）の両極に位置するマルクス主義の流れと、合理的選択理論の両者を統合する形で、ピーターソンの『都市の限界』が1981年に刊行された。ピーターソンは都市をとりまく政治制度、経済的環境が都市政府のとりうる選択肢を強く限定すると主張した。都市の経済的発展は、都市政府当局の財政基盤となり、それゆえ、当局自身の組織の利益ともなる一方、住民の利益にもなる。従って、都市政府は、この経済的発展を目指す「開発政策」を指向することになる。これに比べて、累進課税制度や福祉などの再分配政策は、この経済的発展にマイナスの効果を及ぼすので、抑制されることになる。従来の説明では、これをビジネス・エリートなどの影響力によるものとされたが、ピーターソンは、都市の発展が企業の発展と強く関連づけられているという構造的制約として説明している。都市政府は、中央政府と違い、住民や企業が他へ移動することをコントロールする力に限界がある。経済活動を統制する力は国家に委ねられているのである。この点から、都市には限界があるとされた。

さらに、ピーターソンの議論の特徴は、制度的・構造的決定因はしばしば、アクターの行動とは異なり、見えない存在としてブラックボッ

クスとして扱いがちであったが、これを都市政府官僚の合理的選択として明らかにしようとしたことである<sup>4)</sup>。ここでは、制度や構造的環境から導かれる合理性が重要な役割を演じていた。都市レジーム論は、理論的にはピーターソンへの反論として登場することになる。

### III. 現代都市の動き

本稿で取り上げる都市レジーム論は、80年代の後半から注目を集めようになった。なぜ、この時期に注目を集めたのか、やはり現実の都市の動きともなんらかの関連を持つのではないかと見られる<sup>5)</sup>。

都市にとっての80年代は明らかに一つの転換期をなした。この転換は経済・社会レベルにおいては、経済のグローバル化とそれにともなう社会的な変化、政治レベルにおいては、新自由主義政策として把握される。経済・社会レベルの変化の様相としては、特定の都市への中枢管理機能の集中、国内外との都市間競争の激化といった都市システムの変動、多国籍企業の本社機能をサポートする高次の対事業所サービスの集積や、情報・ハイテク関連に限られた限定的再工業化、低次サービス業の不安定雇用化などの産業構造の変動、およびこれに伴う人口構成の多国籍化の進行、所得・就労構造などの二極化といったことが指摘されている。

新自由主義政策のあり方は、イギリスでは、エンタープライズ・ゾーンの導入といった規制緩和・投資誘導策、都市開発公社、官民の協議組織の活用、補助金の提供過程から自治体を排除することなど、自治体の発言力を低下させる中央政府の強い介入という形で表れた。一方、アメリカでは、都市への援助の縮小、連邦政策における都市政策の優先順位の低下、個別補助金の包括補助金化といった連邦政府の退却として表れたという違いはあるものの、共通しているのは、都市自治体のリソースの減少であり、こ

れが政策の転換の素地となった。

80年代が転換点であることは、70年代との比較によって確認が可能だ。70年代の都市問題としては、大都市において製造業の衰退がおこり、失業者が都市の中心部に取り残されるインナーシティ問題が代表的だ。そしてこれに対する都市政策は、これへの対策としての再分配政策と公共部門の介入を通じた経済再生策であった<sup>6)</sup>。ここでは、80年代に顕著となった都市政治の変化として次の点を確認しておこう。第1に、なんらかの公共と民間の協調が都市の運営に必要とされたこと、第2に、企業の投資を巡って、都市間競争が激化したこと、第3に、行政責任の分担関係の変更が都市政府の財政負担を増したこと、第4に、NPOの活用をはじめとしてサービスの民間化が進み、都市政府にとっての複雑さが増したこと、第5に社会の分極化などを反映して利益の多元化がより一層進んだこと、などである。都市開発をはじめとした都市政策のあらゆる分野で、「ガバナンス」への関心が高まつたのである。都市政府の役割は、サービスの直接の供給者というよりも、多様なサービス供給者、都市アクターのコーディネーターとしての側面が強調されるようになった。

#### IV. 都市レジーム論の内容

このような、現実の都市の動きと理論の動向のもとで生まれてきたのが、都市レジーム論である。まず、都市レジーム論の基本的な性格から見ていこう。

まず、理論的には、経済決定論と国家・地方政府の自律性や政治的アクターを強調する理論の二元的対立を克服しようとするものであると位置づけることが可能だ。都市レジーム論は、この対立を国家と市場の間にある分業を強調することによって克服しようとした。政治権力は、選挙民に対して責任を有する国家の手中にあり、一方で、私的経済アクターは経済成長と国家收

入を生み出すために必要な市場リソースをコントロールしている。経済を直接制御できない一方で、市場の活力を増進しなければならない公職者は、経済活動を誘導し、政治的支持を調達するために、都市開発に影響を及ぼす諸権限（課税、規制、補助、サービス供給）を利用する独自戦略を開発する<sup>7)</sup>。これは、先述のような現実の都市変化の認識に基づいたものにもなっている。

ここでレジームとは、「政治的決定において重要な役割を果たすことを可能にするような制度的リソースへのアクセスを有するインフォーマルだが安定したグループ」であると定義づけられる<sup>8)</sup>。レジーム論者は、統治連合の形成過程を通して公共部門と民間部門の協調を念頭に置いている。

この議論のベースには、現代都市の複雑性があると思われる。制度やアクターはきわめて複雑なシステムの中で活動しているので、すべてのプロセスは、因果関係が直線的にトレースできず、意図的な行動が結果として現れるとも限らない。むしろ不確実性が都市のプロセスを支配しているのである。また都市社会の分極化は、同意の政治をますます困難にする。このような条件の下で、重要になってくるのは、都市の政策目標を明確にすることと、その達成にむけて都市の資源を動員するための調整を行なうことになる。ここでいう調整のイメージは、ネットワークである。ネットワーク論は、異なる利益や組織の間の協調の努力が効果的な活動を生み出すと考えている。ヒエラルキーではなく、また完全にオープンな交渉ではなく、連帯、忠誠、相互的な支持関係によってこの協調関係は、成立し維持される。また、レジームは一旦組織されると、それ自体が価値をもつようなものとして概念化されている。これが「社会的生産」を意味するものと思われる。ブルーラリストが、争点ごとに権力リーダーを考えていたのとは対極をなす。またレジーム論は、非日常的な達成の容易でない諸目標を達成しようするものとしてレジームを想定しているのである。

たとえば、ストーンのアトランタ研究におい

では、単一のレジームが一定の環境の変化にも関わらず、協調関係を維持し経済成長の課題に取り組み続けたことが描き出されている。この場合の統治連合は都心部のビジネスエリートであり、戦後、人口の多数派が黒人に移ったもとで生まれた黒人市長をリーダーとする黒人中間層勢力であった。前者にとって、成長政策は魅力あふれる経済的成功を意味したし、後者にとっては、質の高い住宅、雇用機会の拡大、中小企業のビジネスチャンスの拡大を意味したのであった。この両者にとってのインセンティブが、インフォーマルな交流を通じた協調関係によって、組み合わされていった。そして、この目標はビジネス単独では達成されなかつたとされる。市民の協調ネットワークを通じたお互いのリソース動員によって、両者が利益を得ることができる政策課題を追求することのできるレジームが形成されたのである<sup>9)</sup>。

ここで表されているレジーム論の特徴は、第1に、コアリション形成の内部力学が重視されているということ。権力は、コアリションが統治能力を獲得し、目標を達成すれば、成功裡に行使されたとされ、コアリションの外部の勢力、たとえば大部分の市民がその政策の方向を認知し同意したかどうかは、視野からはずれがちとなる。

第2に、政策の方向付けである選好が形成される過程への関心である。選好は、単に存在するのではなく、政治過程の力学の内部で一定の状況のもとで何が可能かという判断にしたがって形成されていく。この実行可能性は、よりリソースの豊富なアクターとの連携が指向され、実現が困難で問題の多い目標が回避されやすいことを示唆する。

したがって、都市の統治コアリションの構成、コアリションのメンバーの関係、メンバーが持ち込むリソースが公共政策の内容を規定することになる。

## V. 都市レジーム論の意義と限界、発展の方向

上のような都市レジーム論がどのような意義と限界をもつのか、どのような発展の方向が示されているのか、簡単に整理して締めくくりとしたい。

都市レジーム論の意義としては、統治コアリション形成の内部力学に焦点を合わせることによって、「都市は誰が支配するのか?」という伝統的なアメリカ都市政治学の関心に「何のために支配するのか?」という問い合わせつけたことをあげたい。都市間競争が激化している状況にあっては、都市の分析において支配者がどのような選好をどのような条件下で選択し追求しているのかに注意を払わなければならないが、その論理がどのように形成されるかを明らかにすることは重要だ。

ところが、逆の見方をすれば、この点は都市レジーム論の限界としても認識される。つまり、より広い社会的・経済的条件が政策の選択肢に影響を与えるのではないかという批判がなされている<sup>10)</sup>。確かに、都市レジーム論では、社会・経済的な諸条件や、中央地方関係などの外部的政治的ファクターはレジームが対処すべきものとして扱われるが、レジームの戦略を限定するものとして変数化する面は弱かったといえる。これは、都市レジーム論も暗黙のうちにアメリカの制度を前提としてきたことを示しており、政治的・経済的文脈の異なる国家間での比較が可能な分析枠組みの提供という問題につながる。グローバル化の時代の都市の分析に国際間の比較の視点は不可欠である。この問題への対応として、欧米の8都市について、その都市の市場での評価、民主的統制度の高さ、中央政府からの支援を変数化して、レジームの類型化を行った研究が現れた。この方向での議論の展開は、変数の精緻化などの課題は残しつつ、日本をはじめとした非西洋の都市政治の分析にも

都市レジーム論のアイデアが応用される可能性を示している。

## おわりに

そろそろ紙数も尽きてきた。一つの理論を検討するということは、細部にわたる検討を必要とするし、理論が実証分析のためにあるのだということ、分析作業を通じてフィードバックがなされ理論がより有効なものになっていく以上、本稿の意義ははじめから限定的なものとならざるを得ない。その意味で、都市レジーム論もまた現実の都市の動きと連動した理論動向であるというのが筆者の見方だが、アメリカの都市政治学がなにを考えてきたのか、ラフスケッチの一部でも描いたことになっていたとしたら幸いである。読者諸氏のご教示を待ちたい。

- 1) 地域権力構造論争についての文献は多数存在する。スタンダードなものとして、秋元律郎『権力の構造』有斐閣、1981年、佐藤俊一『現代都市政治理論』三嶺書房、1988年、第1章・第2章など。
- 2) 江藤俊昭「ローカル・イニシアティブと地域政治」

(山本啓編『政治と行政のポエーシス』未来社、1996年)。

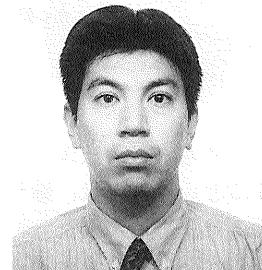
- 3) 例えば、1977年には、フランス構造マルクス主義の影響を強く受けた、M. カステルの『都市問題』が英語に翻訳・刊行された。
- 4) ピーターソンの議論とその評価については、次を参照。大嶽秀夫『政策過程』(東京大学出版会、1990年)。
- 5) 同様に都市レジーム論の登場の背景として、現実の都市の動きに注目しているものとして、Gerry Stoker, "Regime Theory and Urban Politics" in David Judge, Gerry Stoker & Harold Wolman (eds.), *Theories of Urban Politics*, 1995. Sage.
- 6) 水口憲人「都市の80年代」(水口憲人編『今なぜ都市か』敬文堂、1997年)
- 7) William Sites, "The Limits of Urban Regime Theory-New York City Under Koch,Dinkins, and Giuliani ", *Urban Affairs Review*, Vol.32, No.4, March, 1997. p538.
- 8) C. N.Stone, *Regime Politics: Governing Atlanta 1946-1988*, University Press of Kansas, 1989. p4.
- 9) C. N. Stone, *op.cit.*, p198.
- 10) W. Sites, *op.cit.*, p539. Paul Kantor, H. V. Savitch, Serena Vicari Haddock, "The Political Economy of Urban Regimes-A Comparative Perspective", *Urban Affairs Review*, Vol.32, No.3, January 1997.p349.

(かしはら まこと 大阪市立大学大学院)

# グリーン・ツーリズムの 発展可能性

——ポスト・バブル期における  
余暇志向との関連で

「グリーン・ツーリズム」という言葉を最近よく見かけるようになったが、そのコンセプトや話題性はまだ十分に知られているとは言えない。本小論では近年の余暇志向の変化との関連で、その発展の背景と可能性を考察した



TANAYAMA Ken

棚山 研

## はじめに

最近、新聞などで「グリーン・ツーリズム」という言葉を見かけるようになった。農水省の定義によると、グリーン・ツーリズムとはヨーロッパ発祥の「農山漁村において、その自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」を指していて、報道でもポスト・バブル期における新しい余暇活動として紹介されている（例えば『朝日新聞』1997年6月18日付朝刊）。確かに、日本へのグリーン・ツーリズムの本格的な紹介は90年の佐藤誠『リゾート列島』（佐藤誠、1990年）や92年の『21世紀むらづくり塾『グリーン・ツーリズム』』（財21世紀むらづくり塾、1992年）が起点であり、特に前者は「リゾート・ブーム」に代表される「ハード・ツーリズム」を批判する立場から、グリーン・ツーリズムなどの余暇活動を「ソフト・ツーリズム」として紹介している。一例をあげると、リゾート・ブームの原因のひとつに87年の「リゾート

法」（総合保養地域整備法）の施行があり、この法律が政府・財界一体による「内需拡大」の掛け声とともに、余暇活動のコンセプトとして「高消費・短期滞在型」を打ち出したことを問題視している。そこには、労働者にとって懸案である労働時間短縮、過疎地域に切実な産業振興などの観点は全く見いだせない。そして、リゾート・ブームの批判から、ソフト・ツーリズムの推進を提唱している。

グリーン・ツーリズムに注目する、もう一つの観点は「むらづくり」、農村再生の立場からのものである。90年代に入り、農水省「新しい食糧・農業・農村政策の方向」（「新政策」）や93年の米「部分輸入化」合意をはじめとして、農業をめぐる情勢が一層厳しくなってきた。その影響は耕作面積や大規模化に限界がある「中山間地域」に大きく、工場誘致やリゾート化も期待できない状況のもと、単なる過疎化を超えて集落の「崩壊」を招いている。この事態のなかで、グリーン・ツーリズムは「产地直送運動」などとともに都市と農村の連携の一方法として、さらには農家の副業として検討され始めている。農業政策のレベルでは92年に農水省構造改善局が「グリーン・ツーリズム研究会中間報告書」

を発表し、95年には「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」が施行されていて、これらの政策でも中山間地域農村の振興策として位置付けられている。

グリーン・ツーリズムをめぐっては、この2つの観点があり、各々独自の論点が存在する。しかし、本小論では紙幅の限界から、グリーン・ツーリズムの余暇活動としての発展可能性を既存のデータを利用して簡潔にまとめることにしたい。

## I. ヨーロッパにおける グリーン・ツーリズム

### (1) グリーン・ツーリズムの発展

グリーン・ツーリズムに注目し始めたばかりの日本にとって、「先進国」ヨーロッパの状況は無視できない。ヨーロッパ各国におけるグリーン・ツーリズムは自然観との関連も含め、長い歴史を誇っている。例えば、有名なイギリスの「ナショナル・トラスト」運動は19世紀末、産業革命の進展によって破壊されたカントリー・サイドを守るために開始され、『リゾート列島』が取り上げているスウェーデン・ダラーナ地方の自然保全・地方文化保存運動は90年以上の歴史を持つ。限定的に言うならば、ヨーロッパのグリーン・ツーリズムは農家民宿を核とする「農村ツーリズム」であり、上記の例と同じものとは言えない。しかし、自然や「第二の自然」としての農業の尊重という観点では一貫している。詳しい事例は既にいくつかの文献で紹介されているので、ここではイギリス、フランス、ドイツに共通する特徴を取り上げるに留めたい。

農村ツーリズムの本格的発展はフランスで50年代、ドイツで70年代、イギリスで80年代と時期的にかなり違いが見られる。しかし、いずれの国も国際化をはじめとする農業政策の大きな転機に際し、政策として民宿を農家の副業に位置付けたという特徴がある。したがって、フランスのように民宿の専業を禁止し、3カ月未満、

6カ月以上の営業を許可しない場合もあるが、他方で民宿整備のための税制優遇措置、融資、補助金制度を体系的に充実させてきている。また、農村の魅力の中心を占める景観維持も兼ねて、ドイツでは50年代から農業条件不利地域への特別対策を行ったが、これは70年代のECのデカップリング政策へと発展している。

これらの政策をうけて、農家民宿はフランスで23万人の収容能力（91年）、ドイツで1万9600軒（85年）に発展し、宿泊人数もフランスで年200万人（85年）、ドイツで年63万人（89年）を数えている。この発展の背景として、もちろん政策的な優遇措置があげられるが、その他、農家民宿が以前から一定数行なわれており、人々になじみの無い宿泊施設ではなかったこと、当初から低価格の余暇施設として位置付けられ、年に何度も通えること、ヨーロッパ農家の建築様式が石組みの個室から成っていて宿泊用に改造しやすいこと等があげられる。運営方法の大きな特徴として、低価格維持および農業との両立のために、一軒あたりの収容人数が10人前後に押さえられ、完全自炊方式やB&B（ベッド・アンド・ブレックファースト）方式を取り入れている所が多い。しかし、食事を目的に訪れる宿泊客には評判が悪いと言われている（詳細は山崎光博ほか、1993年を参照）。

### (2) 余暇志向の「成熟」

今日、ヨーロッパで農村滞在は余暇活動の1つとして確立しているが、この背景には歴史的な自然観、農業観とともに、余暇活動の「成熟」と言えるものが存在する。ヨーロッパのツーリズムの歴史を見ると、イギリスの海浜リゾート地は産業革命期の劣悪な都市環境からの脱出を目的に開発され、フランスのバカンス制度は不況と人民戦線政府による政治的動員の産物であった。「都市的」システムが行き詰った時に、常に人々は自然を求め、農村・海浜に脱出したのである。しかも、ヨーロッパ諸国は労働時間短縮を先駆的に実現し、今日、日本人が享受しているマス・ツーリズムやハード・ツーリズムを早期に経験し、消化してしまった。その結果、

パック・ツアーや代表される「名所めぐり」と買物で忙殺されるような過ごし方ではなく、自然のなかでのんびりと何日も「何もしない」余暇の過ごし方を積極的に享受するようになっている。

この分析として『グリーン・ツーリズム』（山崎光博ほか、1993年）では、イギリス・ブリストル大学のバーナード・レイン教授の議論を紹介し、「教育レベルの向上」、「ヘリテージ（自然・歴史・文化的遺産）への関心の高まり」、「余暇時間の増加と可処分所得の増加」、「交通およびコミュニケーションの発達」、「健康への関心の高まり」、「食べ物への関心の高まり」、「グリーンへの関心の高まり」、「本物志向(authenticity)の高まり」、「安らぎと静けさ」、「アクティブな高齢者の増加」等の項目をあげている。これを一つの文脈として読むと、「教育レベルの向上」や「交通およびコミュニケーションの発達」は人々の情報享受能力や移動能力を高め、食べ物、「本物」、とりわけ健康や身体への関心をもたらし、ひいてはヘリテージやグリーン、環境問題への関心をもたらしている。他方で、都市や職場における生活環境の劣悪さは「安らぎと静けさ」を志向させ、人為的に作り出された空間としてのハード・ツーリズムを拒否し、この点でも「本物」志向を生み出すことになる。「アクティブな高齢者の増加」という点では『グリーン・ツーリズム』のデータによると、グリーン・ツーリズムは高齢者に相対的に人気が高いのに対して、若年層は依然として高級リゾート施設に人気があり、グリーン・ツーリズムは「する事が無くて退屈」と思われている。高齢者に人気がある理由として、高齢者の健康への関心の高さ、余暇経験の豊かさや経済的事情からくる高級リゾート施設への魅力喪失、何度も通える農家民宿の心安さという要素も考えられる。

このように利用者側のグリーン・ツーリズムへの志向性を見ていくと、決して「自然回帰」といわれるような懐古趣味的なものではないことがわかる。高度な情報享受能力の行使をはじめとして、まさしく近代社会の土台の上に築かれた新しい余暇活動の志向性といえる。そして、

この志向性の高まりは農業・農村をサポートするE C諸国の政策を支えているのである。

## II. ポスト・バブル期における余暇活動と「アウトドア」志向

### (1) 最近の動向

それでは、ヨーロッパと同じ傾向が日本に存在するのかが問題となる。ここでは『レジャー白書』(財余暇開発センター編、1997年)のデータを中心に、最近の余暇をめぐる動向を見ていきたい。

高級ホテルとゴルフ場、海辺ならマリーナ、山間地ならスキー場、さらにはテーマ・パークといったお定まりのハード・ツーリズム・ブームはバブルの崩壊とともに過ぎ去り、日本社会の余暇をめぐる動向は支出、時間ともに再び厳しくなってきた。余暇時間は年間総実労働時間が1994年の1904時間から2年連続で微増（96年1919時間）した。余暇時間が「増えた」と答えた人は93年から96年まで減り続け、同様に「減った」と答えた人も増え続けている（図1参照）。余暇支出面では平均消費性向が昨年72.0%と過去最低を更新、余暇費用が「増えた」と答えた人は90年をピークとして95年まで減りつづけ、逆に「減った」という人は91年で底を打ち、基本的に増加傾向にある（図2参照）。

この動向のなかで余暇関連産業は当然、苦戦を強いられている。『レジャー白書』の余暇市場は96年度、統計史上初めてのマイナス成長（-1.5%）を計上した。業種毎のデータを見ても93年以降4年連続で、利用客数、売り上げ、利益、事業所収支状況のいずれもマイナス傾向が続いている。特に厳しい業種はバブル期に絶頂を迎えたゴルフ場、ホテル・旅館業で、4年連続して各項目平均、前年比マイナス30～100%となっている。また、90年代に全国19カ所に開設されたテーマ・パークのうち、13カ所は赤字で累積赤字は252億円と言われている（『朝日新聞』97

年5月23日付朝刊)。

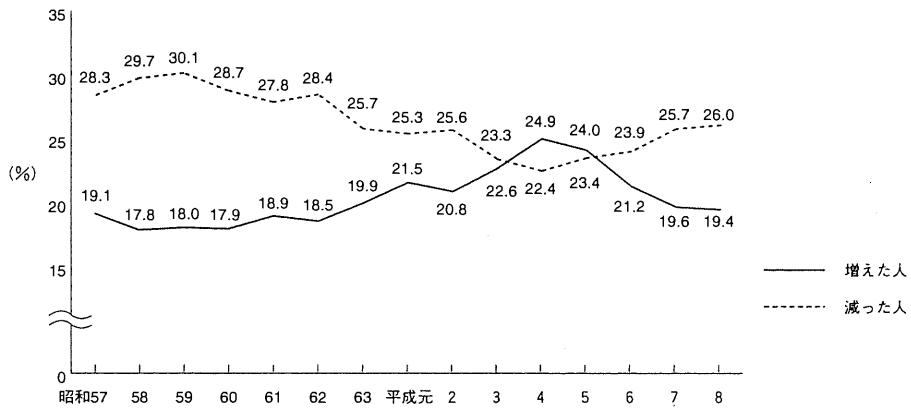
しかし、他のデータを見ると人々は決して余暇を楽しむことを放棄したわけではない。よく知られている総理府調査では「これから的生活の力点」について「レジャー・余暇生活」をあげた人が「住生活」、「食生活」等を押さえ83年以来14年連続で首位(96年37%)で、バブル崩壊後も低下傾向はない。また、「仕事と余暇のどちらを重視するか」という質問に対しても「仕事よりも余暇の中に生きがいを求める」、「仕事は要領よく片付けて、できるだけ余暇を楽しむ」という回答がこの10年間一貫して増加している(87年計27.1%から96年36.0%)。なお、「仕事も

余暇も同じぐらい派」は概ね30%を維持し、「仕事重視派」は約10%減少した(87年44.4%から96年32.8%)。

## (2) 余暇活動の「質的変化」

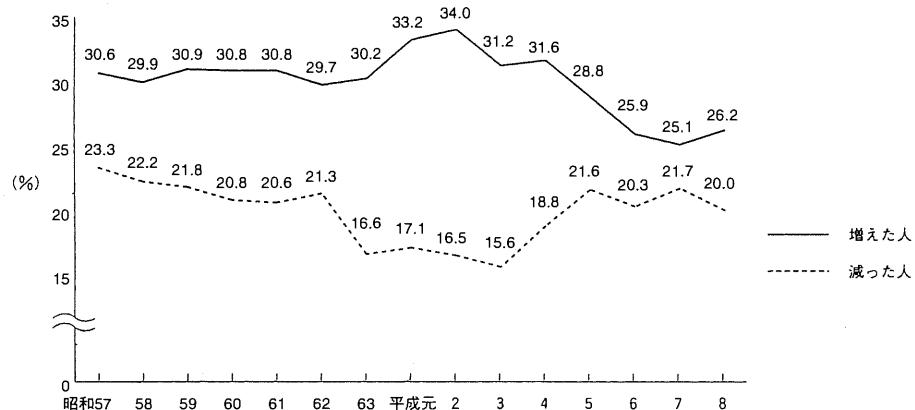
『レジャー白書』ではポスト・バブル期の余暇活動について、94年度版で特別レポートを行なっている(財余暇開発センター編、1994年)。ここでは先に述べた余暇時間、余暇支出の動向を踏まえて、「4~5年前と比べて増えた過ごし方、減った過ごし方」を質問している。この回答から、ポスト・バブル期の余暇活動のタイプ

図1 余暇時間の推移



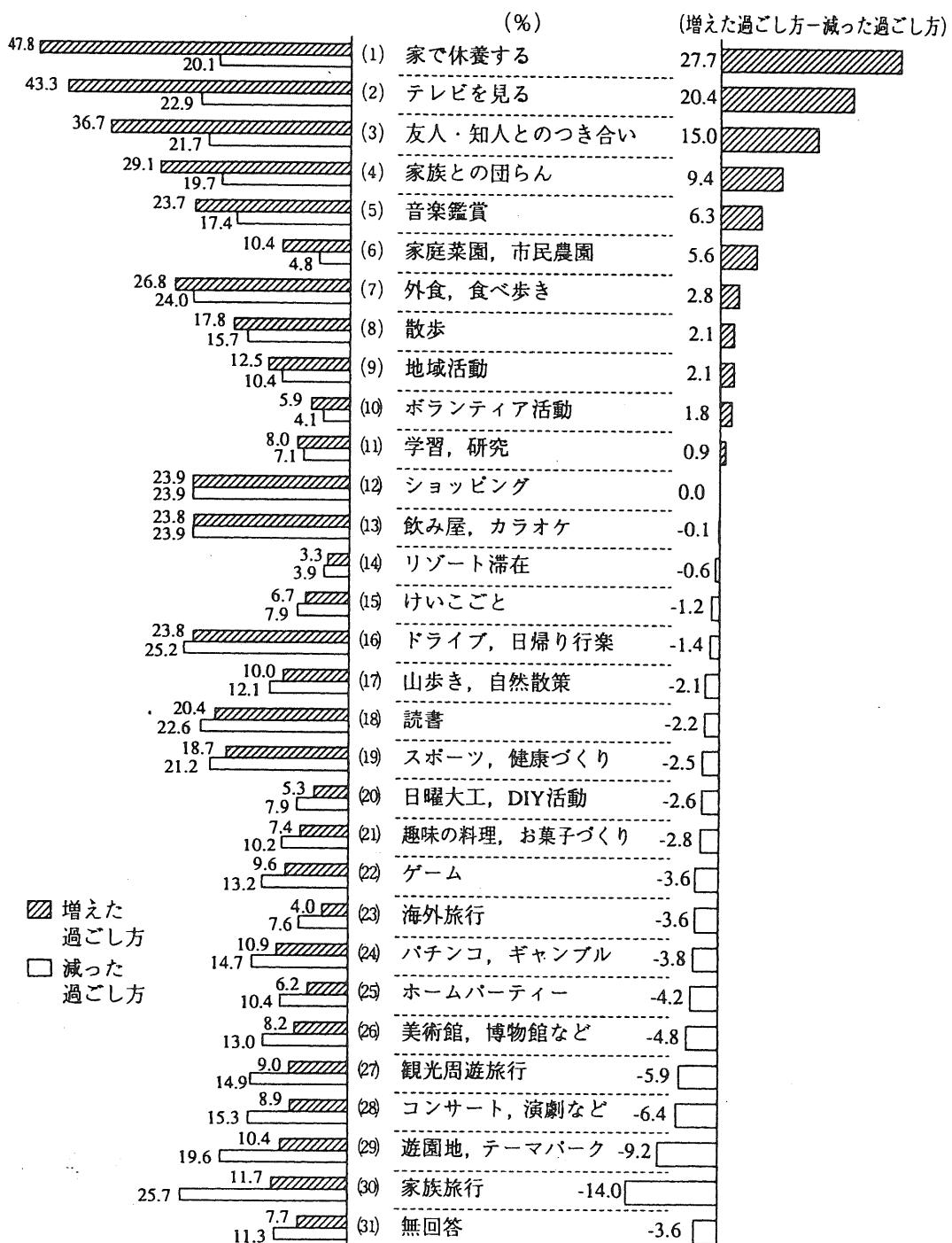
出典：『レジャー白書'97』 13頁

図2 余暇支出の推移



出典：『レジャー白書'97』 13頁

図3 「4～5年前に比べて増えた過ごし方、減った過ごし方」(1993年現在)



出典：『レジャー白書'94』 93頁

としてまず「休養型」、「省費用型」、「交流型」をあげて「家で休養」、「テレビを見る」、「友人・知人とのつき合い」、「家族とのだんらん」の増加を指摘している。他方で「家族旅行」、「ドライブ、日帰り行楽」、「外食」、「ショッピング」、「飲み屋、カラオケ」といった「高消費型」の減少が目立つ（図3参照）。また、「今までにない注目したい傾向」として「家庭菜園、市民菜園」、「地域活動」、「ボランティア活動」などの微増を取り上げて、「コミュニティ型」というタイプを打ち出している。さらに「今後、増やしたい余暇活動」についての調査では、30項目

表1 参加人口上位20の余暇活動種目（'96年）

順位	余暇活動種目	万人
1	外食（日常的なものを除く）	7,160
2	国内観光旅行（避暑、避寒、温泉など）	6,270
3	ドライブ	6,120
4	カラオケ	5,690
	ビデオの鑑賞（レンタルを含む）	4,340
5	バー、スナック、バブ、飲み屋	4,340
	動物園、植物園、水族館、博物館	4,340
8	音楽鑑賞（CD、レコード、テープ、FMなど）	4,170
9	宝くじ	4,060
10	園芸、庭いじり	3,830
11	ボウリング	3,730
12	遊園地	3,660
13	ピクニック、ハイキング、野外散歩	3,640
14	テレビゲーム（家庭での）	3,200
15	トランプ、オセロ、カルタ、花札など	3,160
16	体操（器具を使わないもの）	3,070
17	映画（テレビは除く）	2,840
18	海水浴	2,820
19	パチンコ	2,740
20	催し物、博覧会	2,710

中トップの「家族旅行」（41.2%）はともかくとして、「スポーツ、健康づくり」（37.2%）が第2位であり、「ドライブ、日帰り行楽」（5位で29.2%）、「山歩き、自然散策」（9位で24.2%）となっていて、広い意味での「アウトドア・レジャー」への志向性が高まっていると指摘している。

『レジャー白書』の「観光・行楽部門」（12項目）を中心に、「アウトドア・レジャー」への傾向をもう少し詳しく見ていく。ここでは、「国内旅行」などの項目があるが、低費用で明確に「自然との交流」を楽しむ活動項目として「ピクニック、ハイキング、野外散歩」（以下「ピクニックなど」）に注目する。「ピクニックなど」は96年の余暇活動種目で参加人口3640万人（13位）であり（表1参照）、90年と比較して370万人の増加、順位では1つ上昇した。90年代に入って参加率（ある余暇活動を、1年間に1回以上おこなった回答者の割合）が増えたものとして、「ピクニックなど」（90年32.3%から96年34.2%）を含め「海外旅行」、「ドライブ」、「登山」、「オートキャンプ」、「国内観光旅行」があげられる。年間平均活動回数（活動参加者1人あたり以下「年回数」）を見ると、「ピクニックなど」が10.7回（96年）と「ドライブ」（13.0回）に次いで2位である。特に注目すべき点として90年代に入って前者は2.7回も増加しており、この部門の回数増加では最も多い。年回数は費用（活動参加者1人あたり）との関連が強く、例えば同じ「アウトドア系」と見られる「オートキャンプ」の場合、参加率はこの91年からの5年間で4.0%から96年7.3%へと大幅に増加したものの、費用は1回あたり1万7520円と4位であるために、年回数は2.3回から2.6回とわずか0.6回しか増加していない。この傾向は「国内観光旅行」（90年比0.3回増）、「海外旅行」（90年比0.1回増）も同様である。「ピクニックなど」は1回あたり1,560円であり、低い費用で回数を楽しむ「アウトドア型」余暇活動の典型といえる。

また、他部門の「アウトドア系」を見ると、「園芸・庭いじり」と「釣り」がこの数年急上昇している。「趣味・創作部門」（30項目）に位置

付けられる「園芸・庭いじり」は参加率が92年まで低落傾向で31.6%まで落ち込んだが、「ガーデニング」や「園芸療法」の紹介によって上昇し、96年には36.0%となった。「趣味・創作部門」では20項目が低落傾向にあるが、「園芸・庭いじり」は上昇傾向の10項目に入っている。費用は1回あたり430円（96年）、年回数は40回前後を維持していて、「省費用」で「多回数」型といえる。「釣り」は「スポーツ部門」（27項目）における参加率上昇傾向9項目の中でも、90年15.2%から96年には19.2%と飛び抜けて高い上昇となっている。「釣り」は1回あたり費用4,050円（96年）と決して低価格ではないが、年回数は11.5回と比較的多い。

佐藤誠はリゾート、resortの原義が「足しげく通う所」という意味であり、ヨーロッパでは文字どおりのリゾートになっているのに対し、日本の「短期滞在・高消費型」リゾートは全く意味にかなっていないと指摘する（佐藤誠、1990年）。しかし、上記のデータの限りでは、日本にも真のリゾート型余暇活動の可能性が芽生えてきたと言える。確かにポスト・バブル期の「省費用型」という消極的なイメージはあるが、この傾向は必ずしも一時的なものではない。とりわけ、「ピクニックなど」の参加の中心層は男性で30～40歳代、女性では20歳代から50歳代まで、相対的に若いが全世代にわたっている。30～40歳代の層は「高消費」型余暇活動を一定享受し、余暇経験は豊富であり、後述するように食や健康、環境保護への関心も高い。その意味で、今後の「自然との交流」やグリーン・ツーリズムの発展に期待が持てるものとなっている。

### III. 農業・「食」への関心の高まりと余暇活動の志向性

#### (1) 世論の調査の示すもの

それでは、この動向を「農業」や「農村」と

のかかわりへと、さらに引き寄せて分析してみたい。政府は1970年代以降一貫して農業政策を後退させつつも、今日、農業や農村地域の本格的衰退を無視できなくなっている。その結果、先述の「グリーン・ツーリズム研究会中間報告書」に見られるように、「都市と農村の交流」、「農業の公益的価値」といった観点をことさらに強調し始めている。例えば、あの「新政策」にも次の記述が見られる。「農業は元来、物質循環を基本システムとし、太陽エネルギーを光合成により利用可能なエネルギーに転換する環境と最も調和した産業である。また、農業は、環境と調和することなしにはその生産活動を長期的に持続させることができない。さらに、農業および農業が営まれている農村地域は、国土・環境保全といった多面的かつ公益的な機能を有している。そして、これらの機能はそこに定住している人々の適切な農業生産活動を通じて維持増進されている」。また、『農業白書』（平成4年版）では上記の内容に加えて、農業・農村が「緑豊かで美しい自然環境、景観を維持・培養するとともに、これらを生かした都市住民の憩い、レクリエーションの場や青少年の教育の場としての機能等公益的かつ多面的な役割を果たしている」と述べている。

近年、これらの観点からの世論調査も活発に行なわれていて、代表的な調査として総理府による「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」（97年1月に4回目実施）や「森林・林業に関する世論調査」（96年1月に2回目実施）があげられる。まず、前者の調査（97年1月）では「最近1年間に、農村地域に行った」人が70.2%を占めていて、その理由は「帰省・里帰りをする」、「山登り、ハイキング」、「スキー、釣り」、「親戚、知人などの訪問」、名所、旧跡めぐり」、「休養・保養施設に行く」といった項目が上位を占めている。年令層でみると「帰省・里帰りをする」は除くとしても、全体的に20～30歳代に高い比率があり、この傾向は少數ではあるが「家庭菜園の手入れ」、「農村景観を楽しみに行く」、「農作業体験への参加」にも現われている。「今後、農村地域へ行く機会を増やしたいと思うか」という問い合わせでは「増やしたいと思う」、「思

わない」がほぼ半数に割れているが、若年層になるほど「増やしたいと思う」の比率が高くなる傾向がある。その内容についても、全体的に「山登り、ハイキング」、「休養・保養施設に行く」が飛び抜けて多いが、若年層、特に30歳代に顕著な傾向として「スキー、釣り」、「家庭菜園」、「農林業体験」、「農村景観を楽しむ」、「ふるさと村会員制などの住民交流」が他の年齢層と比べて明らかに多い（株食品流通情報センター編、1996年）。

次に、後者の調査（96年1月）では「一定の期間、農山村に滞在して休暇を過ごしてみたいと思うか」の問い合わせに対し、「是非過ごしてみたいと思う」が12.2%、「機会があるば過ごしてみたいと思う」が45.4%となっている。この2つの項目の年齢別分布を見ると、やはり若年層になるにつれて比率が若干高くなる。「農山村で滞在して休養を過ごす際に宿泊したい施設」では「バンガロー・ロッジなどの簡易な施設」が38.0%，「農家や林家への民宿」が37.0%となっているが、年齢層で志向が分かれ、前者は20～40歳代で人気があるのに対して、後者と「旅館」は50歳代以上で人気がある。これらのデータは調査方法の問題があるとはいえ、農村ツーリズムへの潜在的需要の存在を示している（株食品流通情報センター編、1996年）。

また、農村本来の社会的機能である安定・安全な食糧供給機能への世論にも注目すべき変化がある。日本の農業政策がこの機能をないがしろにしてきたことは言うまでもないが、93年の米の大凶作を一つの契機として、「食糧自給率」、「国産農産物」、「食の安全性」への関心が大きく高まってきた。実際、「食料・農業・農村の役割に関する調査」では「我が国の食料の生産・供給のあり方」について、87, 90, 93年の3回は「外国産より高くても、少なくとも米などの基本食料については、生産コストを引き下げながら国内で作るほうがよい」という回答が4割を占めた。しかし、97年では「外国産より高くても、食料は、生産コストを引き下げながら、国内で作るほうがよい」が前者を逆転し45.9%に達した。農産物価格の評価についても、「生産コストを引き下げ、より安い食料を提供すること」が

87年の6項目中2位から93年には4位に落ちている。経済企画庁「生鮮野菜・果物の表示に対する物価モニターに対する意識調査」（96年7月）でも「同じ生鮮野菜・果物で国産品と輸入品があった場合」、「ある程度高くても国産品を購入する」が51.0%と半数を超える、その理由として「使用農薬やポストハーベストの使用についての心配が少ないから」が55.8%，次いで「栽培方法が信頼できるから」が16.5%となっている。このような意識動向は自分の食べるものがいかにして生産されるのかという関心につながり、「環境保全型農業」と産地直送運動との結合、さらには都市と産地との交流が生まれているのである（『農業白書』平成8年版）。

## （2）余暇活動の「成熟」の条件とは

一般的な世論調査のデータを見ただけでも、若年層を中心に多くの人々が農業・農村の「公益的機能」を認めているし、農業・農村との交流を望んでいる。その根底にはヨーロッパの場合と同じように、都市的生活環境からの脱出、食や健康への関心の高まりがある。しかし、現在の日本ではこれらの意識動向が完全に実行に移されているとは言えない。例えば、「森林・林業に関する世論調査」の「農山村に滞在して過ごす休暇は何泊ぐらいしたいと思うか」という質問では、「1～3泊ぐらい」が57.0%と最も多く、「4～5泊」が23.3%，「1週間以上」が18.7%となっている。この傾向は対照的な位置にある海外旅行でも、「行けない理由」として「長期休暇が取れないから」という回答がトップを占め、次いで「金銭的余裕がない」となっている（株食品流通情報センター編、1996年）。国内観光旅行についても年間平均活動回数は3.3回にとどまり、年平均費用は120.6千円、1回平均2.32泊である（『レジャー白書』97年版、および『観光白書』平成7年版）。ちなみに、フランスの貸家民宿は各民宿が年平均14.5週間利用され、利用客の平均滞在期間が2週間、一週間で1200フラン（約3万円）が利用料金である（山崎光博ほか、1993年）。ジュリエット・ショアは『働きすぎのアメリカ人』のなかで、働きすぎと

高消費の悪循環を断ち切る方向性を模索しているが（ショアー、1993年），日本では依然として「高消費・短期滞在型」のツーリズムを中心をなしてい，旧来の農家民宿でさえカラオケやディスコの設置が求められるほどである。この現実は1日単位の「ピクニックなど」が発展しても，ヨーロッパのようにまとまった余暇時間がないとグリーン・ツーリズムのような，ゆとりある余暇活動は成熟しないことを示している。

## むすびにかえて— 農村側の課題—

### (1) 農村側の状況

単なるデータの紹介になってしまった感もあるが，日本におけるグリーン・ツーリズムの潜在的な発展可能性を論じてきた。ここでは本小論で触れることができなかったグリーン・ツー

リズムを受け入れる側の状況，農村側の状況にも一言触れておきたい。

日本においてグリーン・ツーリズムを発展させる根本条件の1つは余暇時間の拡大であると述べたが，農村側の受け入れ体制にも課題が山積している。現状を見ると，都市部との交流事業は発展しても専用の宿泊設備はほとんど整備されておらず，宿泊設備を持つ旧市町村は18.2%（95年）にとどまっている。また，旧来の民宿（約2万6千軒）でも宿泊客が増加したと答える民宿は7%（95年）にとどまり，ホテルや旅館との競争では劣位に置かれている。また，農水省では95年より「農林漁業体験民宿業」の登録制度を設けて交流の促進を図っており，96年11月現在638軒となっている。登録された民宿では「地域の農業や農村生活・伝統文化等の説明」，「農産物のもぎ取りや掘り取り等の農作業体験の指導」などのサービスが行なわれ，経営状態も概ね向上し，宿泊客からも支持されている（『農業白書』平成7年版）。しかし，農村側は都市との交流やグリーン・ツーリズムに必ずしも積極的であるとは言えない。

表2 農村における都市との交流事業の実施状況（旧市町村 単位：%）

	地域区分	宿泊施設あり	宿泊施設なし	合計
農林漁業等 体験・学習	平地農業地域	1.0	10.2	11.2
	中間農業地域	2.6	13.1	15.7
	山間農業地域	6.0	14.8	20.8
産地直送	平地農業地域	0.2	12.1	12.3
	中間農業地域	0.5	14.4	14.9
	山間農業地域	1.2	18.6	19.7
農山漁村 留学受入	平地農業地域	0.1	1.3	1.5
	中間農業地域	0.4	2.1	2.5
	山間農業地域	1.2	2.8	4.1
伝統芸能・ 工芸	平地農業地域	0.0	3.5	3.6
	中間農業地域	0.5	5.1	5.5
	山間農業地域	1.1	8.2	9.3

出典：『農業白書付属統計表 平成8年版』 253頁

資料：農林水産省「農業センサス（農村地域環境総合調査）」95年版

注：「宿泊施設」とは、「交流のための専用宿泊施設」であり交流を主目的として設置、運営される施設である。

その理由をいくつか取り上げると、第1に農村にとって、都市との交流が経済的效果や過疎化の歯止めに結びついていないことがあげられる。「食料・農業・農村の役割に関する世論調査」で、都市の人々が農村を訪れるに対する農村側の意識について回答を見ると87年9月の前回調査と比較して、「農業や農村についての理解が深まる」、「地域に活気を与える」などの項目が増加し30~40%程度を占めたのに対して、「地域の所得の向上につながる」が15.7%から13.3%に減少し、「農作業や生活をするうえで迷惑を受ける」が4.3%から6.8%に増加した。実際に日本のグリーン・ツーリズムを取り上げた文献を見ても、掲載事例の多くは都市住民が一方的にレクリエーションの場として農村や農家を活用するにとどまっている。受け入れ側は一時的に効果が得られたにせよ、地域振興の名のもとに高齢者の多い農村側が過重負担を強いられている（例えば依光良三ほか、1996年の高知県棒原町、岐阜県莊川村の事例を参照）。

第2に、農家側が新たにグリーン・ツーリズムに対応する場合、あまりにも法律上、財政上の条件が厳しいことがあげられる。ヨーロッパの場合、そもそも農家の建築様式自体が個室中心であり大幅な改造を必要としないが、日本の農家の場合は基本的に開放性が高く、改造なしには他人の宿泊に向かない。それに加えて、現状では旧来の民宿に準じて旅館業法、建築基準法、消防法、食品衛生法など認可が必要となる。特に旅館業法や食品衛生法は大型旅館・ホテルを想定していて10名程度の農家民宿に対応するものではなく、この点でも大幅な改造と設備投資を必要とする。その結果、『グリーン・ツーリズム』では「わが国のペンション経営者は猛烈で、忙しい時期は3,4時間しか寝ないで働き、後継者がいないと悩んでいる創業者が多い」と指摘している（山崎光博ほか、1993年、および井上和衛ほか、1996年）。「振興山村・過疎地域経営改善資金」などの融資制度も充実してきたが、現行法制のもとでは依然として経営上のリスクが大きく、何よりも農家の副業として位置付けるには無理があるというのが実情である。

## (2) グリーン・ツーリズムの社会的意義

保母武彦は農山村の維持・発展のために「①農山村の自前の発展努力を全体の基礎としながら、②農山村と都市との連携を図り、③国家による新しい農山村維持政策を結合させる必要がある」と指摘し、農山村経営の成功例として北海道下川町、宮崎県綾町、新潟県塩沢町石打区などの事例を紹介している（保母武彦、1996年）。この議論をグリーン・ツーリズムに応用するならば、第1にあくまでも農家・林家の副業としての位置付けを明確にし、農林業との結合を意識する必要がある。第2には、都市住民の健康や食への関心を引き寄せ、活発な交流を行なう必要がある。第2の点は一般的には旧市町村の26.8%（95年）で行なわれていて、「農林漁業等体験・学習」、「産地直送」が交流事業の中心である。産地直送運動の交流事業は95年現在15.0%，宿泊施設がある交流事業はわずか5.4%である（表2参照）。産地直送運動は農業生産にとって価格維持上の意義を持つが、産地交流は都市住民からその理解を得るためにも重要である。産地交流では、農家民宿などのグリーン・ツーリズム的取り組みが既に行なわれているが、これらは農家側にある程度の負担となっても取り組まれる価値があると言える。理想的に言うならば、都市住民はそこで安全な食糧の生産を確認し、安定的な食糧生産の重要性を認識し、「第二の自然」とも言うべき農村的景観の「公益的価値」を認識すると思われる。貧困な農村振興政策のもとで主体形成の課題は多いが、運動を先行させ、これらの取り組みに多くの人々を巻き込むことによって、グリーン・ツーリズムへの援助措置も含む第3の「新しい農山村維持政策」実現への展望がきり拓かれると考える。

グリーン・ツーリズムを含む、都市と農村の交流の意義は人口、経済、文化ともに都市部に集中する状況から、その社会的バランスを回復させることにある。ヨーロッパでは70年代から農業の振興に努め、平野部での大規模化、中山間地でのデカップリング政策やグリーン・ツーリズムを推進した。その結果、80年代後半から

農業就業人口は各国およそ2～5%（経済活動人口比）で推移し、漸減傾向にありながらも高い食糧自給率を誇っている。グリーン・ツーリズムの成功地では後継者も確保されている（山崎光博, 1993年）。日本では95年現在、食糧自給率42%（95年度カロリーベース）、農業就業人口5.5%であり、うち65歳以上が46.3%，39歳以下は11.4%を占めるに過ぎない（「農業センサス」95年版）。農業就業人口の比率はヨーロッパに比べて高いといえ、「日本の農業と農村は中山間地域を中心に、あと10～20年で崩壊してしまう」。この危機への対処としてグリーン・ツーリズムの模索をはじめ、本論では紹介できなかったが、独自の市場開拓に可能性を見いだす新しい農村リーダーの動向（棚山研, 1997年）、都市から農村へ移住するケース（中村文哉, 1997年）など、少数ながら都市と農村の多様な交流形態が自発的に生み出されている。この動向が大きな流れになるか否かはまだ予断を許さない。しかし、本小論の要点は少なくとも都市住民の余暇志向のなかに、明らかに農村との交流を活性化させる可能性が潜んでいるということにある。

## 参考文献

- 井上和衛ほか『日本型グリーン・ツーリズム』都市文化社, 1996年。
- 株食品流通産業センター編『余暇・レジャー総合統計年報'96～'97』, 1996年。
- 『観光白書』平成7年版
- （財）21世紀むらづくり塾編『グリーン・ツーリズム』, 1992年。
- （財）余暇開発センター編『レジャー白書'97』, 1997年
- （財）余暇開発センター編『レジャー白書'94』, 1994年
- 佐藤誠『リゾート列島』岩波書店, 1990年
- ジュリエット・ショア『働きすぎのアメリカ人—予期せぬ余暇の減少』窓社, 1993年
- 棚山研「農業経営の変化と担い手問題—「戦後第三世代農民の積極層の存在形態—」清野正義編『東北の小さな町』所収 恒星社厚生閣, 1997年
- 中村文哉「新しい農民世代」清野正義編『東北の小さな町』所収 恒星社厚生閣, 1997年
- 『農業白書』平成4～8年度の各版
- 保母武彦『内発的発展論と日本の農山村』岩波書店, 1996年
- 山崎光博ほか『グリーン・ツーリズム』家の光協会, 1993年
- 依光良三ほか『グリーン・ツーリズムの可能性』日本経済評論社, 1996年

（たなやま けん 立命館大学大学院）



## 東アジア工業化を見るわれわれの視点

——『経済科学通信』85号を読んで——

『経済科学通信』85号（97年10月30日刊）は、特集テーマとして「新国際分業とアジア」を掲げ、6つの論文と関連する特別寄稿（浅井基文）を載せている。7月のタイ・バーツ暴落に始まる「アジア激震」（日本経済新聞）が、それまでの東アジア工業化礼賛を反省させている折から、タイムリーな企画となった。また、もう一つの特別寄稿（益川敏英）は「複雑性とはなにか」という、現在もっとも関心を集めている科学方法上のパラダイム転換（？）への、格好の案内である。編集者の労を多としたいが、基礎経済科学を担う者の端くれとして、少々辛目の「批評」をさせていただく。以下では、特集テーマに限って論じたい。

あらかじめ述べておくと、本特集の趣旨説明がないのが、まず気になる。これが、昨年の春期研究交流集会の全体シンポジューム、「アジア新時代と新しい地域＝国際分業」をベースにしていることは、参加していた者にとっては了解できるが、他の読者にはわからない。皆の関心あるテーマだから説明不要というのであろうか？因みに紹介しておくと、春合宿の案内となる「基礎研ニュース」Vol.22-6では、「今日のアジアに眼を向けてその『新時代』ぶりの意味をしつかり捉え直すとともに、私たちの足下の地域がそれとの関わりでどのように変貌しつつあるのか、（中略）いわばアジアを焦点とした現代世界経済論と産業空洞化などで揺れる今日の地域経済論との2つの分野を交流させてみよう」（1頁）と述べられている。昨年夏の研究集会テーマとも関連しているので、そろそろ中間総括されはどうか。

### I. 「国際化」とわれわれ

全体として、この間の東アジア工業化を手放しで礼賛する論調は、当然のことながら、皆無である。現実に進んでいる「国際化」が、われわれにとって、ただそれを受け身で、あるいは進んで適応すべき課題だとは捉えていない、と思われる。「国際化」の中

身に異議を唱えている、その資本主導のありかたに抗議している、と言っては言い過ぎだろうか？

何故このようなことを述べるかというと、資本主義の発展が行き着くところまで行かないと次の社会経済システムには移行しないという理解、むしろそれを妨げることは移行自体を遅らせるし、またわれわれ——誰のこと？——にとっても被害が及ぶという立場、この場合だと、「国際化」の徹底こそが必要であるという異論があるからである。しかし、この問題の根源は、資本主義「改良」の課題に行き着く。古くは、アイルランドじゃがいも飢饉をきっかけとした、マルクスの「資本の文明化作用」認識の転換、つまり「再生なき資本の破壊作用」という視角、資本主義に対するコントロールの必要性である。われわれは資本主義の矛盾「爆発」に耐えられないし、その後の新社会建設を担う以前にくたびれはててしまうであろう。

基礎研がこれまで依拠してきたのは「工場法」つまり資本主義のコントロールと、われわれの間での競争の停止＝団結である。このコントロールが「近代化」と呼ばれようが「市場ルール」と呼ばれようが差仕えない。われわれにとって「良き資本主義」とは、われわれ自身の全面的——かつ普遍的——な発達を勝ち取るための条件を、より多くより犠牲の少ない形で提供するそれである。そのことが資本主義にとって矛盾であることは言うまでもない。だからこそ階級闘争が続くのであって、それがいつ体制転換につながるかは——直接には——階級闘争そのものの水準にかかっている。この点で、唯物史観の「公式」に則り、生産力についての恣意的な判断から、「革命情勢」を勝手に託宣することは有害無益であろう。また「良き資本主義」＝「市民社会」（？）が、平和裡に次の政治社会に移行するなどという、階級闘争の位置づけを欠いたお説教には、正直なところ、半分しか「耳を貸す」ことができないのである。

したがって、われわれの「普遍的」——「全面的」というより強調はここにある——発達と「国際化」

が如何に関わるかという問題意識を念頭に、それを資本主導の「国際化」がいかに妨げその負担をわれわれに押しつけているか、という視点で現状を分析・批判することが、当面するわれわれの課題であろう。

## II. 「新国際分業」とは何か？

世界経済と（国民）地域経済との接点を国際分業に求めるのは正しい。しかし「新国際分業」と呼ばれるものには、既に70年代ドイツのフレーベルらによる有名な定義がある。途上国の豊富な低賃金労働力の利用を目的に、分割された労働集約的工程の国際的移転を契機とした、多国籍企業によって組織された垂直的な国際分業である。そこでは途上国の一端が、国際分業において初めて工業の特定部分を担う一方、多国籍企業＝先進国への抜けがたい従属状態に置かれる、という。はたして本特集がこの定義に従っているか否か、明示的に述べられたところはない。だが、今日の国際分業がこの「新国際分業」論に沿うものであるか問うこと、こうした基礎テーマに対するこだわりは、本研究所の出発点ではなかったのか？とはいえ、それを考えるヒントは散見される。

一例を挙げてみよう。たとえば今日の国際分業にかんして、本山美彦氏の「新・新国際分業」論は、途上国への雇用流出という「新国際分業」論の含意に対して、今日の情報・通信技術の世界的標準化から途上国でもハイテク化が生じ、工業化と同時に「脱工業化」が起こっていると、世界的「雇用不安」——途上国も巻き込んだ——を予言している（「バーチャル企業とバーチャル労働」『書齋の窓』95年5・6月号）。これに対し和田論文では、途上国ハイテク化について、それに対応すべく「教育水準の向上」が生じている、と労働者の「発達」とともに知識階層の形成——およびその役割——に注目している。むしろ技術平準化の影響として、「各地で採用される労働の質的差異は減少し、残るのは賃金水準の格差だけになるだろう」（以上29頁）、と「新国際分業」の残存をも示唆しているのである。

本山説と和田説が全面的に対立するとは思えないが、観点＝立場の差を感じただければよい。一見ラジカルだが、解決の手がかりを見出せず悲観的な議論と、われわれのそれとは違うのである。しかし手放しの楽観論でないのは当然で、問題は適切な

闘争課題の設定であり、そのための彼我に関わる正確な現状分析であろう。いずれにしても、今日の国際分業がいったい如何なるものであるか、真っ正面から論じるきっかけとなってほしい。

## III. 対抗戦略の可能性

権原論文以下では、われわれ自身が日本でなしゅること、またなすべき課題が、農業・地域・中小企業の各分野で述べられている。あるいは、その模索＝苦悩が赤裸々に語られている。今の時点ではっきりとした解決策が見出されるわけではないのである。しかし、それぞれで示された方向性を、そのキーワードでまとめると、「サステナビリティ」・「内発性」・「文化性」・「ネットワーク」となろうか？個々に論評することは避けるが、最初に述べた、国際化への「適応」ではなく「批判」でありコントロールである、という政策スタンスにも濃淡いろいろある、とだけ付け加えておく。むしろここで強調したいのは、これら対抗（？）戦略のための前提条件である。

今日、「社会主義」崩壊後の「資本主義対資本主義」ことにアジア各国の世界市場競争への参入によって、「グローバル競争」の時代となった、と言われて久しい。その実際の主導者が多国籍企業であって、われわれ自身の利害とは区別すべきとの批判は、正統であるが力不足である。先の本山説にあったように「雇用不安」が世界を覆い、労働者・住民は——内外を問わない——競争環境（イデオロギーか？）に取り込まれているからである。この点で「新国際分業」論は先見性があった。「内発的」であっても、自ら国際競争に乗り出していくこと、せいぜいが「棲み分け」（という名の適者生存＝社会ダーウィニズム）を求めるだけでは、この世界システムそのものを変えることはできない。差別化＝個性化が格差とヒエラルキー構造につながる「仕掛け」に手をつけなければ——。

資本規制のあり方や方法が問われるが、もう一つの、われわれ自身が競争を停止する、という点ではどうだろうか？このことは、対抗戦略による確かな見通しがなければ不可能だ、というのでは堂々巡りである。私としては、ベンチャーに走るアメリカよりも、長期の不況に耐え続けている、ヨーロッパの経験に学びたいと思う。その点で、冒頭「トピックス」における英仏選挙の結果分析から、さらに進ん

で、その底流にあるものを探る必要を感じている。

#### IV. 「普遍的人権」主義の陥穽

最後に浅井氏の発言の意味を考えてみたい。直接には、アメリカを中心とした西側報道に、われわれの判断基準を委ねてしまう危うさを告発するものである。「だが、しかし」と多くの人々は言うだろう。歴史は単なる繰り返しではなく、情報化=国際化の今日、途上国の人々は「原藩」を、かつての凶暴さのまま受苦することはできない。また南北問題は、「南」における経済発展の遅れに、「北」による収奪が加重して生じている。だから「北」のわれわれが連帯・協働しなくては——等々。とくに最後の議論は説得的であろう。

だが——もう一度——しかし、われわれ日本人の戦後体験を思い起こしてほしい。「戦後民主化」の決定的意義は今さら言うまでもない。しかしその成果に比して、われわれのコスト負担は十分だったのだろうか？ その後の「反安保」の闘い、あるいはその敗北にこうしたツケが回ってきたと、言えなくはない。どんな形であれ民主化は、階級闘争の条件を整備する、あるいはわれわれに有利に作用する。だが、闘いそのものを代行=省略できないし、自らが勝ち取らなかった「有利な」条件は早晚「空洞化」するであろう。マルクスは階級闘争勝利の根拠を、敵の弱さよりも味方の強さに求めた。また後者は、資本の下での工場規律（＝陶冶）や競争もあるが、何よりも階級闘争を回避しないことを求められるべきである。

それでは「われわれ」は何をなすべきか？ 「普遍的人権」を目標として掲げて、世界的——これこそが「普遍的」！——に確立しようすることは、結構なことである。その過程で「敵」が明らかにな

るからである。しかし上述のことから注意すべきは、途上国の人々に民主主義・主体としての「発達」を、強制しないことである。彼らがそれを自ら課題とするとき、そうした「発達」段階に達しようとしているのであり、その課題は自ら解決可能なものなのである——「人間が立ち向かうのはいつも自分が解決できる課題だけである」（『経済学批判・序言』）。それは教育に似ている。だが、われわれが良き「教師」でありえようか？

その点で浅井氏の指摘は正しい。「われわれ」自身の人权感覚のマヒ、民主主義の「空洞化」は著しいのである。むしろ、そうした国内の現状=展望の無さから、国際化=「開放」への期待が、海外ボランティアなどに向かわせている側面もある。しかし、「われわれ」自身の課題から逃げることはできないのであって、そのツケが国際的に波及することの方を私は恐れる。たとえば、日本で労働基準「緩和」を許したことが、東アジアにおける労働者保護の運動を阻害していると聞く。また、今回のアジア通貨・金融危機の遠因に、日本におけるバブル処理の遅れ、「円安」があるとも言われている。

注意深い読者であればお気づきのように、もう一つの注意が必要であろう。「国際化」の課題に雲散霧消させるのではなく、しかも個人レベルに還元しきってしまうのではなく、まずは国民国家=政府にやらせる（委任するのではなく！）ことである。その点、グローバリズムの下で資本と個人が直接対峙するかのよう、一見するとラジカルで勇ましい議論は、正しく目標と手掛かりを設定していないのである。

もはや紙数も尽きた。「誌面批評」の枠を越えて、かなり大胆に述べたつもりだが、むしろ「守旧派レフト」の小唄だ、との評もありえよう。皆さんの率直なご意見を承りたい。

（小林世治 所員 北海道情報大学）

## 第20回研究大会を終えて

第20回目というエポックを画する研究大会は、1997年7月19日(土)午前10時15分から20日(日)午後4時まで行われた。場所は、大津の瀬田川の中洲にある滋賀県青年会館であった。周辺は、琵琶湖や瀬田の唐橋、石山寺など、観光スポットにこと欠かぬ風光明媚の地である。この大会への参加者総数は、85名であり、昨年の19回大会の参加者数(45~50名)を大幅に上回った。とくに所属外の参加者が、10名ほどになったのは特筆すべき成果であろう。

大会のテーマは、「グローバリゼーションのなかの日本経済の進路を考える」であった。なぜこのようなテーマをとりあげたのか。「第20回大会へのお誘い」は、大要(一部修正あり)次のように書いている。

情報通信革命と多国籍企業の発展によって、市場経済の地球的一体化が促進されてきました。またソ連などの東側陣営の崩壊によって、このような資本主義的市場経済がいっきょに地球全体をおおうようになりました。いわゆる「経済のグローバリゼーション」の急進展です。このもとで、経済活動は「世界(アメリカ?)標準」によって律せられるようになり、日本では「第3の開国」「規制緩和」が唱えられるなかで、様々な問題が噴出しています。

いったい(1)グローバリゼーションの本質とは何でしょうか。ソ連・東側陣営の解体という事態は、グローバリゼーションのありかた、あるいはアメリカ国家の行動にどのような変化をもたらしたのでしょうか。東アジアへの米兵10万人駐留、イラク締め上げなどにより復活するかにみえる「米国の霸権」のゆくえはどう評価できるのでしょうか。どの程度「冷戦的思考が終わり、経済主導の時代が来た」といえるのでしょうか。こんご国民国家のありかたはどのような変容を受けるのでしょうか。

(2)地域に生きる生活者、民衆(子供や老人、原住民などを含む)の立場から考えたばあい、グローバリゼーション(たとえば多国籍企業の自由な移動)の及ぼす世界経済の融合化や情報化の便益とその社会的コストをどう総合評価したらよいでしょうか。超大国と多国籍企業の主導する「上からのグローバリゼーション」は、国際平和や「持続可能な地域づくり」にたいしてどのようなコストを課すのでしょうか。また地域の個性・自律性、文化の

多様性、地球環境の保全やエコロジー秩序に対するコストはどのようなものでしょうか。

(3)超大国と多国籍企業の主導するグローバリゼーションの動きにたいして、これまで国民国家を担い手とするさまざまな抵抗運動がみられました。しかし内向きの「閉鎖経済」構築の試みは、北朝鮮を持ち出すまでもなく失敗したことは明らかでしょう。この教訓をふまえつつ、グローバリゼーションの動きにたいして、どのような運動を創造的に展開・対置したらよいのでしょうか。かつてマルクスが『共産党宣言』で予言したように、グローバリゼーションを不可避として、その矛盾の先に解決策を求めるだけでよいのか。あるいは、資本主義の基礎上でも、グローバリゼーションにたいする何らかの民主的な規制の代案を模索するのか。後者のばあい、どのような成功例があり、展望があるのか、を明らかにしたいと考えます。

まず第1日目の午前中は、「労働法制における規制緩和を考える」というテーマでシンポジウムAを行った。伍賀一道さん(金沢大学)が、「規制緩和は何をもたらすか」、仲野組子(関西大学)さんが、「米国の規制緩和と雇用構造の変化」というテーマで報告し、森岡孝二さん(関西大学)のコーディネイタのもとで討論した。その詳細は、本号所載の論稿を参照いただきたい。

昼の12時から1時45分の間に、弁当を食べながら基礎研総会を行った。その後、午後2時から6時半まで、「グローバリゼーションとは何か、これとどう切り結ぶか」というタイトルでメインのシンポジウムBを行った。そのコーディネイタは、藤岡惇(立命館大学)が務めた。まず杉本昭七さん(阪南大学)が、「多国籍企業の視点から」と題して最初の問題提起に立った。次いで海野八尋さん(金沢大学)が、「国民経済・地域経済保全の政策的視点から」と題して、2番目の問題提起に立たれた。最後に、「地域に生きる生活者の視点から」と題して、高原一隆さん(札幌学院大学)が話をされた。その内容は、現代の社会科学が解決を迫られている根本問題にふれたるもので、きわめて興味深いものであった。本号には、都合で杉本さんと高原さんの論稿しか掲載できなかったが、いずれ時期を改めて、このシンポの内容をより全面的にお伝えできるよう努めたいと思う。

夕食後に、「今、地球と生きる——ビデオとトークで綴る『もう一つのグローバリゼーション』」と題する文化行事をおこなった。1995年の12月に立命館総長など8つの私立大学の学長の呼びかけで、戦後50年を記念して「世界大学生平和サミット」が開かれた。京都の立命館大学と比叡山延暦寺で開かれたこのサミットには、世界36ヶ国の101の大学から500名の学生が集まって、世界の平和創造の道を話し合ったという。その記録ビデオを見た後に、平和サミット声明の起草委員長を務めた奥万喜子さんから、若者たちが下から創るグローバリゼーションの展望を語っていただいた。

第2日目の午前中は、次の6つの分科会に別れて、合計24本の報告を聞き、討議した。分科会の報告は以下の通りである。

分科会A 「地球環境問題を解決する社会経済システムを求めて」：グローバリゼーションと地球環境問題（植田和弘／京都大学），アジア太平洋10ヶ国・地域におけるCO2の排出量予測（大西広／京都大学），ISO14000シリーズと企業の環境管理（佐古井一郎／県立姫路短大），地球温暖化防止をテーマとする学生の環境学習の試み（山口洋典／COP3立命館フォーラム）。

分科会B 「企業の社会的責任と企業改革運動のありかた」：空洞化する地域と不安定就業（庄司春子／京都支部），均等法の改正と女子保護の撤廃をめぐって（豊田和子／大阪支部），住友商事株主代表訴訟の意義と株主オンブズマン運動（袖岡一禎／会社経営者，株主オンブズマン），非営利法人役員の身分保証をめぐって（東野更生／コーピング理事）。

分科会C 「財政危機と福祉国家の見直し」：大震災と神戸市財政危機（池田清／神戸市職員），日本の社会保障改革の動向（横山寿一／金沢大学），先進国における財

政危機と財政改革の動向（梅原英治／大阪経済大学），雇用保障の日独比較（布川日佐史／静岡大学）。

分科会D 「地域経済と仕事おこし」：地域際収支と地域振興政策のありかた（福田善乙／高知支部），中小企業を軸にした地域活性化の模索（井内尚樹／京都経済短期大学），仕事おこしと高齢者協同組合（上村光石／東京高齢者協同組合事務局長），高度の工業集積をもった大阪市東部地域の状態（掛章孝／大阪支部）。

分科会E 「21世紀を拓く経済学」：エヴァンゲリオンの経済学（増田和夫／無所属），経済学と美学のコラボレーション（武井博之／大阪芸研），経済システム論と規範哲学（松井暁／富山大学），制度と進化の経済学をめぐって（森岡真史／立命館大学）。

分科会F 「人間発達の経済学」：福祉見直しとNPO・NGOの役割（的場信樹／金沢大学），人間発達の農業的基盤をめぐって（吉田省二／京都支部），能力主義と企業社会をめぐって（向田美智子／京都支部），生活者民主主義の国家・地域経営論——ウェップ夫妻の地域論の再構成（榎田洋／京大大学院）。

その後、午後1時より1時45分まで、お弁当を食べながら、各分科会での論点を集約する全体集会を開いた。6つの分科会で出された論点を全体で共有し、何が解決され、何が課題として残っているのかを、皆でシェアしあつたのである。

そして最後を飾る記念講演会を1時45分から4時までもった。講演者は、南克巳さん（千葉大学名誉教授）であり、論題は「グローバリゼーションと資本主義のゆくえを考える」であった。多くの質問と議論を誘発する刺激的な講演であった。その詳細は、本号掲載の論稿を参照していただきたい。

（文責／藤岡 悄 20回大会実行委員長）

# 『経済科学通信』最近のバックナンバーの御案内

## — 第81号 —

### 特集 岐路にたつ社会福祉

社会保障の制度改革と「国民負担率」	福島 利夫
民活福祉と社会保障の再編	横山 壽一
公的介護保険の基本的性格と問題点	岡崎 祐司
医療経営の変容と健康・医療保障論の課題	大松美樹雄
人間発達の社会福祉理論の構想	武本 勲・中井 健一
社会福祉の技術論体系の再検討——人間発達の社会福祉理論の構想覚書Ⅰ	中井 健一

## — 第82号 —

### 特集 インターネットの経済学

インターネットとマルクス・エンゲルス研究	赤間 道夫
インターネットの経済的意義	野口 宏
社会科学におけるインターネットの利用	吉田 央
政治学研究にインターネットは使えるか？	小堀 真裕

### 特集 金融システム破綻

日本経済の現段階と金融システム破綻	向 寿一
金融恐慌は来るのか？	伊藤 国彦

## — 第83号 —

### 特集 企業・国家・市民社会

ポスト福祉国家政治と市民的自立	山口 定
市民・企業・国家をめぐる英国政治の動き	小堀 真裕
企業活動の情報公開と市民監視	醍醐 聰
企業活動の市民監視と株主オンブズマン	森岡 孝二
大蔵省改革の課題	横田 茂

## — 第84号 —

### 特集 中国の香港

香港返還の歴史的意義について	佐藤 進
香港返還と中国の行方	陳 福波
私の「香港」物語	山本 裕美
中国本土との「経済一体化」を進める香港	姚 国利
香港返還と「一国二制度」	山口 正之
21世紀の中国経済を予測する	大西 広
「西の香港」めざす新疆ウイグル自治区	アブリキム・ハサン
構造転換に悩む瀋陽	松野 周治
世界資本主義のなかの中国	溝口 由己

## — 第85号 —

### 特集 新国際分業とアジア

歴史的転換期の世界とアジア経済	和田 幸子
東南アジアの経済成長と農業・食糧問題	櫻原 正澄
国際化のなかの地域産業政策	鈴木 茂
日本と途上国の労働者の競争関係について	小野 満
香川県東部の地場産業手袋業の歴史と課題	橋本 了一
日本のエアゾール産業と生産の国際化	高田 好章

## 編集後記

▼5年ほど『通信』編集局員（事務局）として、やってきましたが、この度、無事に就職が決まり、関東に移動することになりました。長い間、執筆者のみなさん、読者のみなさん、そして、印刷所のみなさんにはお世話になりました。今後とも、よろしくお願いします。

▼前号の鈴木茂先生の原稿「国際化のなかの地域産業政策」において、本文の注番号が脱落していました。右記の通り訂正いたします。

(石上)

ページ	段	行	誤	正
45	左	27	考察してまとめとしたい	考察してまとめとしたい <sup>1)</sup>
45	右	9	減少すると予測した	減少すると予測した <sup>2)</sup>
45	右	23	現れ始めている	現れ始めている <sup>3)</sup>
48	左	最終	兆しがみられる	兆しがみられる <sup>4)</sup>
51	左	2	課題になってこよう	課題になってこよう <sup>5)</sup>
51	右	34	していることである	していることである <sup>6)</sup>
52	左	8	可能にした	可能にした <sup>7)</sup>
52	左	23	されていることである	されていることである <sup>8)</sup>
52	右	3	拡大していることである	拡大していることである <sup>9)</sup>
52	右	25	あらわれている	あらわれている <sup>10)</sup>
53	左	3	ぶつかるに違いない	ぶつかるに違いない <sup>11)</sup>
53	左	11	進出している	進出している <sup>12)</sup>
53	左	16	進出している	進出している <sup>13)</sup>
53	左	20	貢献している	貢献している <sup>14)</sup>

また、19頁の浅井基文先生のローマ字表記がASASIとなっていましたが、ASAIIの誤りです。おわびして訂正いたします。

## 投稿規程

次の要領で投稿をお願いします。奮ってご投稿下さい。

**種類と枚数** 論文、研究ノート：50枚以内

研究動向、書評：20枚以内

いずれも、図表、注などを含む200字詰

**原稿** 審査の迅速化のため、コピー1部を添えてください。

ワープロ・パソコンをご使用の場合にはフロッピーディスクを同封してください。

**投稿先** 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局宛

**掲載料** 5000円（所外の方のみ）

## 経済科学通信（季刊）86号 1998年4月1日発行

### 編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

（〒602-0851 京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル）

TELおよびFAX (075) 255-2450

E-Mail JCC01547@niftyserve.or.jp

振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

大西 広

森岡 真史 神谷 章生

石上 秀昭 芳野 俊郎 水野喜志彦 増田 和夫

中田 晋自 木下 英雄 松居 秀博 佐々木潤子

### 編集局長

新日本プロセス株式会社

（〒601-8382 京都市南区吉祥院石原上川原町21）

TEL (075) 661-5688

価格 1部 1,200円

定期購入費（年間4冊分）4,000円（郵送料を含む）

伊田広行[著]

# 21世紀労働論

規制緩和へのジェンダー的対抗



「規制緩和」のもとに進む能力主義、総バート化、そして、性差別のうえに立つ年功制＝家族単位を徹底的に批判し、働く男女が公平に生きられる労働・社会のあり方＝シングル単位社会を提示。従来の労働組合運動のあり方に反省を迫り、労働問題をフェミニズムの視点で分析する、希望がもてる労働論。

¥2800

「マルクス」が新しい世紀に甦る!

# マルクス カテゴリー事典

マルクス・カテゴリー事典編集委員会[編]

◆気鋭・第一線のマルクス研究者100余名の共同作業で、基本概念からマルクスの核心に迫る画期的マルクス事典 ◆予備討論と編集・執筆に7年の歳月を費やし、日本のマルクス研究の蓄積と最先端の到達点とをこの一冊に凝縮した事典 ◆139項目を読む事典／索引を活用して引く辞典 予約募集中 「内容見本」をご請求下さい。

A5判上製・ケース入り・600頁／¥12,500

編集委員

石井伸男(高崎経済大・哲学) 伊藤 誠(国学院大・経済学) 大藪龍介(福岡教育大・政治学) 田畑 稔(哲学研究者) 正木八郎(大阪市立大・経済学) 渡辺憲正(関東学院大・哲学)

松石勝彦[著]

# コンピュータ制御生産と 巨大独占企業

● ¥6000

鉄鋼、石油化学、電機、電子機械、自動車をはじめ  
日本の基幹産業のコンピュータ制御生産の実際を  
図解をまじえて詳細に描出し、その経済学的意義を  
「新しい生産様式」と位置づけて追究する。

主要目次

- ◆コンピュータ制御生産と相対的剩余価値の生産
- ◆新工業化を日本企業のアジア進出やODAとの関連で追跡する。著者長年の途上国工業化研究の到達作。
- ◆自動車工業
- ◆石油化学工業
- ◆電機・電子機械工業
- ◆電力産業
- ◆コンピュータ制御生産と労働(1)(2)

中村雅秀[著]

# アジアの新工業化と日本

● ¥2600

七〇年代NIESSE化と比較しつつ、今日のアジアの  
新工業化を日本企業のアジア進出やODAとの関連で  
追跡する。著者長年の途上国工業化研究の到達作。

シリーズ 現代資本主義と世界経済 4

# 資本主義と性差別

「ジェンダー的公正をめざして

「家父長制」にかえて「ジェンダー・ヒエラルキー」概念を提示して資本主義の性差別構造を剔除。「女性問題」に新視角で切り込む氣鋭の労作。

マーティン・ジエイ[編] 竹内真澄[監訳]

● ¥5500

# ハーバーマスと アメリカ・法兰クフルト学派

アメリカ批判理論第2世代の今日的到達点を日本  
の読者のために集成した最先端の論文集。

# 青木書店

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税別】